

平成31年第1回当別町議会定例会 第1日

平成31年3月5日（火曜日） 午後 1時00分開会

**議 事 日 程 （第1号）**

開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 諸般の報告
  - 第 4 請願・陳情審査付託の件
  - 第 5 町長、教育長の平成31年度町政及び教育行政執行方針
- 散 会

午後 1時00分開議

1番	佐藤 立君	2番	五十嵐 信子君
3番	鈴木 岩夫君	4番	山崎 公司君
5番	秋場 信一君	6番	渋谷 俊和君
7番	山田 明君	8番	古谷 陽一君
9番	稲村 勝俊君	10番	石川 和栄君
11番	岡野 喜代治君	12番	市川 正君
13番	高谷 茂君	14番	島田 裕司君
15番	後藤 正洋君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	宮 司 正 毅 君
副 町 長	増 輪 肇 君
総 務 部 長	舘 田 博 道 君
総 務 課 長	長谷川 明 君
企 画 部 長	江 口 昇 君
企 画 課 長	長谷川 道 廣 君
財 政 課 長	山 田 雅 俊 君
住 民 環 境 部 長	大 畑 裕 貴 君
住 民 課 長	山 本 直 樹 君
福 祉 部 長	高 取 真 由 美 君
保 健 福 祉 課 長	山 下 勝 也 君
経 済 部 長	高 松 悟 志 君
農 務 課 長	高 田 訓 之 君
建 設 水 道 部 長	吉 尾 雅 昭 君
建 設 課 長	種 田 統 君
教 育 長	本 庄 幸 賢 君
教 育 部 長	山 崎 一 君
学 校 教 育 課 長	北 村 和 也 君
代 表 監 査 委 員	米 口 稔 君

事務局職員出席者

事務局長	野村雅史君
次長	中出徳昭君
係長	浦島卓君
主査	瀬戸貴裕君

◎開会・開議の宣告

(午後 1時00分)

○議長（後藤正洋君） ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、平成31年第1回当別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきにお配りいたしております日程表により議事に入ります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

10番 石川和栄君

11番 岡野喜代治君

を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（後藤正洋君） 日程第2、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、平成31年3月5日から3月20日までの16日間といたしましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、3月5日から3月20日までの16日間とすることに決定をいたしました。

---

◎諸般の報告

○議長（後藤正洋君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

監査委員より例月出納検査及び定期監査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご高覧願います。

以上、報告を終わります。



### ◎請願・陳情審査付託の件

○議長（後藤正洋君） 日程第4、請願・陳情審査付託の件ですが、お手元に請願・陳情文書表が配付されております。

会議規則第95条及び第92条第1項の規定により、請願・陳情文書表1番、国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書について、紹介議員の説明を求めます。

鈴木議員。

○3番（鈴木岩夫君） 当別町議会議長、後藤正洋様。

国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書。

請願団体名、新日本婦人の会当別支部支部長、佐藤美智子、当別町農民同盟委員長、堀梅治、公益社団法人北海道勤労者医療協会当別社員支部支部長、今野一三六、全日本年金者組合当別支部支部長、相馬ひろ子、太美地域社会保障勉強会会長、菊地眞生。

紹介議員は、当別町議会議員、鈴木岩夫です。

請願の趣旨を説明いたします。

私たちの暮らしや地域経済は今、大変深刻な状況です。8%増税によって戦後初めて2年連続で個人消費がマイナスになりました。増税と、年金カット・医療・介護など社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、「これ以上節約するところがない」と悲鳴が上がっています。自治体の財政も消費税が大きく圧迫しています。

国政を揺るがす「統計不正」の問題も明らかになり、増税の根拠とされた「賃金上昇」を偽装したとの指摘も出ています。

ところが政府は、2019年10月の消費税率10%への引き上げをあくまで行う姿勢を崩していません。税率10%への引き上げで5.6兆円の増税となり、「軽減」分を差し引いても4.6兆円＝1世帯当たり8万円の増税という試算も出ています。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況が再来します。

加えて税率引き上げと同時に実施を狙う「軽減税率」には、重大な問題があります。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれますが、運送費や加工費、広告宣伝費など10%の分の値段は値上がりします。さらに、現金払いかクレジットカード払いか、中小業者かコンビニか大手スーパーかで違う複雑な「ポイント還元」、これも増税後9カ月間の限定です。小売業界からも「混乱を招く」として、政府に意見書が提出されています。

そして、2023年に導入される「インボイス（適格請求書）制度」は地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があ

ります。

景気悪化を招き、低所得者ほど負担が重いのが消費税の特徴です。「今、消費税を上げるときなのか」といった声が大きく広がっています。

以上の趣旨から下記の事項についてお願いいたします。

請願事項

一、2019年10月の消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書を政府に送付していただくこと

以上です。ぜひとも地域をこれ以上疲弊させない、地域の小売店業者を守っていく、住民の暮らしを守っていく、そういう観点から慎重な審議をしていただき、採択されることをお願いして説明いたします。

○議長（後藤正洋君） ただいま紹介議員の説明がありました請願・陳情文書表1番については、総務文教常任委員会に審査終了まで付託いたします。

次に、2番、町独自で国保税の1万円引き下げと国保の抜本的改革を国に求める請願書について、紹介議員の説明を求めます。

鈴木議員。

○3番（鈴木岩夫君） 当別町議会議長、後藤正洋様。

町独自で国保税の1万円引き下げと国保の抜本的改革を国に求める請願書。

請願団体名、公益社団法人北海道勤労者医療協会当別社員支部支部長、今野一三六、全日本年金者組合当別支部支部長、相馬ひろ子、当別町農民同盟委員長、堀梅治、新日本婦人の会当別支部支部長、佐藤美智子、太美地域社会保障勉強会会長、菊地眞生。

紹介議員、当別町議会議員、鈴木岩夫。

高過ぎる国民健康保険税に住民が悲鳴を上げています。高過ぎる保険料税は、住民の暮らしを苦しめているだけではなく、国民健康保険制度の根幹を揺るがしています。

全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを「国保の構造問題」とし、「国保を持続可能とする」ためには、「被用者保険との格差を縮小するような、抜本的な財政基盤の強化が必要」と主張しています。日本医師会などの医療関係者も、国民皆保険制度を守るために、低所得者の保険料税の引き下げを求めています。

国保の都道府県化により、今後年々国保税が高くなっていく状況があります。

国保加入者の平均保険税（1人あたり）は、政府の試算でも中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍という水準です。国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国保が、他の医療保険制度に比べて著しく不公平で、庶民に大変重い負担を強いる制度になっているのです。高過ぎる保険税の問題を解決することは、住民の暮らしと健康を守るためにも、国保制度の持続可能性にとっても、社会の公平・公正を確保する上でも、重要な政治課題です。

よって、以下の施策を実施するよう強く要望します。また町、国に対して要望すること

を強く求めます。

要望内容

町に対する要望内容

1. 町独自で国保税を1万円引き下げること。

国に対する要望内容

1. 国保の低率国庫負担の増額を要望し続けている全国知事会、全国市長会、全国町村会なども要求している、公費1兆円を投入して、協会けんぽ並み負担率にすること。

2. 「人头税」と同じ「均等割」「平等割（世帯割）」を廃止し、国保税を協会けんぽ並みに引き下げること。

3. 困ったときに、困った人を助ける国保制度にするため、生活困窮者の国保税を免除し、その費用は国庫で補う国債の制度をつくること。

以上です。この件につきましても十分な慎重な審議をお願いして、説明とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） ただいまの請願・陳情文書表2番については、産業厚生常任委員会に審査終了まで付託いたします。

続きまして、3番、日米貿易協定交渉の中止を求める陳情書については、産業厚生常任委員会に審査終了まで付託をいたします。



### ◎町長、教育長の平成31年度町政及び教育行政執行方針

○議長（後藤正洋君） 日程第5、町長、教育長の平成31年度町政及び教育行政執行方針を行います。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時19分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

町長。

○町長（宮司正毅君） 平成31年第1回当別町議会定例会開会に当たりまして、新年度の町政執行方針を申し上げます。

私が2期目の町長に就任しましてから2年目の執行方針となりますが、依然として、人口減少に歯どめがかかっていないのが現状であります。社会減につきましては改善の兆しが見た一方で、自然減では出生数の伸び悩みと高齢化社会における死亡者数の増加の傾向

が続いており、自然減の対策が急務であると感じているところであります。

こういった中、人口減少対策として策定しました「当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、新年度に最終年を迎えることから、これまでの施策の成果を分析し、次期総合戦略につなげていく年となります。

また、人口減少の要因分析の精度アップを図り、要因・課題の整理及び対策の検討をあわせて行っていくこととしております。

これまでの取り組みを振り返ってみますと、まず、「北欧の風 道の駅とうべつ」の開業があります。

平成29年9月23日の開業から本年2月28日までの1年と5カ月の間に入場者数は110万人を超え、また、販売高は約6億円に達し、順調な滑り出しで、交流人口の増加と経済効果を生み出すことにつながっております。

このことは、町内農業者や商工業者そして株式会社t o b eの日々の努力により、道の駅が町の「産業力強化」の一翼を担い、町の稼ぐ力を向上させる起爆剤としての機能を発揮したものと感じております。

ふるさと納税の寄附金が飛躍的に増加してきていることも挙げられます。

特に平成30年度の寄附金額は過去最高で、8億円を大きく上回っており、こういったことも、町内事業者の経済活性化に大きく寄与している。このことも「産業力強化」の一翼を担うものとなっております。

一方、ホームセンター等の新規出店など3社の企業誘致を達成し、また、創業件数、起業とも言えます。これも11件となっております。総合戦略のK P Iの目標は満たしてはおりますが、産業力が大きく飛躍するためには、これで十分とは思っておりませんので、今後も注力すべきものと捉えております。

小中一貫教育も平成29年度からスタートしております。義務教育9年間を見通した教育活動や、中学校教員による小学校での授業の実施、小中学校間における児童生徒、教員の交流、コミュニティ・スクールの導入など、小中一貫教育の取り組みを着実に進めてきております。

こういった中で、平成30年度は一体型義務教育学校の建設を決定し、新年度は、新校舎建設に向けてより具体的に動き出す年となります。

加えて、町再生を目指して駅周辺の土地利用を示す立地適正化計画の策定を進めてきております。新年度は、新たな居住環境の構築とともに、役場庁舎のあり方や建設場所についても考えていくこととなります。

さらに、産業力の強化の根本となる企業誘致や既存企業の規模拡充、新たな起業などを進めるべく、国の法律に対応した計画策定や町独自の支援策の制度化に取り組んできた結果、町内大手菓子企業の、お菓子です、お菓子企業の規模拡大や町内へ進出希望のある複数企業との交渉が今進んできておまして、一定の成果があらわれてきているところであります。



こういった取り組みの流れをさらに加速させるべく、これより、新年度に実施する施策・事業の具体的な内容について、総合戦略の各目標に沿ってご説明をいたします。

総合戦略は4つに大きく分けておりまして、1つは「まちに人を呼び込む『定住・交流』の促進」にかかわる施策、2つ目が「産業力の強化」にかかわる施策、3つ目が「エネルギー地域分散型都市の形成」にかかわる施策、4つ目が「未来を担う子どもの育成と町民が幸せに暮らせる社会の形成」にかかわる施策であります。順に少々お時間をいただいて説明をいたします。

最初の「まちに人を呼び込む『定住・交流』の促進」にかかわる施策の展開については、定住人口増加の促進については、先ほども申し上げましたが、さらに精度を高めた人口減少の要因分析に努め、減少傾向が緩やかになってきている社会減を社会増に転じさせるために、また、少子化・高齢化による急激な自然減に歯どめをかけるために、それぞれ効果的な対策を考案すべく、全庁的に取り組みを始めたところであります。

また、「移住促進プロジェクト」についてですが、新年度は、内閣府の地方創生推進事業であります「わくわく地方生活実現政策パッケージ」というのがありますが、これを活用して、首都圏からの移住者に対して補助金を交付するよう準備を進めてまいります。

あわせて、こういった交付金を有効に活用するため、また、新規就農者など当別町産業に直接寄与する移住者を募集するため、交流を進めております東京都中野区において移住の相談会を開催するよう、準備を進めております。

加えて、北海道医療大学生の町内居住増加を促進するために、引き続き「学生居住1,000人プロジェクト」を推進してまいります。

新年度におきましても新たに町内に居住して、住民票を異動した新入学生に対して新生活の応援事業を実施するとともに、さらなる学生の町内居住が図られるようアルバイト支援事業を実施いたします。

「公共交通の活性化プロジェクト」についてですが、当別町のコミュニティバスは、年間約14万人の利用があり、地域の足として定着をしております。

新年度は、特に高齢者や通勤通学者のさらなる利便性の向上を図るため、地域のニーズを捉えた運行ダイヤや路線の見直しを行うとともに、バスの位置情報がスマホなどでリアルタイムにわかる「バスロケーションシステム」を導入するなど、誰もが使いやすい公共交通サービスの改善を進めてまいります。

札沼線廃止に伴う新たな公共交通の構築についてですが、今後の空知3町との交流継続を見えた代替交通となります当別・月形間のバス運行については、2020年の春の運行開始を目指し、沿線住民の皆様と情報交換をしながら、協議を進めてまいります。

次に、交流人口の促進についてですが、これも冒頭でも申し上げましたけれども、道の駅への110万人の来場者のうち、その大半が札幌市など町外からの来場者でありますので、従前の観光入り込み客数40万人に加えて、交流人口は大きく増加したことになります。

この来町者に町内を周遊してもらうことが非常に重要であります。新年度におきまして

は、周遊先となる観光資源などの掘り起こしや、レンタサイクルの効果的な活用を含めた魅力的な周遊ルートの構築などを進めていかなければならないと考えております。

また、近年の健康ブームの中で、マラソンの愛好者がふえてきておりますが、全国的には気温が高くなる夏場の大会が少なく、北海道内での開催を望む声が多い状況の中、昨年、スウェーデンヒルズにおいて第1回当別スウェーデンマラソンが開催され、道内外から多数の選手が参加しました。応援に来た方を含めると2,000人を超える一大イベントとなりました。

当別スウェーデンマラソンは、当別町の魅力を全国に発信し、交流人口の増加を図る上で、非常に有効なイベントであることから、新年度の開催につきましても支援を行ってまいります。

次に、「災害に強いまちづくりプロジェクト」についてですが、昨年の台風21号に続く北海道胆振東部地震の発生に対して、速やかに災害対策本部の設置や避難所の開設を行いました。

当別町においても停電が発生しましたが、幸いにも比較的早い段階で復旧しましたが、この災害を教訓として、当別町地域防災計画を初めとする各種計画やマニュアルの見直しを行ってまいります。

また、主要となる各避難所の備蓄品を増加するほか、情報伝達訓練や職員向け図上演習といった防災に関する知識及び技能の向上に向けた取り組みを行ってまいります。

今回の災害により、役場庁舎建てかえの緊急性が一段と高まったものと認識しております。老朽化した庁舎等公共施設の更新に関しては、再編や複合化、官民連携などさまざまな知恵や工夫が創出されていることから、総合的に判断していく必要があると考えておりまして、我が町に最適な手法と具体的な方向性を示すための取り組みを行ってまいります。

災害に備えた道路・河川の改修についてですが、近年、増加する集中豪雨や局所的な大雨による水害から住民を守るため、パンケチュウベシナイ川上流の河川改修に向けた調査設計を実施いたします。

また、大雨時には通行どめとなる「町道中小屋線」については、安全で円滑な道路交通を確保するため道路改良工事に着手いたします。

2つ目の施策、「稼ぐ力」を身につけるための「産業力の強化」にかかわる施策の展開についてですが、町内既存企業の拡充支援について、昨年改正しました企業立地促進条例、あるいは、中小企業特別融資制度を活用した新たな設備投資など、経済活動の活発化の動きが見られます。今後も町内商工業の基礎体力を向上させるべく、制度の周知を含め町内商工業者とのコンタクトをしっかりととってまいります。

新規の企業立地に関しましても、道の駅の集客に着目した、その周辺地域での事業計画が数件ありまして、現在進行形で検討が進んでおり、ここ数年、誘致に注力してきた成果が徐々に見えつつあります。実現はまだこれからであります。誘致を達成できますよう、

町内関係団体・機関とよく連携をして、誘致に向けた努力を継続してまいります。

また、「地域未来投資促進法」に基づき平成29年12月に策定した基本計画を活用し、町内企業の「稼ぐ力の向上」を図ると同時に、新規企業の誘致を推進してまいります。

新年度、新たな取り組みとしましては、先ほど触れました「わくわく地方生活実現政策パッケージ」、内閣府のやつです。これを活用して、起業にかかわる初期投資を財政的に支援し、町内のみならず町外からの起業を促進してまいります。

また、ここ数年、首都圏を中心とした企業誘致のPRに努めてまいりましたが、新たに関西エリアの企業に対してアプローチするため、北海道銀行と連携をして大阪市における企業誘致セミナーを開催し、道外企業の本町への誘致PRに取り組んでまいります。

次に、「当別町農業10年ビジョン推進プロジェクト」についてですが、去年は天候不順や災害により多くの農産物が減収となる中、花卉に関しては、出荷量が減少しながらも販売額は前年度対比で増加しており、花卉のブランド力・産地としての当別町の底力を感じました。

また、「北欧の風 道の駅とうべつ」は、ここでは「はなポッケ道の駅店」として町内農畜産物の販売に努められておりますが、道の駅はこれまで110万人もの集客がある状況で、出荷している農家は、農畜産物の販売拠点としてのポテンシャルを十分に実感されたことと思います。

こういったよい流れを大切に、これらに加えて2次産業化、6次産業化をより一層推進することで高付加価値化につなげ、「当別町農業10年ビジョン」を強力に進めていけるものと期待しております。

なお、この「当別町農業10年ビジョン」のフォローアップの重要性を認識し、昨年12月より、農協、改良区、集出荷団体、農業委員会など農業関係団体のトップの方々と今後の農業振興について協議を開始をいたしました。

新年度も3カ月に1回のペースで協議を重ね、ブランド農産物の構築や農地バンクの整備、新規就農対策について議論を深めて参ります。

一方で、昨年末にTPPが発効し、今後、ますます農家に競争力が求められ、小規模農家や担い手のいない農家の離農が予測されます。農業が夢を持てるような魅力ある産業にするためには、まず農家がもうかることが必要でありますし、大都市・札幌市に隣接する優位性を生かし、就農意欲を持つ人材を町外から呼び込むべくPR活動が必要であると考えています。

こうした中で、新年度においては、カボチャ専用施設の整備を行い、製品率向上と安定供給を図るとともに、はなポッケ道の駅店における新たな販売力強化のための支援に加え、新規就農者や労働力不足を補完するためのGPS・ドローン等を活用したスマート農業の普及に取り組んでまいります。

次に、「当別町道の駅プロジェクト」についてですが、冒頭でも触れましたけれども、多くの関係者の努力により、着実に道の駅が我が町の産業力強化へとつながっております。

この努力の継続こそが、町の産業力、そして経済効果を生み出す原動力となります。

道の駅の現状での課題は、冬期間の来場者の減少です。これを改善するために農産物直売所の通年営業ができるよう、町といたしましても運営に必要な施設整備や道の駅のPRなどを行うとともに、株式会社tobeが、最大限のパフォーマンスを発揮できますよう、必要な支援を講じてまいります。

3つ目の施策の「再生可能エネルギー活用」にかかわる施策の展開であります。

再生可能エネルギー活用については、これまで「太陽光発電所の設置・誘致」、「北欧の風 道の駅とうべつへの地中熱・雪氷熱の導入」、「木質ペレットの公共施設での活用及び実証事業」などのプロジェクトを実施してまいりました。

新年度は、我が町に豊富に賦存する再生可能エネルギーの中でも最も有力な資源であります「木質バイオマスエネルギー」の活用による事業化に向け、その源となる林業の振興を目指して森林整備を着実に進めるとともに、平成30年度に策定しました「木質バイオマス熱利用事業化計画」に基づきまして、西当別小学校と中学校への木質チップボイラーの導入に向けた実施設計に着手してまいります。

加えて、木質バイオマスを活用した発電及び発電により発生する熱の利活用に係る事業化についても、関係事業者と協議を進めてまいります。

さらに、昨年6月に作成しました「地球温暖化対策推進実行計画」に基づく施策の一つとして、公共施設にLED照明の導入を進めるなど、省エネルギーによる地球温暖化対策にも積極的に取り組んでまいります。

最後の4番目の「未来を担う子どもの育成と町民が幸せに暮らせる社会の形成」にかかわる施策の展開についてですが、まず「小中一貫教育推進プロジェクト」についてですが、小中一貫教育のさらなる発展に必要となる一体型義務教育学校の2022年度の開校に向けて、作業を進めてまいります。

また、昨年11月に、青少年の体育・スポーツ及び健康づくりにおいて、北海道医療大学と北海道銀行とともに「日本体育大学」と連携協定を締結いたしました。

今後、町内青少年の日本体育大学への派遣や、日本体育大学の教員・学生及びOBなどの指導者の招へい、技術指導といった専門的な事業構築について協議を進め、早期の事業化に向けて努めてまいります。

次に、「子育て世帯応援プロジェクト」についてですが、太美地区での幼稚園機能を構築するため、「ふとみ保育所」は、平成31年4月より幼稚園と保育園の両方の機能を兼ね備えた「公私連携幼保連携型認定こども園」に移行いたします。

また、国の制度改正で「幼児教育無償化」が本年10月から実施されることにより、子育て世帯への経済的負担の軽減も図られることとなります。

次に、課題の町内の医療体制についてであります。在宅医療の役割を担う施設が必要であると判断しており、施設誘致に向けて、現在、適正な施設規模や機能といった具体的な検討作業を進めております。

また、新年度からの初期救急医療体制については、町内の4つの医療機関による当番医は、多くの町民が診療を求める時期であります12月から3月の冬期間の利用とし、それ以外の期間は、江別市内の休日当番医を利用していただくこととなります。

夜間の診療につきましては、これまでの「江別市夜間急病センター」のほかに、新たに札幌市内の病院を初期救急協力病院として利用できるよう今協議をしております。

初期救急電話相談窓口につきましては、引き続き「救急安心センターさっぽろ」などを利用していただき、相談窓口の利用啓発に努めてまいります。

次に、健康づくりの取り組みについてですが、胃がんや胃の病気のリスク軽減のため、予防効果が最も高いと言われております中学校2年生を対象とした「ピロリ菌検査・除菌事業」を新たに実施します。

加えて、当別町を「むし歯ゼロ」の町にすることを目指して、取り組みを進めていきたいと考えております。

これまで、子どものフッ化物洗口を学校教育・幼児教育に取り入れるなど、進めてきておりますが、今後さらに取り組みを強化していくために、北海道医療大学や町内歯科医師会と協議を重ねてまいります。

以上、新年度に取り組む施策の概要につきまして、申し述べました。

新年度は、元号も変わる中、新たな一步を踏み出す時期であると感じておりまして、次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定とあわせて、第6次総合計画の策定にも着手し、これまでの成果からつながる、より効果的な施策を構築していくことに努めてまいります。

また、2020年、来年は当別町は開拓から150年という節目の年を迎えることにもなりますので、新年度、31年度は町民一人一人の機運を高める取り組みを行うとともに、将来を見据えたまちづくりを模索していくことが必要な年になると認識しております。

町職員とともに課題に正面から向き合い、新年度も全力で町政執行に取り組むことをお約束するとともに、議会議員の皆様方におかれましては、今後ともご理解・ご協力を切にお願い申し上げます、平成31年度の町政執行方針といたします。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 平成31年第1回当別町議会定例会の開会に当たり、当別町教育委員会所管行政の執行に関する方針、具体的な取り組みについて申し上げます。

当別町教育委員会は、「子どもの発達や学びの連続性を踏まえた小中一貫教育の推進」を基本方針とし、目指す人間像として「社会を背負う、世界にも通用する『知・徳・体』を備えた人」を掲げ、平成29年4月より「併設型小中一貫教育」を当別地区、西当別地区で開始し、本年は3年目を迎えます。この2年間、9年の一貫した教育課程と学校種の枠を超えた教員の協働により、児童生徒一人一人に対し、きめ細やかな指導をすることができました。それにより、学力、体力、心の成長がこれまで以上に進んでいる、そのような手応えを感じているところであります。

平成31年度は、さらに一貫教育を発展させるべく、小中一貫した教科指導の充実（教科系統表の活用による効果的な授業、主体的・対話的で深い学びの実践）、新学習指導要領対応（小学校英語やプログラミング教育）、学校間のさらなる協働、学校運営協議会の充実の4点を核に、教育活動を活性化させていく考えであります。

また、2022年度に開校予定の「一体型義務教育学校」の建設と教育課程について、精力的に整備、研究を進めていきますし、教員の働き方の改善、当別夢の国幼稚園並びに新たに設置する西当別地区の認定こども園と一貫教育との効果的な接続、北海道当別高等学校の今後のあり方についても、高校とともに検討してまいります。

以上、平成31年度の方針について、申し上げました。

次に学校教育、社会教育、子ども未来、3課の主な施策について申し上げます。

最初に「学校教育」について申し上げます。

基本方針を「子どもの発達や学びの連続性を踏まえた一貫教育の推進」とし、重点目標を確かな学力の育成、豊かな心の育成、健やかな体の育成の3点といたしました。

それぞれの達成指標と具体的な取り組みを申し上げます。

初めに、重点1「確かな学力の育成」についてであります。

達成指標として「全国学力・学習状況調査や各種学力検査全国平均以上」を掲げ、9年を通した教育課程の編成と実施、9年を通した学習規律の確立、特別な支援を必要とする子どもに対する支援、一貫教育推進講師や外国語指導助手（ALT）の継続配置、小学校の授業改善を目的とした北海道教育委員会指定事業（当別小学校・西当別小学校共同指定）の成果波及、社会教育課、子ども未来課との学習支援や読書活動の推進などに取り組んでまいります。

次に、重点2「豊かな心の育成」についてであります。

達成指標として「小中合同による多彩な取り組みといじめ0（ゼロ）」を掲げ、小中合同による考え議論する道徳の実現に向けた授業改善、発達段階を踏まえた生徒指導、不登校児童生徒の情報共有と指導、芸術鑑賞やボランティア活動などに取り組んでまいります。

次に、重点3「健やかな体の育成」についてであります。

達成指標として「全国体力・運動能力、運動習慣等調査全種目全国平均以上」を掲げ、北海道医療大学や日本体育大学との連携による指導者研修や児童生徒指導の実施、フッ化物洗口の実施要領の改善、当別町食生活改善協議会や北海道当別高等学校との連携による食育の推進、学校運営協議会（CS）による保護者・地域と連携した児童生徒の生活習慣改善などに取り組んでまいります。

以上、学校教育について申し上げました。

続けて、社会教育について申し上げます。

基本方針を「全ての町民が幸せを実感できる生涯学習社会の実現」とし、重点目標を多彩な生涯学習プログラムの展開、読書活動の推進、学校を核とした地域力強化プラン事業による児童生徒、学校支援、家庭教育支援の4点といたしました。

それぞれの達成指標と具体的な取り組みを申し上げます。

初めに、重点1「多彩な生涯学習プログラムの展開」についてであります。

達成指標として「プログラム及び参加者数前年比10%増」を掲げ、当別高校や北海道医療大学、日本体育大学との新たな学習プログラムの実施、新たに立ち上げます「歴史・文化プロジェクト」による古文書解析の上級者養成、伊達邸別館などの歴史文化財産の改修や資料整理、「ことぶき大学」など高齢者の生きがいづくりを目的とした多世代交流事業、「ふれスポwithAMB」との連携による生涯学習の推進などに取り組めます。

なお、「ふれスポwithAMB」は、指定管理の契約期間が平成31年3月に満了となりますが、これまでの活動実績の評価と団体としての安定性から継続して指定する方針であります。

次に、重点2「読書活動の推進」についてであります。

達成指標として「児童・生徒一人当たりの図書貸し出し冊数10%増」を掲げ、ブックスタートやブックセカンド、読み聞かせなどの保護者啓発事業、巡回図書事業の拡充、学習交流センターと西当別コミュニティーセンター両図書室での新たなシーズンイベントの開催、学校への図書司書派遣事業の拡充などに取り組んでまいります。

次に、重点3「学校を核とした地域力強化プラン事業による児童・生徒、学校支援」についてであります。

達成指標として「学校要望100%達成」、「放課後学習会や土曜学習会への参加者数前年比10%増」を掲げ、各学校への講師派遣事業、外国語や部活動外部指導者などの講師発掘、放課後学習会や土曜学習会の拡充などに取り組んでまいります。

次に、重点4「家庭教育支援」についてであります。

達成指標として「交流事業への参加者数前年比10%増」を掲げ、子ども未来課や福祉部との連携による子育て支援事業や多世代交流事業、リトミック（音楽や体操）を取り入れた新たな子育て支援事業、家庭教育ナビゲーターの養成と活用などに取り組んでまいります。

以上、社会教育について申し上げます。

続きまして、「幼児教育と子育て支援」について申し上げます。

基本方針を「子どもの健やかな成長のために」とし、重点目標を家庭と一体となった子育て支援、幼児教育・保育の充実、早期療育の推進、児童虐待の防止の4点といたしました。

この4つの重点目標につきましては、相互に関連を持つことから共通した達成指標と具体的な取り組みといたしました。

達成指標として、各事業の参加者数前年比10%増、幼児教育と義務教育の接続プログラムの作成、児童虐待事案0（ゼロ）、一時保護事案0（ゼロ）の4点を掲げ、社会教育課や福祉部との連携による子育て支援、保育料無償化の取り組みの拡大、各認定こども園との連携による幼児教育の推進、就学に向けた幼保小間の接続プログラムの作成、子どもプ

レイハウスでの学習やスポーツ活動の充実、児童相談所など各機関との連携強化などに取り組んでまいります。

以上、平成31年度の当別町教育委員会所管行政の執行に関する方針と3課の主要な施策について申し上げます。

当別町教育が目指す人間像～社会を背負う、世界にも通用する知・徳・体を備えた人～実現のため、教育委員会としてこれらの施策を確実に実行していく所存であります。

町民の皆様、町議会の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） ただいまの町長、教育長の平成31年度町政及び教育行政執行方針に対する各会派による代表質問を3月8日に行いますので、質問予定者は本日本会議終了後、午後5時までに議長に通告願います。



#### ◎休会の議決

○議長（後藤正洋君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、議案審査のため、あすから3月7日までの2日間を休会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。



#### ◎散会の宣告

○議長（後藤正洋君） 本日はこれにて散会いたします。

3月8日は午前10時から会議を開きます。

本日はご苦労さまでございました。

（午後 1時58分）



地方自治法第123条の規定により署名する。

令和元年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成31年第1回当別町議会定例会 第2日

平成31年3月8日（金曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第2号）

開 議

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成30年度当別町一般会計補正予算(第6号))
- 第 3 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
(北海道市町村総合事務組合規約の制定及び廃止の協議について)
- 第 4 議案第 1号 平成30年度当別町一般会計補正予算(第7号)
- 第 5 議案第 2号 平成30年度当別町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 第 6 議案第 3号 平成30年度当別町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 第 7 議案第 4号 平成30年度当別町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 8 議案第 5号 平成30年度当別町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第 9 議案第 6号 平成30年度当別町水道事業会計補正予算(第2号)
- 第10 町長、教育長の平成31年度町政及び教育行政執行方針に対する代表質問
- 第11 議案第 7号 平成31年度当別町一般会計予算
- 議案第 8号 当別町立地適正化計画策定委員会条例制定について
- 議案第 9号 当別町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第10号 当別町森づくり基金条例制定について
- 議案第11号 当別町社会体育施設等に係る指定管理者の指定について
- 議案第12号 札幌広域圏組合規約の変更の協議について
- 議案第13号 札幌広域圏組合の解散及び解散に伴う財産処分に関する協議について
- 議案第14号 札幌市及び当別町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 議案第15号 平成31年度当別町国民健康保険特別会計予算
- 議案第16号 当別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第17号 平成31年度当別町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第18号 平成31年度当別町介護保険特別会計予算
- 議案第19号 平成31年度当別町介護サービス事業特別会計予算

- 議案第20号 平成31年度当別町下水道事業特別会計予算  
議案第21号 当別町下水道条例の一部を改正する条例制定について  
議案第22号 平成31年度当別町水道事業会計予算  
議案第23号 当別町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

散 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
5番	秋場信一君	6番	渋谷俊和君
7番	山田明君	8番	古谷陽一君
9番	稲村勝俊君	10番	石川和栄君
11番	岡野喜代治君	12番	市川正君
13番	高谷茂君	14番	島田裕司君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	舘田博道君
総務課長	長谷川明君
税務課長	佐藤剛一君
企画部長	江口昇君
企画課長	長谷川道廣君
財政課長	山田雅俊君
住民環境部長	大畑裕貴君
住民課長	山本直樹君
環境生活課長	岸本昌博君
福祉部長	高取真由美君
保健福祉課長	山下勝也君
介護課長	辻野幸一君
経済部長	高松悟志君
農務課長	高田訓之君
商工課長	森淳一君
エネルギー推進室長	吉野裕宣君
建設水道部長	吉尾雅昭君
建設課長	種田統君

上下水道課長	岩 城 正 志 君
教 育 長	本 庄 幸 賢 君
教 育 部 長	山 崎 一 君
学校教育課長	北 村 和 也 君
子ども未来課長	須 藤 政 信 君

**事務局職員出席者**

事 務 局 長	野 村 雅 史 君
次 長	中 出 徳 昭 君
係 長	浦 島 卓 君
主 査	瀬 戸 貴 裕 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきにお配りいたしております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

10番 石川和栄君

11番 岡野喜代治君

を指名いたします。



◎報告第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第2、報告第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました報告第1号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

平成30年度当別町一般会計補正予算（第6号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により平成31年1月15日付をもって専決処分をいたしましたので、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

本補正予算は、歳入歳出ともに6億3,021万9,000円を増額し、その総額を103億4,261万4,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページと2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましてはまちづくり基金への積立金4億円、ふるさと納税ポータルサイト利用料2,246万8,000円、ふるさと納税記念品2億円などを増額するもので、この財源とい

たしましては寄附金4億円、繰入金2億2,681万9,000円などを増額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第1号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、報告第1号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。



#### ◎報告第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第3、報告第2号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました報告第2号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

北海道市町村総合事務組合规約の制定及び廃止の協議についてであります。同組合を構成する団体に変更が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により平成31年2月15日付をもって専決処分をいたしましたので、これをご報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第2号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、報告第2号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第4、議案第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第1号 平成30年度当別町一般会計補正予算（第7号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに1億8,279万1,000円を増額し、その総額を105億2,540万5,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから3ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

次に、繰越明許費の補正につきましては4ページに記載の「第2表 繰越明許費の補正」を、債務負担行為の補正につきましては5ページに記載の「第3表 債務負担行為の補正」を、地方債の補正につきましては6ページに記載の「第4表 地方債の補正」をご高覧いただきたいと存じます。

歳出の主なものとしたしましては財政調整基金への積立金2,000万円、減債基金への積立金1億9,110万7,000円、当別町一体型義務教育学校地質調査委託業務1,601万3,000円、当別町一体型義務教育学校測量業務委託634万円などを増額し、基幹水利施設修繕料879万1,000円、森林作業道水田の沢線の開設工事2,591万6,000円、道営森林管理道曾根の沢線開設事業負担金700万円などを減額するもので、この財源としたしましては町税4,500万円、繰入金2,059万5,000円、繰越金1億4,088万4,000円などを増額し、道支出金2,071万8,000円、町債2,010万円などを減額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切ってご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第1号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決



○議長（後藤正洋君） 日程第5、議案第2号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第2号 平成30年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに6,254万6,000円を増額し、その総額を21億5,156万3,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出の主なものとしたしましては保険給付費6,244万6,000円などを増額するもので、この財源としたしましては道支出金3,573万8,000円、繰越金2,680万8,000円などを増額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第2号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。



### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 次に、日程第6、議案第3号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第3号 平成30年度当別町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに393万円を増額し、その総額を15億7,404万2,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出としたしましては保険給付費1,466万円を増額し、総務費38万2,000円、基金積立金

51万7,000円、地域支援事業費775万円、諸支出金208万1,000円を減額するもので、この財源といたしましては支払基金交付金203万7,000円、道支出金192万4,000円、繰入金53万円、繰越金213万4,000円などを増額し、国庫支出金279万9,000円を減額して処置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第3号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。



#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第7、議案第4号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第4号 平成30年度当別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに18万5,000円を減額し、その総額を6,819万2,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましてはサービス事業費18万5,000円を減額するもので、この財源といたしましては繰入金395万3,000円などを増額し、サービス収入417万4,000円を減額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第4号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第8、議案第5号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第5号 平成30年度当別町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに5,784万9,000円を減額し、その総額を8億3,556万4,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

次に、地方債の補正につきましては、3ページに記載の「第2表 地方債の補正」をご高覧いただきたいと存じます。

歳出といたしましては下水道費において一般管理費17万5,000円を増額し、建設費5,802万4,000円を減額するもので、この財源といたしましては分担金及び負担金126万7,000円を増額し、国庫支出金2,910万3,000円、繰越金49万4,000円、諸収入1万9,000円、町債2,950万円を減額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第5号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第9、議案第6号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第6号 平成30年度当別町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的収入においてその他営業収益238万2,000円を増額し、消費税還付金229万円を減額し、収入総額を6億9,111万3,000円といたしました。

次に、収益的支出において資産減耗費255万1,000円を減額し、支出総額を6億3,826万5,000円といたしました。

次に、資本的収入において企業債2,050万円、補償金267万7,000円を減額し、収入総額を1億2,389万4,000円といたしました。

また、資本的支出において上水道設備費2,906万3,000円を減額し、支出総額を2億6,337万2,000円といたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第6号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○議長（後藤正洋君） 再開します。



◎町長、教育長の平成31年度町政及び教育行政執行方針に対する  
代表質問

○議長（後藤正洋君） 次に、日程第10、町長、教育長の平成31年度町政及び教育行政執

行方針に対する代表質問を行います。

なお、再質問は認められませんので、町長、教育長には答弁漏れのないようご留意願います。

それでは、最初に会派清風、稲村君の質問であります。持ち時間は30分です。

稲村君。

○9番（稲村勝俊君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、会派清風を代表いたしまして、町長の町政執行方針に対する代表質問を行います。

私たち会派清風は、市川正議員、岡野喜代治議員、古谷陽一議員、そして私稲村勝俊の志を同じくする4名で構成をしております。当別町を暮らしやすい町とするために、議会活動に取り組んでいる会派でございます。宮司町長が目指すまちづくりをよりよい形で一歩でも前へ進めるために、是々非々の立場で代表質問をいたします。

初めに、町に人を呼び込む定住、交流の促進に係る施策の展開について2点伺います。1つ目は、災害に強いまちづくりプロジェクトについて伺います。去年は、想定外の異常気象により全農作物の不良、ビニールハウス、施設の損壊、胆振東部地震による国内初の大規模停電などさまざまな被害がありました。町民の安心、安全な生活を確保する上で貴重な体験を教訓として、今後に生かしていくことが大切と考えます。備蓄や備蓄品について議会報告会で乳幼児用品等の備蓄品確保の要望もあり、万全な備蓄体制の確保が期待されていると考えます。また、電源を失うことは広範な影響があることを改めて体験をいたしました。備蓄や備蓄品、非常用電源等の設備などのハード面、職員対応の体制、避難所の体制、住民周知の体制のソフト面などにつきまして当別町地域防災計画の見直しのポイントについて伺います。

また、今後も異常気象が想定されることから、正確な情報やより詳細な情報を得て対応の判断をするため、当別町の気象等の定点観測地点の追加を関係機関に要望するなどデータ収集の拡充についても大切なことと考えますので、要望とさせていただきます。

次に、災害に強いまちづくりプロジェクトの災害対策本部等となる老朽化した本庁舎等公共施設の更新について伺います。公共施設の更新などについては、再編や複合化、官民連携などさまざまな考え方、手法を総合的に判断されて進めていくと考えます。議会におきましても公共施設に関するあり方検討特別委員会において検討されているところですが、本庁舎の更新は災害対策にとりましても優先度が高いと理解をしています。また、災害対策として以上に当別町のシンボルとして当別町の顔になり、今後の当別町の方向性を示す位置づけになると考えます。財源確保等のさまざまな情報提供を行い、町民合意形成の醸成が大切で、公共施設の中でも特に必要と考えます。老朽化した役場庁舎建てかえ取り組みの考え方について伺います。

産業力の強化に係る施策の展開について2点伺います。最初に、当別町農業10年ビジョン推進プロジェクトについて伺います。当別町農業10年ビジョンにつきましては、フォローアップを開始し、強力に進めるとの執行方針と受けとめました。本施策に対する今年の

会派政府代表質問と趣旨は変わってはいませんが、現会派構成での思いを質問をさせていただきます。農業環境の変革には、国による農政改革に対する不安もありますが、大きな課題は高齢化により耕作者が減少し、地域農業の維持が難しくなることが予想されることです。団塊世代の世代交代期を迎えており、農業者に限りませんが、未婚率の上昇、晩婚化、少子化による農業継承者不足の中の高齢化がますます大きな課題となっています。当別町では、共同作業組織を立ち上げ、地域農業の振興を期待し、地域農業の維持策として比較的若い農業者を中心に進められました。高齢化には必ずしも対応できておらず、家族農業経営者への農地の賃貸、売買につながっているのが現状と考えます。

私は、就農してから50年ほどになりますが、就農時に20馬力のトラクターを導入しました。それまでは、馬、耕運機が主力で、耕作農地は約8ヘクタールでした。現在は100馬力以上のトラクターになっており、耕作農地も4倍ほどになっています。今後の世界経済を主導するのはGDPではなく次世代通信、ハイテク、ファイブGをリードするものであると言われている現在農業も第2次農業機械革命の時代と言われ、農業機械の大型化とともにIoT、インターネット・オブ・シングスというのでしょうか、AIであります人工知能、IT、スマート農業が開発推進され、導入取り組みの時代になりました。既成概念を超える先進的技術の革命的進化は今後も進み、農地集積拡大、効率的農業に欠かせない必須のものになると考えます。

また、集約化と同時に過疎化も進みます。当別町農業は、土地利用型農業ばかりではなく、労働集約型農業も盛んに取り組んでおり、今後の農業機械革命の導入に農業経営形態選択の違いによる影響は大きなものではないと考えます。小規模農家もやはり高齢化、継承者不足により離農が進み、今後も借地による自給的農家の増加が想定されます。きょうの北海道新聞1面に景気の後退局面に入った可能性が報道されていましたが、日本は少子化によって経済の長期低落傾向になり、いつまでも世界から食料を自由に買い続けられなくなるのが懸念されています。農地、農業者に関するさまざまな課題を農業者と共有し、農業の基盤強化を進め、継続可能な当別町地域農業のために当別町農業10年ビジョン推進について伺います。

次に、当別町農業10年ビジョンにおける就農対策について伺います。札幌市など都市近郊に位置する当別町は、都市の利便性の享受を受けつつ、農業を始めるフィールドとしては非常に魅力的な土地と考えます。特に新規就農者を町外から受け入れることは速効性の高い対策として地域農業の高齢化、衰退の歯どめともなり、地域農業振興の一助になると考えますが、土地利用型農業を目指す新規就農者には経営開始に係る初期投資が多額に上ることから、資金力、担保能力に乏しい新規就農者が資金調達することは大変困難であり、自立するには国や道の支援事業に加え、受け入れ自治体の独自支援が就農先選定のポイントとなっていますが、自立を果たした経営事例は多くはないと受けとめています。一定の自己資金、基礎的な農業の知識と経験が必要と考えます。数代にわたって築き上げていく農業経営は、現在も大きく変わっていません。このようなことから、高齢農業者で後継者

がない農家の継承に取り組んでいる事例もあり、自立率の高い手法と考えます。地域農業は、今後も家族農業経営が主体と考えますが、地域の核となり得る農地所有適格法人の設立は地域の雇用創出、農地の受け皿、若年新規就農者の貴重な体験の場になり、やがてこれから担い手となり、世代交代を迎える農業経営者の持つ農業用施設、農業機械、農地が活かされると考えられるなど、さまざまな手法がありますが、就農対策の対応について町長の考えについて伺います。

次に、エネルギー地域分散型都市の形成に係る施策の展開についてですが、再生可能エネルギー活用、木質バイオマスエネルギー活用の対策、省エネルギー化の具体的な取り組みについての再生可能エネルギー、省エネルギー化について伺います。町長が就任して5年、これまでも再生可能エネルギー活用に取り組んできましたが、ことしはいよいよエネルギーの地産地消、地域循環の取り組みが本格的にスタートする年だと思っています。現在基本設計を行っている当別町一体型義務教育学校、今後検討が始まる役場庁舎等の公共施設の更新時にも再生可能エネルギー導入を、また省エネルギー化を推進していく計画が盛り込まれていると考えますが、今後どのような思いで進めていこうとしているのか、町長の考えを伺います。

以上で会派清風代表質問といたします。

○議長（後藤正洋君） ただいまの会派清風、稲村君の代表質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 会派清風、稲村議員の代表質問にお答えいたします。

初めに、災害に強いまちづくりプロジェクトについてのご質問でございます。当別町地域防災計画の見直しのポイントですが、昨年災害に遭って初めてわかったことが幾つもありまして、これらの経験を踏まえてより現況に即した改正を図ってまいります。中でも住民への情報の伝達方法が十分ではなかったと反省をしているところでもあり、これらを重層的に構築することが最も重要であると考えております。したがって、具体的には各地域の行政推進委員への連絡経路の確保、災害時でもホームページ更新をストップさせないための各種システムの構築及び更新、平時における情報伝達訓練の実施、当別町防災メール配信サービスへの加入促進などに関して見直しを図っていきたいと考えておりますし、またホームページ更新などについては一部既に改善を図り運用していることを、そういったものがあるということを申し添えます。

次に、防災備蓄品に関しましては、やはり自助、共助、公助の考えに立って、まずは自助として日ごろから各家庭において最低3日分の食料等の確保をお願いしているところであります。議員からのご質問にあった乳幼児用品に関しましては、町では備蓄品として保有はしておりません。ただ、仮に各家庭で乳幼児用品が不足する事態になったとしても、町の災害協定の締結先であります各民間企業が保有する流通備蓄品で対応は可能というふうに考えております。ただ、乳幼児用品は非常にデリケートなものでありまして、日ごろ

からお子さんが食べなれたもの、あるいは飲みなれたもの、そういった食料品、それから紙おむつなども非常にデリケートでありまして、変わらずに使用されることがこの乳幼児の親の不安を和らげることにもつながると考えていますので、これもやはり各家庭でストックされることを大人の食料等の確保にあわせてお願いをしております。

次に、非常用電源設備等のハード面の整備に関するご質問ですが、昨年の9月議会で追加議案として補正予算を決議いただきまして、発電機などの災害用備品を緊急的に配備してまいりました。今後も冬期間の暖房用のストーブや毛布、ブラックアウト対策の発電機や投光器、避難所での段ボールベッドなどの備品について配備をしております。また、人員配備体制等のソフト面の整備に関しましては、現在各種災害対応マニュアルの精査を行っております、今後必要に応じて見直しを行っております。

最後に、ご要望として観測地点のことを承りましたけれども、これはご要望を承りました。

次に、役場庁舎等の公共施設の更新についてですが、これも災害の関係です。これまで再三申し上げてきておりますけれども、これだけ大きな災害が頻発している中で、町民の命と財産を守るための防災拠点となります役場庁舎の建てかえはまさに待ったなしの状況であり、第一義的であるというふうに考えています。こういった状況から、国も補助制度の延長、今まであってもうそろそろ終わるぞといったやつの延長、あるいは見直しを進める動きが今出てきております。それから、PPPとかPFI、要は民間資金の活用に関する事例もふえてきておりまして、さまざまな選択肢の中からありとあらゆる可能性を追求し、最短で実現できる道筋をつけていこうというふうに考えています。

役場庁舎は、行政機能だけではなく、より多くの町民が集える場所となるような複合的な施設とすることで町の新たなシンボルとしてにぎわいを創出し、その人々の集まりが経済効果を生む、そういった施設をイメージして町民の合意形成も含めて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、当別町の農業10年ビジョン推進プロジェクトについてのご質問ですが、当別の農業の課題について種々ご提示がありました。議員が懸念されておられますポイントは、私も共有するところであります。執行方針でも申し上げましたけれども、実は花卉のように安定したブランド力、花です。それから、重点振興作物のカボチャなど生産量を高めている農産物もあって、10年ビジョンの一定の効果があらわれていると認識しております。この10年ビジョンの進捗状況なのですが、2024年までの農業産出額を100億円と掲げておりますけれども、そういった中、2017年末は86億円ということで、ほぼ計画どおり推移しております。ただ、農畜産物における年度別の比較では必ずしも全てが順調とは言えない状況になっております。今後は、より一層強化するために農業関係団体のトップ協議を定期的に行い、一丸となって課題解決に向けて進めてまいります。さらに、販売拠点であります道の駅の直売所でのポテンシャルを生かして、野菜の販売額をもう少し高めて10年ビジョンの推進に努めてまいります。



次に、就農者の対応についてのご質問ですけれども、地域農業は今後も家族農業経営が主体であるという稲村議員の考えには私も同感であります。これを進めるために、農地の集約や新規就農、あるいは高収益性や集約化などといった、あるいはスマート農業もそうです。これの導入などといった就農対策に支援を行う必要があるというふうに考えております。先ほど申し上げました農業関係団体のトップ協議は、これらのことも協議することになっているので、活用していきたいと思っております。

一方で、農地所有適格法人の設立がさまざまな相乗効果を生んで、地域農業の課題解決に有効な手段でもあって、これを期待しているところでもあります。現在国の動きとしても農家の高齢者や人口減少に歯どめをかけるために法人の形態を5万経営体にまで増加させる政策目標、加えて農業分野の人材確保に関する支援策が打ち出されているところでもあります。そういった中で、現在当別では連携別地区で地域の農地は自分たちの力で守るといった考えのもとで複数の農家がまとまって組織する複数戸法人の設立準備中でありまして、町や農協、道や農業改良普及センターが主体にかかわって設立に向けて今取り組んでおります。特にこの法人の設立に当たっては、総合商社も加わるという全国的にも例を見ない取り組みでありまして、就農課題における解決モデルとして成功させることが肝要というふうに考えております。

最後の再生可能エネルギーの取り組みの質問ですけれども、初めに環境省が最近発表した市町村別の地域経済環境分析というデータがあります。その中の当別町のデータを見ますと、当別町内の灯油、ガソリン、電気などのエネルギーを購入する費用のほとんどは町外に流出してしまっていて、その総額は33億円になるとなっています。一方、当別町の再生可能エネルギーのポテンシャル、これは町内で使用しているエネルギーの約5.7倍あることが示されております。これは、私が常々申し上げてきました当別町は化石燃料を一本も買わなくても済む町にするぞということが裏づけされたものと心強く感じた次第であります。

ご質問の今後どのような思いで進めていくのかについてですが、再生可能エネルギーにつきましてはご承知のとおりこれまでも木質バイオマス、太陽光、雪氷熱、地中熱などを導入してまいりました。それ以外にも小水力も進めていますし、風力も調査が進んでおりますが、再生可能エネルギー全ての分野に注力していくつもりです。ただ、我が町の最有力資源はやはり森林資源でありますので、木質バイオマスを主軸としたエネルギー政策を今後とも推進をしていく考えであります。

もう一つ、省エネルギー化については、公共施設のLED化、職場、各家庭への省エネの普及啓発など今後とも推進をしていく考えを持っております。

以上、稲村議員への代表質問に対する答弁といたします。答弁漏れがないことを祈ります。

○議長（後藤正洋君） 以上で稲村君の質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○副議長（島田裕司君） 再開いたします。

次に、会派新風、山田君の質問であります。持ち時間は25分です。

山田君。

○7番（山田 明君） 議長の許可をいただきましたので、会派新風を代表し、平成31年度の町政執行方針並びに教育行政執行方針に対し、町長と教育長に代表質問いたします。

質問項目が多いので、早速質問に入らせていただきます。初めに、町長に第6次総合計画及び次期総合戦略の策定について伺います。平成21年3月に策定された当別町第5次総合計画もおおむね10年の期間を終え、また平成27年に策定された当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略も5年の期間を過ぎようとしている中、町政執行方針で第6次総合計画と総合戦略策定に着手すると表明されました。ことしは元号もかわり、当別町は来年開拓150年を迎えるなど、新たな時代への転換の年となるときであり、そのタイミングでの将来を見据えた計画の策定は大変意義のあるものと捉えています。総合計画とは、まちづくりの計画としては最上位に位置づけられるもので、総合的、計画的なまちづくりを進めるための基本的な指針となるものであります。当別町は、昭和48年以降5期にわたり総合計画を策定し、これらの計画に基づき計画的なまちづくりを進めてきました。しかしながら、平成23年、地方自治法が改正され、地方自治体の基本構想の策定義務がなくなりました。そして、平成27年に人口減少克服、地方創生を実現させるため、当別町第5次総合計画の方向性に沿った内容の当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略を5年間を期間として現在事業展開を図っていると捉えています。人口減少、少子高齢化など急激な社会情勢の変化に対応できる行財政運営のあり方が問われている中、当別町の目指す将来像と将来の目標を明らかにして、これらを実現するための第6次当別町総合計画の策定は意義あるものと考えます。

そこで、町長の考えを何点か伺います。まず初めに、総合計画の策定はいつまでにどのようなタイムスケジュールで行われるのか、また町議会への説明はどのようにお考えか伺います。私たち会派新風の議員としても、町民の意見を計画に反映させるため、できるだけ計画策定にかかわっていきたいと考えております。また、議会側に対しても適宜説明いただき、意見交換し、策定していただければと考えますが、町長の考えを伺います。

次に、審議会の構成メンバーについて伺います。条例に基づき、総合計画審議会を設置して策定に努められると思います。第6次総合計画も今後10年程度を見据えたものになると思いますが、将来を担っていく若い世代、例えば青年会議所や商工会、JAの青年部、子育て世代である認定こども園や小学校のPTAの方々を審議会のメンバーに多く入れていくべきと考えますが、町長の考えを伺います。

次に、総合計画の構成内容について伺います。第5次総合計画では、基本構想編と重点プラン編の構成で策定されておりましたが、第6次総合計画ではどのような構成内容で策定される考えか、また総合戦略とのかかわり方も含めて町長の考えを伺います。

次に、町に人を呼び込む定住、交流の促進について伺います。当別町においては、平成27年に当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、4つの基本目標のうちの一つに町に人を呼び込む定住、交流の促進が掲げられております。これまでおためし暮らしなど積極的に移住促進事業に取り組んできたと捉えております。しかしながら、残念なことに人口減少に歯どめをかけるまでには至っておりません。ことしの1月末現在の当別町の人口は、1万6,042人となり、平成12年の2万778人から4,700人以上減少しております。人口減少の要因としては、長期的な社会減少や雇用環境の悪化、冬期間の生活の厳しさが挙げられます。町長も要因の分析を精度を高めて行うと表明されたので、その結果を待ちたいと思っております。会派新風としても、少子化や高齢化による急激な自然減に歯どめをかけるために、行政や地域の方たちと一緒に課題解決に向けて取り組みたいと考えております。

そこで、今後の移住、定住の取り組みについて伺います。執行方針では、移住促進プロジェクトについて新年度は内閣府の地方創生推進事業のわくわく地方生活実現パッケージを活用し、首都圏からの移住者を募集していくことが示されています。これまで町としては、北海道外からの移住者の募集に力を入れてきたと思います。私個人としてもおためし暮らしなどで移住促進にかかわってきて、東京や大阪、名古屋などからの移住者の受け入れに町と一緒に移住者の増加につなげるように取り組んできました。そのような町としての積極的な取り組みが道外から当別町やスウェーデンヒルズへの移住につながったと思いますし、一定の成果も出ていると捉えています。しかしながら、人口減少問題は出生数の低下や子どもの人口減少も要因の大部分を占めていると思います。それらの要因解決には、道外からの移住者よりも道内や近隣の札幌圏からの子育て世代の移住、定住に重点を置いた施策が必要であると考えます。私は、20代、30代の子育て世代に焦点を当てなかったことがこれまでの町の移住促進策として弱かった部分ではなかったかと認識しております。今後の子どもの人口をふやすために、子育て世代を呼び込むために、町長が常に口にしております当別町のポテンシャルを生かして、道内や近隣、特に札幌市の子育て世代に対して移住促進の取り組みを進めるべきと考えますが、町長の考えを伺います。

また、昨年の執行方針では、1つ目に産業力の強化、2つ目にエネルギー地域分散型都市の形成、3つ目に町に人を呼び込む定住、交流の促進、そして4つ目に未来を担う子どもの育成と町民が幸せに暮らせる社会の形成の順番で記載されています。平成31年度の方針では、町に人を呼び込む定住、交流の促進が最初に取り上げられました。この順番の変化には、人口減少対策に対する宮司町長の並々ならぬ決意のあらわれと感じておりますが、あわせて町長の所見を伺います。

次に、札沼線代替バスについて伺います。当別月形間のバスの運行については2020年の

春の運行開始を目指し、沿線住民と情報交換をしながら協議を進めるとの表明がありました。本町の札沼線廃止区間である金沢、中小屋地区の大半はこれまで公共交通の機能をJR札沼線が担っていたため、ふれあいバスの路線やオンデマンドバスがなく、今般協議中の札沼線代替バスが今後の公共交通のかなめとなります。運行経路については、現在両地区での説明と意見交換が進んでいると承知していますが、特に金沢の東部地区について国道275号線に右折レーンがないため、金沢、中小屋両地区の住民から強く要望されている旧道の一部区間で運行することができない見込みです。先日月形町で開催された北海道運輸局の意見聴取の場でも本町から国道の右折レーンについて強く要望されたと伺っています。この件については、国道275号線に右折レーンを設置し、町民により使いやすいバス路線とすることの重要性と必要性については町においても十分に把握されているとは存じますが、引き続き当事者意識を持って主体的に取り組む必要があります。町長の見解と今後の具体的な取り組み予定を伺います。

次に、教育行政執行方針について教育長に伺います。初めに、学校運営協議会の充実について伺います。2019年度に一貫教育をさらに発展させるための4つの核の一つとして、学校運営協議会の充実が掲げられています。これまでの2年間の学校運営協議会及びコミュニティ・スクールの活動をどのように評価されているのか、またさらなる充実に向けた課題は何か、そして2019年度に学校運営協議会を充実させるために具体的に何をするのか、以上3点を伺います。

次に、北海道当別高等学校の今後のあり方について伺います。北海道当別高等学校は、3クラスあった普通科が2クラスに減少して以降も定員割れが続いています。2019年度の出願状況を見ると、同校の特色である家政科と園芸デザイン科も0.5倍と大変厳しい状況にあります。教育行政執行方針において北海道当別高等学校の今後のあり方について検討されることが表明されました。道立高校のあり方の検討には、一般的には町立化も検討対象になることが想定されますが、具体的には何をいつまでに検討するのか、また当別高校の現状と課題をどのように認識されているのか、これまでに北海道教育委員会及び当別高校と課題の共有など何らかの協議検討を行われてきたのか、また公立高校適正配置計画地域別検討協議会において当別高校についてどのような発言をされてきたのかもあわせて4点伺います。

次に、読書活動の推進について伺います。昨年の代表質問でも申し上げましたが、読解力は全ての学力の基礎であり、読書活動の推進は極めて重要な課題です。教育委員会においては、ブックスタートやブックセカンド事業など積極的な取り組みが行われていることに改めて敬意を表します。読書の推進に当たっては、本に親しむことが第一歩であり、特に幼児期の読み聞かせの重要性は言うまでもなく、ブックスタート事業もこの点に着目されているものと理解しています。2019年度の教育行政執行方針においては、達成目標として児童生徒1人当たりの図書貸し出し冊数10%増が掲げられました。このように具体的な目標値をもって施策を推進されることも高く評価しております。

この達成目標について3点ほど伺います。まず、当別町において読書活動を推進する上で現在抱えている課題は何か、次に貸し出し冊数10%増という数値目標は運用を誤ると目標を達成させるためにとにかく借りることが指導の中心となり、本に親しみ、本を好きになるという本来の目的から外れ、逆効果を生み出す危険性をはらんでいます。この点については、十分に検討の上、子どもの主体性を尊重した適切な支援が行われるものと期待していますが、教育委員会として数値目標の運営に当たって留意される点は何か、最後に達成目標の対象が児童生徒となっていて、乳幼児が含まれていません。先ほど述べたとおり、読書の推進のためには乳幼児期に絵本の読み聞かせを手がかりとして本に親しむことが重要であり、発達段階に応じて適切な支援を行えば就学前であってもみずから絵本を読むことは十分に可能です。既に教育委員会は、認定こども園や子育て支援センター、図書室、ボランティア団体等とも連携して乳幼児への読み聞かせに積極的に取り組んでいると認識していますが、2019年度に児童生徒のみを対象とした達成目標とされた理由は何か、あわせて家庭教育支援員や幼児教育と子育て支援の項目にも読書や読み聞かせに関する言及はありませんでしたが、乳幼児に対する読書活動の推進のために2019年度どのような取り組みを行うのかも伺います。

最後に、幼保小間の接続プログラムの作成について伺います。幼児教育と子育て支援員において幼児教育と義務教育の接続プログラムを作成することが表明されました。幼保連携型認定こども園教育・保育要領にも指摘されているとおり、幼児教育と小学校教育の円滑な接続は重要であります。接続プログラムの検討に当たって幼児教育と小学校教育の接続は、現在当別町が進めている小中一貫教育とは異なる点があることに注意が必要です。それは、教育目的や目標は一貫性を持って構成されているものの、子どもの発達段階に応じて教育課程や目標の位置づけに異なる点があることです。例えば幼児教育においては、子どもは興味や関心に応じ、遊びなどの直接的、具体的な体験を通じて自分なりのやり方で学んでいきます。あらかじめ立てた目的に沿って順序立てて言葉で教えられ、学習する小学校以降の学習と異なります。幼児教育においては、主体的な遊びの中に学びがあり、遊びを通して自然に学んだ意欲や集中力、気づきなどが学びの芽生えとして小学校以降の学びの土台となります。幼児教育は、小学校の準備教育ではなく、小学校で困らないための先取り教育でもありません。幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説にもこども園と小学校の接続に関して小学校教育の先取りをすることではなく、小学校就学前までの乳幼児期にふさわしい教育及び保育を行うことが最も肝心なことである。つまり幼児が遊び、生活が充実し、発展することを援助していくことであるとの記載があります。そのため接続プログラム作成に当たっては、幼児教育の特性に対する十分な理解が欠かせません。特に現行の幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示されている幼児期の終わりまでに育ってほしい姿は、園児の到達すべき目標ではなく、個別に取り出されて指導されるものでもないことについての認識は不可欠です。

そこで、幼児教育と義務教育の接続プログラムの作成に当たっては、これまでに指摘し

た点を踏まえ、幼児教育が小学校教育の先取りではなく、小学校就学前までの乳幼児期にふさわしい主体的な遊びを行うことを確実に担保する必要があると考えますが、教育長の見解を伺います。

以上、会派新風の代表質問とさせていただきます。答弁よろしくお願いたします。

○副議長（島田裕司君） 会派新風、山田君の代表質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 会派新風、山田議員の代表質問にお答えをいたします。

まず初めに、第6次総合計画及び次期総合戦略の策定に関するご質問についてであります。総合計画の策定のスケジュールにつきましては平成31年度の1年間で策定しようというふうに考えております。第6次総合計画は、2020年度からスタートするおおむね10年間の計画として策定したいと考えておまして、スケジュールは多少前後するかもしれませんが、本年8月ごろまでに計画素案をまとめ、総合計画審議会に諮問、その後パブリックコメントなどの結果を踏まえ、審議会からの答申を受けた後に2020年3月の議会定例会で策定のご報告ができればというふうに考えております。

議会への説明についてですが、適宜説明する機会、これが必要と考えておりますけれども、どうか議員の皆様の方からも都度担当部局の方にご意見をいただければ幸いです。

総合計画審議会の構成メンバーについて、山田議員がご提案をいただきましたけれども、山田議員のご提案のとおり、私もやっぱり将来を担う世代が策定にかかわっていくことは重要であるというふうに考えております。

それから、総合計画の構成内容についてのご質問がありましたが、基本構想編、これは現行計画と同様に設けますが、現在のもう一つの重点プラン編、これについては総合戦略編に置きかえる構成を考えております。いわゆるこの総合戦略編が当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定版そのものになって、町の重点施策を示すものとなるように策定をしてまいりたいというふうに考えています。

次に、町に人を呼び込む定住、交流の促進についてですが、山田議員ご指摘のとおり人口減少に歯どめをかけ、さらなる移住促進を進めるためには札幌市の子育て世帯の呼び込みに重点を置いた取り組みが極めて必要だというふうに私も考えております。これまで20代、30代の子育て世代にアプローチをしてこなかったわけではありませんけれども、雇用機会だとか、あるいは子育て世帯向け住宅の不足、こういったことによって、要は町としての魅力を感じてもらえなかったことがこの世代の移住につながらなかった要因であるというふうに私は捉えております。この点については、執行方針でも申し上げましたけれども、これまでよりもさらに精度を高めた人口減少の要因分析を今始めておまして、その結果を踏まえ、具体的な施策展開に入りたいというふうに考えております。札幌市からの子育て世代に向けた移住促進の取り組みには、これまで以上にももちろん注力をしてまいり

ます。ただ、わくわく何とかという国の支援メニューもできましたので、当然首都圏からの移住促進も引き続きやっていかなければいけないというふうに思っております。もちろん平成31年度の執行方針の中で、まず一番に町に人を呼び込む定住、交流の促進ということを抑えた私の心境、どうなのだというご質問ですけれども、これはもう本当に議員ご指摘のとおり人口増加対策が喫緊の課題であるというふうに思っております。これまで総合戦略プランを推進してきましたけれども、その中のK P I、その多くが達成されてきていますが、人口にかかわるK P I、これが達成できていない、このことは非常に重く受けとめております。まず、各部課で持っておりますさまざまなデータをしっかり分析をして、そしてピンポイントとして人口増加策を打つということを考えてまいりたいというふうに思っております。

次に、札沼線代替バスに関するご質問ですけれども、札沼線の廃止に同意してから現在廃止代替のバス路線構築に鋭意取り組んでいるところであります。これまで中小屋、金沢両地区の皆様からご意見を伺っている中では、議員がおっしゃられますとおり国道275号の旧道であります町道金沢線の中小屋地区で国道と接道しているところをバス運行の途にしてほしいという旨のご意見は伺っております。その必要性は私も十分把握をしております。このために、今既に道路管理者であります北海道開発局札幌道路事務所や札幌の北警察署とも協議を進めているところですが、路線バスの運行となるとやっぱり安全性ということが最優先に求められまして、現状の国道までは関係機関から当該ルートで許認可が受けられることはほぼないというふうに感じております。こういったこの当該ルートでの運行を実現するためには、国道に右折レーンの構築が必要となるのですけれども、用地買収など考えますと一、二年で整備されるとはなかなか思えないので、多分当該ルートは2020年の春の運行開始時にはちょっと間に合わないかなというふうに考えています。ただ、いづれにしても道路管理者であります札建、北海道開発局に対して右折レーンの道路改良の要望を続けてまいります。

なお、このバス路線の構築に向けた今後の取り組み予定ですけれども、先日運行事業者も決まりましたので、運行事業者と月形町とともに運行ルートや、あるいはバス停の位置、こういったものの案を早急にまとめ、沿線町内会にお示ししていくこととなります。その後沿線の皆様の意見も踏まえて、バス路線の許認可の主体であります北海道運輸局初め道路管理者、警察などの関係機関と詰めの協議を行って、ことしの10月ごろまでには正式なバス路線申請を行うように考えております。

以上、私からの山田議員への代表質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（島田裕司君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 会派新風、山田議員の代表質問にお答えします。

学校運営協議会の充実についてということでございます。1つ目に、学校運営協議会及びコミュニティ・スクールの活動についての評価ということでございますが、学校運営協議会を持っている学校のことをコミュニティ・スクールと呼んでおりますので、ここでは

学校運営協議会の活動についての評価ということでお答えしたいというふうに思います。両地区とも発足から1年半たちました。その活動は、コミュニティ・スクールの意義に向かって軌道に乗ってきたというふうに評価をしているところです。特に学校への支援活動は学力向上、授業への支援、子どもたちの安全、学校評価、基本方針の承認など多岐にわたっております。

地域貢献についてですが、これも地域防災訓練、挨拶運動、ボランティア活動など多岐にわたっております。どちらの地区におきましても学校運営協議会を中心として、学校と地域のつながりが強まってきているというふうに認識しております。また、発足当初教育委員会主導の運営でありましたが、現在では学校のため、子どもたちのためにと自主的に活動するように変化してきているというふうに評価しております。

次に、さらなる充実に向けた課題、平成31年度は具体的に何をするのかというご質問がありますが、先ほども申し上げましたとおり活動も軌道に乗っておりますので、今後は学校や地域が抱える課題の相互理解をより深め、解決に向けた方策を考えていくことが重要だというふうに考えております。このことにつきましては、既に学校運営協議会が自主的に学力、体力の向上が喫緊の課題であるというふうな認識を持ちまして、平成31年度の具体的な取り組みとしてテレビ視聴やスマホ使用時間に代表される子どもたちの生活習慣の改善と保護者への啓発をテーマに取り組むこととしております。

次に、北海道当別高等学校の今後のあり方についてのご質問であります。質問の順が多少入れかわってはおりますが、お答えしたいというふうに思います。私は、平成29年の公立高等学校配置計画地域別検討協議会におきまして当別町内の高校として、まちづくり、地域の発展の核として大きな役割を担ってくれている、また普通科、家政科、園芸デザイン科の3科を有し、中学生の多様な進路の受け皿にもなっている。それから、卒業生の進路決定が100%という実績から、生徒が3年間でしっかり成長する学校であるというふうに発言して当別高校の存在意義を訴えてきました。また、北海道教育委員会との協議につきましては、高校づくりの担当部署であります新しい高校づくり推進室に直接出向きまして、当別高校の重要性あるいは課題について共有し、協議をしてまいりました。

また、現状と課題につきましてですが、議員がご発議のとおりことしの入試倍率は3科とも定員割れというふうになっております。このままの状態が続けば募集停止のおそれがあるということがございます。そのようにならないように、中学生あるいは保護者から選ばれる高校になる必要があるというふうに考えます。平成31年度は、高校側と具体的な方策の検討、協議を始めていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、読書活動の推進についてのご質問ですが、まず読書活動を推進する上での課題についてお答えをいたします。子どもたちの家庭での通信機器の使用やテレビの視聴時間が長く、その分読書や学習に取り組む時間が短いということがあります。児童生徒の生活習慣の改善、先ほども申し上げましたが、これが大きな課題と捉えております。参考までに全国学力・学習状況調査、平成30年度ですが、その中に毎日30分以上本を読む子どもの割



合という項目があります。当別町は34%、全国平均41%ということで低い状況にありますので、数値も物語っているかなというふうに捉えております。

次に、数値目標の運用に当たっての留意点というご質問でございますが、数値目標という表現でございますが、達成目標のことを指しているというふうに考えます。達成目標につきましても、初めて設けたものでございまして、あくまでも私たちの仕事に対する自己評価のためのものであります。ですから、子どもに対して例えば借りることのみを強いるような、そういった性質のものではございません。自分たちの仕事のために自己本位にならないようにしっかりとした評価をして、責任ある仕事につなげていきたい。成果のある仕事につなげていきたいというふうに思っております。

次に、達成指標の対象から乳幼児を外した理由ということでございますが、乳幼児期の読書活動につきましても保護者への啓発が中心となります。例えばブックスタートにつきましても、保護者全員に本を贈るというものでございますので、達成しようということにはなりにくいかなというふうに考えております。しかしながら、達成指標を定めていないからといって重点としないということではございませんので、議員のご指摘もありませんように乳幼児期の読書活動大事ですので、保護者への啓発を強めてまいりたいというふうに思っております。

次に、乳幼児に対する読書活動の推進のためにどのような取り組みを行うかということでございますが、今し方申し上げましたとおりブックスタート、それから定期的な読み聞かせ会、子育て支援センター主催事業での読み聞かせ、それから乳幼児専用の絵本展示コーナーの新設など、幼児期から本に親しめる環境づくりをしてまいりたいというふうに思っております。

最後になりますが、幼保小接続プログラムの作成についてのご質問でございますが、遊びを通して乳幼児期にふさわしい教育及び保育を行うことはとても大切なことであると私も同様に考えております。子どもたちは、そういった遊びを通して、遊びを通じた学びの中から保育教諭の話の聞いたり、仲間と協力して行動したり、決まりを守ったりすることなどを学んでいきます。そういったたくさんの学びが小学校での生活につながるものというふうに考えております。

以上、会派新風、山田議員の代表質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（島田裕司君） 以上で山田君の質問を終わります。

次に、会派公明、石川君の質問であります。持ち時間は20分です。

石川君。

○10番（石川和栄君） ただいま議長の許可をいただきましたので、会派公明を代表して町長の執行方針、教育長の教育行政執行方針について代表質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

町長の執行方針に対する代表質問をさせていただきます。エネルギー地域分散型都市の形成について。当別町に豊富にある再生可能エネルギーの中でも最も有力な資源である木

質バイオマスエネルギーについて、林業及び地域再生の視点から見て急がれるバイオマス利用は発電に加えて熱利用が必要である。日本で熱利用というと需要がないと言われていますが、実際には最終エネルギー消費の5割は熱であります。電力は4分の1にすぎません。給油や暖房、農業施設、産業用プロセス熱などさまざまな場面で多量の化石燃料が消費されています。これらは、基本的にバイオマスに代替可能であると言われていています。熱利用であれば森林は当別に多く存在します。また、輸送コストも大幅に抑えることができます。また、化石燃料の高騰からバイオマスの価格競争力も高まっており、ユーザーにとってもメリットが大きいと思います。林業にとって熱用のチップ価格は製紙用や発電用チップよりも高く売ることができると言われていています。つまりバイオマス熱利用は使えば使うほど地域が潤うと言われていています。木質バイオマスエネルギーの具体的な活用についてと事業について町長にお伺いいたします。

また、町長は産業力の強化にかかわる施策の展開の中で、ドローン等を活用したスマート農業の普及について触れられていますが、今林業の分野でもドローンを活用して木材の本数や種類など資源量を把握して計測作業を省力化するなど、ICTを活用した林業再生への取り組みが活発化してきていますが、町として今後のICTの活用の考え方についてもお伺いいたします。

次、教育長の教育行政執行方針に対する代表質問をさせていただきます。児童虐待の事件が全国で発生し、テレビのニュースや特集でさまざまな悲惨で痛々しい児童虐待の事案が多く報道されています。子どもたちの人権を守り、子どもを健やかに育てる家庭環境を守り、安心、安全な環境の中での子どもの成長を支援することが今日本中の行政機関、教育機関、警察や児童相談所などの関係機関、そしてそれぞれの家庭にとって重要な急務になっています。教育長は、教育行政執行方針の中で幼児教育と子育て支援について、基本方針を1、家庭と一体となった子育て支援、2、幼児教育、保育の充実、3、早期療育の推進、4、児童虐待の防止という4つの重点目標を掲げ、達成指標の一つとして児童虐待ゼロを掲げ、取り組み内容として児童相談所など各機関と連携、強化などの取り組みについて示されておられますが、具体的にどのようにして児童虐待への対策を考えているのか教育長にお伺いいたします。

以上、代表質問とさせていただきます。

○副議長（島田裕司君） 会派公明、石川君の代表質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 会派公明、石川議員の代表質問にお答えをいたします。

まず初めに、木質バイオマスエネルギーの具体的な活用についてのご質問でございますが、議員ご発議のとおり私も木質バイオマスを利用するのはとても効果的だというふうに考えております。今までも既に総合体育館あるいは学校などの公共施設へ木質バイオマスボイラーの導入を進めてきていることはご存じだと思います。そのためにも、

町内での木質チップ製造が必要でありまして、町外から今購入している化石燃料を町内の木質資源に置きかえていくことで地域循環型エネルギーの構築ができ、そのことが加えて事業によって町内雇用が生まれますし、またそれが経済効果につながっていく、こういうふうには確信をしています。幾つか事業として、民間の事業として検討されているものはありますけれども、現時点ではちょっとまだ報告ができるものがないということでもあります。

次に、林業へのドローンやICT技術の活用へのご質問ですが、今町のドローンを活用した森林調査、それから地理情報システムなどのICT技術の活用というのはもう既に始めております。具体的には、昨年発生しました台風によります森林被害、この状況把握は町が所有していますドローンを飛ばして、被害エリアや状況等の調査を行いました。また、新年度からは実は当別町を実証フィールドとして、北海道立総合研究機構と森林資源の有効活用、あるいは林業の再生についてドローンやICT技術を使った共同研究を行っていくことにしておりまして、これまで以上に林業の再生に努めていくつもりであります。

以上、私からの石川議員への代表質問に対する答弁といたします。

○副議長（島田裕司君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 会派公明、石川議員の代表質問にお答えいたします。

まず、我々の児童虐待対策の考え方ではありますが、議員ご発議のとおり児童虐待は子どもたちの心身の成長や人格の形成に重大な悪影響を与える犯罪行為です。そのことから、我々は未来を担う全ての子どもたちの命と健やかな成長を第一と考え、強い意思表示として児童虐待防止を重点目標の一つとしております。具体的対応といたしましては、北海道策定の子ども虐待対応マニュアルを参考にしながら進めております。しかしながら、実際にはケース・バイ・ケースの対応が求められることから、専門機関であります児童相談所と常に連携をとりながら、あるいはアドバイスを受けながら対応をとることとしております。学校設置者である我々としては、子どもたちと接する中で子どもが出すサインを絶対見逃すなということで先生方には常々指導しているところであります。万一発生したときには、組織的な対応として教育委員会が設置しております当別町要保護児童対策地域協議会により組織として対策を講じることとしております。

参考までに当別町要保護児童対策地域協議会、通称要対協と呼んでおりますが、構成機関について申し上げます。児童相談所、保健所、警察、医師会、小中学校長会、認定こども園、民生児童委員、人権擁護委員、PTA連合会、そして我々行政と12団体で構成している機関でございます。痛ましい事件を起こさないため、子どもたちの命を第一に考えてどんなささいなサインも見逃さない体制をとり、子どもに変化が見られたときには最悪の事態を想定して最善の対策をスピード感を持って実行してまいります。当別町の子どもたちを全ての大人が総ぐるみで守っていくことが必要であります。我々その先頭に立っていく覚悟でございます。

以上、会派公明、石川議員の代表質問といたします。

○副議長（島田裕司君） 以上で石川君の質問を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前 11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

代表質問を続けます。

次に、会派緑風会、秋場君の質問であります。持ち時間は20分です。

秋場君。

○5番（秋場信一君） ただいま議長の許可を得ましたので、高谷茂と私秋場信一と2名の緑風会会派としての町長執行方針に対する代表質問をいたします。

きょうは、2つのテーマを用意してきておりまして、最初はエネルギー政策とその可能性について、もう一つは義務教育学校の建設について、この2点を大きく質問をさせていただきます。

最初に、当別のエネルギー政策とその可能性についてお伺いします。当別の森林資源を活用した木質エネルギー政策について、今地域発のエネルギー自治の取り組みが脱原発を含む日本のエネルギー政策の方向を決める大きな鍵を握ると言われている。そのような中に我が町当別町もここ数年来国のエネルギー政策の方向転換に連動して取り組みを進めているところであります。そして、ことし、次年度といいますが、31年度においては町長はさらなる前進を目指して木質バイオマス熱利用事業化計画に基づいて、西当別小中学校での実施計画に着手し、関連業者との協議を進めていくということに表明されておりました。体育館や学校あるいは公共施設に導入してきた再生可能エネルギーのうち、特に木質バイオマス、これは町内の豊富な資源として地場産業の地域あるいは地場消費を目指す最も重要で効果的なエネルギーではと考えます。この再生可能エネルギー事業への取り組みは、当別町の出資金の循環を促して事業が拡大することで雇用、定住に直結し、所得や税収も生まれ、地域経済の好循環、こういうふうにつながって発展していくものと確信しております。

町長が考えるこの町のエネルギービジョンにつきまして、これから何点かお伺いしたいと思っております。当別町の面積のおよそ3分の2が森林であり、保全のための間伐あるいは林道整備が今実施されております。これは、計画的に今やっておられます。そして、そこから発生した間伐材はチップ材など大手企業あるいは町外に売られ、町内でのエネルギー量を含め原料としては豊富に賦存しているが、加工など地場産業としてはまだ育っておりません。2021年実施予定の木質バイオマスの熱利用事業化計画、これでは乾燥チップ材を主体とした西当別小中学校に、そして2022年には新設の一体型義務教育学校にそれぞれ供給も予定しているということですが、十分なチップ生産はどのように計画していくのか、こ

れをまず1点目にお伺いします。

次、単価が石油よりもまだ高いのではという現状と思われておりますが、それでもなおそのような状況が続いたとしても継続していく考え、または発電などを含めて町内のほかの施設への需要が広がったとき、チップの生産というものはどのようにこれから見込んでいくのでしょうか。これが2つ目、生産の見込みです。

3つ目、木質バイオマス熱利用事業化計画において町の最も優位性のある町の新たな産業として定着することは望んでいますが、関係事業者との協議などを提案されております。その事業者というものは、どのような事業体を予定しておるのかということもあわせてお伺いします。

次に、4つ目、過去これはちょっと苦い話ですが、過去には町内で森林組合がチップ材生産工場を有して事業化しておりました。しかし、安い輸入チップ材、輸入のチップ材の影響を受けて生産の停止を余儀なくされ、そういった経緯がありました。今後こういうような同様のケースというのは起きないとも限らない。それでも支えていくというか、そういうものをバックアップしていく所信というか、そういうような覚悟のようなものを持っておられるのかということもあわせてお伺いします。

以上、エネルギー政策についてです。

続きまして、学校、義務教育学校について、建設についてお伺いします。今当別町は、2040年に人口2万人を目指しております。その義務教育学校は、その中で今計画が進んでいるところでございます。一方で、人口の減少の流れはまだとまっておりません。この数年の出生率もまた低迷が続き、年間の60人がいくか、いかないかの現状でございます。さらに、高齢化はここ20年以上続くと予想され、自然減の不安は消えません。また、人口の高齢化に対して社会資本の老朽化も進んでおります。特に建設施設などは限界に達しているものも顕在化しております。高齢化を背景に医療、福祉への歳出が膨らんでおります。当面厳しい状況も見えてきます。そのような町の背景の中で、今本町地区に義務教育学校の建設が計画中であります。私たち会派は、この計画のスピードを緩め、一旦立ちどまるといいますか、スピードを緩めて、それは次なる前進をスピードアップを目指すための再加速をするための一度町民に問いかける提案をこれからさせていただきたいと思っております。本町地区の義務教育の学校に今総工費50億円近い金額をかけてこのまま進むことがどうなのか、あるいは西地区もあわせてもう一度問いかけて広く聞くことが必要ではないか、せっかくかける金額をもっとよい方法があるのではないかと、こういうようなことをやれば我々はもう一度広く町民に問いかけ、そしてその合意をつくって、また再加速するための提案をしたいと思っております。

そこで、お聞きしますが、学校建設において私たち緑風会は基本設計、予算、それぞれに同意はしました。特に西当別地区の人たちにその後疑問の声も多く、町長は西当別地区にも同様の学校をつくと議会で答弁もされております。本当に実現できるのか、今人口が減っていく状況では大いに疑問も残ります。改めてその考えをお伺いします。これが1

つ目。

2つ目、今一体型の小中学校をつくるとすれば、本町と西当別地区を含めた全町を一体とした義務教育学校として建設すべきではないのでしょうか。したほうがよいのではないのでしょうかという私どもの考えです。そのためにも来年度中に補正予算で提案予定されている実施設計予算が提出される前に今進めている計画を一度立ちどまり、ストップさせ、町民の意見を丁寧に聞いていく必要があるのではないかと我々は思っております。それは、決して以前9月の島田議員の一般質問の中で後戻りはしたくないという答弁も教育長のほうからされたかと思えますけれども、後戻りの議論ではなく、むしろ前進するための前向きと捉えていただきたい。その考えを町長に伺います。

そこで、その我々が考えている提案は、小学校1年生から中学校3年までの9年間で進めている規模を一部分離型、小学校5年から中学校3年の5年制の一体型一貫校として建設するという考えです。そして、小学校1年生から4年生、今ある小学校を活用してそのまま残し、本町地区、西当別地区両地区とも残しながら5年生から9年生、つまり小学校5年から中学校3年までを太美地区、本町地区の両中学校の生徒を新設の一体型の一貫校として両地区を1校に、1つの学校に集めるというのが我々の提案です。効果として考えられること、これは地域に小学校が残り、高学年生徒がふえた一体型学校では十分な部活動や、さらには他の自治体にはない特色のある一貫校ができると考えます。また、近い将来に西当別地区で同様の学校に学校の建築費が抑えられ、他の社会資本へ投入ができるということで、さらに新設に係る維持費や数年ごとの改装費用などを含めるとそれが必要なくなってくる。

次、3つ目、中学校の部員不足で大会に参加できなかった団体スポーツなど部活動が活発にできるのではないかと。現在せっかく持っている当別の団体チームの素晴らしい成績を残してきたスポーツが今なかなか生徒部員数が少なくて大会に参加できなくて、サッカーなどは今もう既に11人制は終えて8人制のサイズダウンサッカー、そっちのほうにもシフトしてでも今低学年を入れないとチームは成り立たない、こういうような状況も続いていると聞いております。また、そのあいた学校の教室はプレイハウスの、それは今残された小学校1年生から4年生の部分だけを各太美と西当別と当別、本町地区に残すその学校は今1年生から4年生までになると2年間分の5年生と6年生分の教室があきます。その教室がまたあらゆることに活用できるのではないかと。プレイハウスなどの充実にしかりとそこに宛てがうことも可能でしょうと。そして、今ある小学校のグラウンドなどは4年生になった分広々として使えて、緑化あるいは植樹などで一部公園のような形にし、生徒に精神衛生的にも非常にいい学校環境がつかれるのではないかと、このように当別らしい学校をそのようにしてつくってはどうかというのが我々の提案です。これは、一方で将来的な公共投資を押さえ、後戻りではなく一気に一体型義務教育学校に伴う課題解決することになると考えます。私たちは、この提案を選挙でも訴えていくつもりでございます。町長の考えもあわせてお伺いします。

以上、緑風会の代表質問を終わります。

○議長（後藤正洋君） ただいまの会派緑風会、秋場君の代表質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 会派緑風会、秋場議員の代表質問にお答えします。

まず、エネルギーの件ですけれども、ご質問にお答えする前に一言申し上げますと、この町が、本町が国の再エネの方向転換に歩調を合わせたというふうにおっしゃられましたけれども、実は我が町の再エネ導入の施策は国の方針が出る前から決めているものでありまして、それをフォローするというのではなく、国の方向転換の歩調に合わせたのではないということを一言申し添えさせていただきます。

その中で、私のエネルギービジョンを全面的に緑風会の皆さんは共有をしてくださっているお話をお聞きして、非常に心強く感じた次第であります。具体的なチップ生産の計画並びに需要が広がった際の生産見込みについてのご質問ですけれども、現在木質チップ生産に関しては町内の企業、事業者が参入を考慮しておりまして、具体的に事業化を進めております。現在進めている計画では、需要がふえても対応ができるもの、対応ができる規模のものというふうにお聞きしております。また、木質資源という観点でいえば、稲村議員の代表質問でもお答えをしたとおり、ポテンシャルは全ての公共施設で使った場合でも十分に間に合う、これは資源です。木質資源があるというふうに見込んでおります。

それから、木質バイオマス熱利用の事業化はどのような事業者を予定しているのかというご質問でありますけれども、熱利用に関しましては温浴施設だとか、施設園芸の暖房、住宅の暖房、融雪、こういった事業者を考慮しておりまして、企業誘致を含め、今取り組みを進めているところであります。

次に、チップの単価が石油より高くなった場合、また安い輸入チップが入ってきた場合の確保というご質問でありますけれども、ご承知のとおり世界のエネルギー情勢というのは脱原発、脱炭素という、そういった潮流の中で再生可能エネルギーへの転換がこれも世界的に進められているわけでありまして、日本だけではなく。一方、世界の人口増、これは日本は減っていますけれども、世界的には人口はふえているわけですし、特に開発途上国でのエネルギーの需要は大幅にふえてきております。ですから、かつて安価な輸入材に置きかわった時代とは全く状況が違うというふうには考えております。ですから、エネルギーを安定的に確保するためには町内のエネルギーを町内の資源に置きかえていくこと、これが非常に重要であるということで、当初に秋場議員もやっていることは賛成だよというところで今進めておりまして、今後ともこれを推進していきたいというふうには考えております。

それから、一体型義務教育学校、これに関しての質問ですけれども、まず最初に西当別地区の人たちに疑問の声が多いこと、それから西当別地区にも一体型義務教育学校をつく

ることの実現性ということについてのご質問と理解しますが、義務教育学校建設の方針は西当別地区を含めて住民の皆さんから合意をいただいているものと私は思っております。確かに現状では人口減少が続いていますけれども、総合戦略でも掲げておりますように、我が町は人口増を目指した施策を展開しておりますして、西当別地区にも同様の学校を建設する時期が来るものと私は考えています。

あと、計画を一度立ちどまって町民の意見を丁寧に聞く必要があるのではないかというご質問ですけれども、学校建設に当たりましては基本構想の段階、基本構想を策定した段階から住民の説明会を開き、両地区の学校運営協議会、CSあるいは各学校及び関係者に対して説明をしておりますし、またパブリックコメントも実施して既に町民の合意はできているものであり、立ちどまれというお話ですけれども、立ちどまることなくこれはもう進めてまいります。

また、新たな学校についてのご質問ですけれども、私は教育委員会が小中一貫校、一貫教育、これに関していろんな研究を進めながら実践を行い、これまで当別町で行われてきた教育から一歩も二歩も前進していることを大変評価をしております。今回の一体型義務教育学校建設は、これまでも機会のあるごとに述べてきていますけれども、近隣の自治体と比べて差別化が体感できる教育環境づくりという、私はその第一歩になると確信しております。

部活動の話とか、それから教室の有効利用をするためにというようなお話を秋場議員されておりましたけれども、基本は町の財政状況が厳しいという、そういった理由で教育方針を見直す、あるいは見直してはというご質問に聞こえましたけれども、そういう考えは全く持っていません。あってはならないものだとは私は考えております。

以上、会派緑風会の秋場議員の代表質問への回答とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 以上で秋場君の質問を終わります。

ただいま代表質問を行っていただきましたけれども、各会派の皆さんにお願いをいたします。今回平成31年度の町長、教育長の町政及び教育行政執行方針に対する代表質問を受け付けをいたしましたけれども、どうぞ各会派の皆さん、いろいろとお考えを今後はいただければと思います。一般質問とどこが違うのか、そして執行方針に対する代表質問という趣旨をご理解の上、今後質問を作成いただきますよう議長としてお願いをしておきます。

以上で代表質問を終わります。



◎議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号の上



## 程、説明、付託

○議長（後藤正洋君） 次に、日程第11、議案第7号から第23号は関連がありますので、一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま一括議題となりました議案第7号から議案第23号までの関連議案につきまして、提案の説明を申し上げます。

最初に、議案第7号 平成31年度当別町一般会計予算についてであります。平成31年度の一般会計予算は、歳入歳出の総額を103億4,020万7,000円とし、対前年度比では10億9,115万6,000円増、11.8%の増となっております。歳出を款別に申しますと、議会費は対前年度比0.2%減の8,805万7,000円、総務費は75%増の21億2,361万2,000円、民生費は5.4%増の19億4,689万8,000円、衛生費は2.4%減の5億2,160万2,000円、農林水産業費は10.1%増の6億645万円、商工労働費は6.4%増の4,689万9,000円、土木費は4.6%増の14億1,711万円、消防費は0.3%増の4億8,385万4,000円、教育費は0.4%減の5億1,163万円、災害復旧費は200%増の1万5,000円、公債費は4.9%減の11億526万1,000円、職員費は2.1%増の14億8,381万9,000円、予備費は前年度同額の500万円であります。この財源といたしまして、町税は対前年度比0.9%増の19億6,981万1,000円、地方交付税は0.8%増の34億8,349万1,000円、国庫支出金は4.9%増の8億1,730万9,000円、道支出金は35.8%増の7億2,307万1,000円、繰入金は36.8%増の7億6,285万9,000円、諸収入は400.1%増の2億9,138万7,000円などで措置をいたしました。

次に、議案第8号 当別町立地適正化計画策定委員会条例制定についてであります。当別町立地適正化計画の策定に関し、必要な事項について協議する当別町立地適正化計画策定委員会を設置するため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第9号 当別町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。空き家の適正管理に関し、必要な事項を審議するため当別町空家等対策協議会を設置するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第10号 当別町森づくり基金条例制定についてであります。森づくりの推進を目的として基金を設置するため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第11号 当別町社会体育施設等に係る指定管理者の指定についてであります。当別町総合体育館、白樺コミュニティーセンター及び当別小学校水泳プールの3施設の指定管理を平成31年4月1日から平成34年3月31日までふれスポwithAMBに指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第12号 札幌広域圏組合規約の変更の協議についてであります。札幌広域圏組合の解散に関する協議に伴い、地方自治法第286条第1項の規定により札幌広域圏組合規約を変更することについて協議するため、同法第290条の規定に基づき、議会の議決

を得ようとするものであります。

次に、議案第13号 札幌広域圏組合の解散及び解散に伴う財産処分に関する協議についてであります。地方自治法第288条及び第289条の規定により札幌広域圏組合の解散及び解散に伴う財産処分について協議するため、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第14号 札幌市及び当別町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてであります。地方自治法第252条の2第1項の規定により札幌市と連携中枢都市圏の形成にかかわる連携協約を締結することについて協議するため、同条第3項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第15号 平成31年度当別町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億6,989万3,000円といたしました。歳出の主なものは保険給付費14億4,910万7,000円、国民健康保険事業費納付金5億4,564万9,000円、保健事業費4,969万円でありまして、この財源としましては国民健康保険税4億2,528万4,000円、道支出金14億8,329万3,000円、繰入金1億5,515万円などで措置いたしました。

次に、議案第16号 当別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。保険税率の改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第17号 平成31年度当別町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,552万7,000円といたしました。歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合納付金2億2,910万5,000円であり、この財源としましては後期高齢者医療保険料1億6,141万8,000円などで措置をいたしました。

次に、議案第18号 平成31年度当別町介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億6,548万3,000円といたしました。歳出の主なものは総務費1,392万8,000円、保険給付費14億4,094万9,000円、地域支援事業費8,910万9,000円であり、この財源としましては保険料3億3,841万円、国庫支出金3億7,328万9,000円、支払基金交付金4億244万6,000円、道支出金2億2,993万8,000円、繰入金2億2,116万9,000円などで措置をいたしました。

次に、議案第19号 平成31年度当別町介護サービス事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,861万円といたしました。歳出の主なものは総務費183万2,000円、サービス事業費6,657万7,000円であり、この財源としましてはサービス収入6,860万3,000円などで措置をいたしました。

次に、議案第20号 平成31年度当別町下水道事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億8万5,000円といたしました。歳出の主なものは公共下水道費3億9,793万5,000円、公債費5億205万円などであり、この財源としましては使用料及び手数料1億8,331万6,000円、国庫支出金7,318万円、繰入金4億1,700万円、町債2億1,520万円などで措置いたしました。

議案第21号 当別町下水道条例の一部を改正する条例制定についてであります。社会

保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、下水道使用料の算定方法を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第22号 平成31年度当別町水道事業会計予算についてであります。初めに収益的収入及び支出予算について、収入予定総額を6億5,816万5,000円といたしました。その主なものは、営業収益4億2,763万1,000円、営業外収益2億3,053万4,000円であります。また、支出予定総額を6億4,004万3,000円といたしました。その主なものは、営業費用6億1,368万8,000円、営業外費用2,602万5,000円などであります。次に、資本的収入及び支出予算についてであります。収入予定総額を1億4,370万6,000円といたしました。その主なものは、企業債1億1,610万円、補償金2,661万6,000円などあります。また、支出予定総額を2億8,240万9,000円といたしました。その主なものは、建設改良費2億764万円、企業債償還金7,476万9,000円などあります。

最後になります。議案第23号 当別町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてであります。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律等の施行に伴い、水道料金等の算定方法を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、議案17件につきましてよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 以上、説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、議長を除く全議員をもって構成する平成31年度当別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議長を除く全議員をもって構成する平成31年度当別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により正副委員長の互選をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時45分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

正副委員長の互選結果が議長の手元に届いております。報告いたします。委員長に古谷陽一君、副委員長に石川和栄君であります。

それでは、委員長のご挨拶をお願いいたします。

古谷君。

○平成31年度当別町各会計予算審査特別委員会委員長（古谷陽一君） ご挨拶を申し上げます。

ただいま平成31年度当別町各会計予算審査特別委員会の委員長を拝命いたしました古谷陽一でございます。また、副委員長には石川和栄委員であります。本委員会に付託されました予算は、当別町の諸課題に取り組み、そしてその将来に反映される重要なものであります。委員の皆様にはその意を酌んで建設的なご意見により審査に臨んでいただくことを切にお願いいたします。石川副委員長とともにともども微力ではありますが、その重責を果たしてまいりたいと考えております。委員の皆様、そして町長、参与の皆様には本委員会をスムーズに円滑に運営できますようご協力をいただきますことを心からお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任のご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

○議長（後藤正洋君） ただいま設置されました平成31年度当別町各会計予算審査特別委員会の審査は、議会休会中に行うものといたします。

お諮りいたします。議案審査のため、あすから3月12日までの4日間、3月15日から3月19日までの5日間を休会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、あすから3月12日までの4日間、3月15日から3月19日までの5日間を休会とすることに決定いたしました。



#### ◎散会の宣告

○議長（後藤正洋君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

3月13日に会議を開き、一般質問を行います。

本日はご苦勞さまでございました。

（午後 1時50分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和元年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成31年第1回当別町議会定例会 第3日

平成31年3月13日（水曜日） 午後 1時00分開議

**議 事 日 程 （第3号）**

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午後 1時00分開議

**出席議員（15名）**

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
5番	秋場信一君	6番	渋谷俊和君
7番	山田明君	8番	古谷陽一君
9番	稲村勝俊君	10番	石川和栄君
11番	岡野喜代治君	12番	市川正君
13番	高谷茂君	14番	島田裕司君
15番	後藤正洋君		

**欠席議員（なし）**

**欠 員（なし）**

**説明のための出席者**

町 長	宮 司 正 毅 君
副 町 長	増 輪 肇 君
総 務 部 長	館 田 博 道 君
総 務 課 長	長谷川 明 君
企 画 部 長	江 口 昇 君
企 画 課 長	長谷川 道 廣 君
財 政 課 長	山 田 雅 俊 君
住 民 環 境 部 長	大 畑 裕 貴 君
経 済 部 長	高 松 悟 志 君
建 設 水 道 部 長	吉 尾 雅 昭 君
建 設 課 長	種 田 統 君
建 設 課 参 事	中 渡 憲 彦 君
教 育 長	本 庄 幸 賢 君
教 育 部 長	山 崎 一 君
学 校 教 育 課 長	北 村 和 也 君
学 校 教 育 課 参 事	山 谷 潤 君
子 ども 未 来 課 長	須 藤 政 信 君
代 表 監 査 委 員	米 口 稔 君

**事務局職員出席者**

事務局長	野村雅史君
次長	中出徳昭君
係長	浦島卓君
主査	瀬戸貴裕君



◎開議の宣告

(午後 1時00分)

○議長（後藤正洋君） ご苦勞さまでございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきにお配りいたしております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

10番 石川和栄君

11番 岡野喜代治君

を指名いたします。



◎一般質問

○議長（後藤正洋君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、お手元に配付いたしております一般質問通告一覧により順次行います。

最初に、通告1番、山崎君の質問であります。質問は、一問一答方式で行います。

山崎君。

○4番（山崎公司君） 皆さん、こんにちは。ただいま議長の許可をいただき、通告書に基づき、本日は3項目について質問させていただきます。

まず最初に、次期第6次総合計画策定について質問いたします。平成31年度まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年度になります。次期第6次総合計画を策定するに当たり、現時点の創生総合戦略を十分に計画の進捗率を分析し、今後の将来を見据えて3直、つまり見直し、考え直し、やり直しが必要と思います。総合計画は、当別町の将来を担うまちづくりの計画として総合的、計画的なまちづくりを進めるための重要かつ基本的な指針になるとの認識です。また、政府が昨年6月決定いたしました成長戦略の方向性の第1に、狩猟、農耕、工業、情報に続く第5の社会を意味するソサエティー5.0の実現が柱となっており、既にこの内容について行政には詳細に通達があったと思いますが、こうした時代

の認識の中で持続可能な地域社会を構築していくためには、就業の場の確保、生活サービスの確保、担い手の確保、さらに安心して暮らせる地域づくりを一体となって進めていく必要があります。この当別町に住んでよかったと魅力あふれるまちづくりを目指した総合計画が必要と私は認識しております。さらに、人口減少、少子高齢化等急激な社会情勢の変化に対応できる財政運営のあり方が問われている中、当別町が目指す将来像と将来の目標を明らかにして、これらを実現するための第6次当別町総合計画の策定は意義あるものと認識しております。

私どもの会派長の代表質問と内容が一部重複してまいります。町長の考え方を4点伺います。まず最初に、第6次総合計画の策定スケジュール、現状の総合戦略との関係、またどのような構成内容で策定される考えなのか、ソサエティー5.0に対しどのように計画に盛り込んでいかれるのか伺います。

それと、2つ目として、総合計画策定においては人口減少対策は重要視しなければなりません。20年続く人口減少が当別町はとまりません。ちなみに、直近3月1日の人口は1万25人、ピーク平成11年の2万875人に比べて4,850人減少しております。この1万6,000人というのは、昭和の末期、最後、平成元年の30年前にさかのぼります。ちなみに、平成11年の1月1日と平成21年1月1日の人口の差は1,772人減少しております。さらに、21年1月1日からことしの1月1日までは3,045名減少しております。しかしながら、私は現時点での将来人口2万人目標はやめてはならないという認識でおります。いかに当別町を知ってもらうか、情報発信が重要であります。これがまちづくりの重要なポイントとなります。地域向上のために人口減少対策と今後どのような取り組み、さらに実施事業の選択をしているのか伺います。

3つ目の質問として、当別町の将来を思う上で子育て支援は重要な施策の一つであり、さまざまな取り組みを実施して現状ありますが、今後の子育てに対する理念とさらなる取り組みについて伺います。

4つ目に、次期総合計画の策定に当たり、広く町民の声を聞く機会として町政懇談会等を実施し、また平成28年度に選挙権が満18歳以上に引き下げられました。この機会に将来を託す高校生や若い世代、これは各団体、子育て世代、小中学校のPTAの皆様と議論の場に参加させて声を聞くということはどうでしょうか。このようにこの4点についてお話をお伺いいたします。

2つ目の項目は、全国学力テスト、体力テストの調査結果について伺います。

○議長（後藤正洋君） 山崎議員、質問中ですけれども、暫時休憩します。

休憩 午後 1時08分

再開 午後 1時08分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

○4番（山崎公司君） 先ほどの私の人口の問題で、3月1日は1万6,025人、現状です、ということに一応確認しておきます。それと、11年から21年までは1,772名減少している。それと、21年の1月1日からことしの1月1日までは3,045人減少しているということで再確認させていただきます。

2つ目の項目です。全国学力テスト、体力テストの調査結果についての質問です。現在の総合戦略の基本目標、未来を担う子どもの育成と町民が幸せに暮らせる社会の形成として、KPIでは全国学力テスト、学習状況調査を全教科、道、全国平均を目指すということになっております。来年度が5年目の最終年度となります。

教育長に4点質問いたします。まず、1つ目、昨年の平成30年4月17日に実施された結果が公表されております。この内容は、小学校の分析、国語A、B、算数A、B、理科の5教科とも全て平均正答率は全国平均以下でありました。中学校の分析では、全国との差は縮まっておりますが、3年分の理科以外4教科、国語、算数とも到達しておりません。この結果を踏まえて、今後の対策として教育委員会はまずアクティブラーニングの視点を取り入れた授業改善に向けた指導、助言、コミュニティ・スクールの活用と支援、教師の資質向上のための研修機会の充実、業務の効率化に有効な校務支援システムの活用、この4項目を挙げられておりますが、具体的にどのように実施活動をされているのか伺います。

2つ目の質問としまして、今回の基本的な生活習慣についての質問です。まず、放課後に何をして過ごすことが多いのかということで、家でテレビ、DVD、ゲーム、携帯、パソコンをしている。それと、朝食を毎日食べておりますかという質問。それから、毎日同じ時間に寝ていますか、毎日同じぐらいの時刻に起きておりますか、学校の決まりを守っておりますか、地域や社会で起こっている問題や出来事に興味ありますかという、これら6項目について小学校、中学校とも全国平均に比べかなり劣っており、改善が必要です。具体的にどのように児童生徒、父兄と改善に向け取り組みをしているのか伺います。

3つ目の質問ですが、この学力テストを行った昨年の4月、これについて当日の不参加生徒数が非常に多いのです。昨年は14名、今回は12名と。どのような理由なのか伺います。

それから、4つ目の質問です。全国体力、運動能力について、これは昨年の4月から7月まで小学校は5年生、中学生は2年生で実施されております。この内容を発表されたのをそのままちょっと報告しますが、小学の男子、身長、体重とも全国平均を上回ったと。軽度肥満の数値が全国平均の3倍以上になっており、肥満傾向の児童が非常にふえておると。小学校女子は、身長は全国平均を上回り、体重は全国平均、軽度肥満、やせの数値が全国平均の2倍以上になっており、両極端な傾向であると。中学の男子は、身長、体重とも全国平均よりやや下回っており。軽度肥満の出現率が7.9%と全国平均の2倍、要は肥満傾向の生徒が非常に多いという傾向です。中学女子は、身長、体重とも全国平均を下回っております。やせ形傾向が6.4%と全国平均を大きく上回っております。同日行われました運動能力についても確認しますと、前年度、昨年、一昨年は非常に悪かったのです

が、昨年の小学男子は8種目中4種目で全国平均を上回っております。小学校女子は8種目中6種目で全国平均を上回ったと。中学男子、8種目中4種目で全国平均を上回ったという報告です。しかしながら、中学女子は9種目全て全国平均を下回っていると。以上の小中学校の運動能力の結果が前年、一昨年よりは回っておりますが、このような報告でございます。

この報告を見て、小中学校ともに体力、運動能力に男女差が大きく、女子の体力向上、運動、スポーツへの意識向上が課題であります。この課題解決のために具体的な方策として、学校、教育委員会、地域と一緒に連携し、改善しなければならないと思いますが、どのように実施しているのか伺います。

次、3項目めの質問です。当別町一体型義務教育学校について、教育長に2点質問いたします。目指す学校像として、少人数、習熟度別に丁寧な指導を実施する学校として、学級編制において当別独自の基準を設定し、14の学級を18学級にすると。文科省は1クラス35人となっております。当別町独自基準というのは29人です。この独自基準の29人の根拠を伺います。

同時に、今後の児童生徒数の推移見ますと、これは教育委員会の発表している資料を見ますと今から6年、7年前の平成24年の5月1日、人口は1万8,216人ですが、児童は868人、生徒591人、1,459人が児童生徒の合計で、人口の8%を占めております。今年度、平成30年5月1日の数字を見ますと、人口は1万6,235人、児童は578人、生徒は362人、トータル940人、人口に占める割合は5.78%で、24年と比較して生徒、児童数は519名減少しております。34年のスタート時は394人という説明を受けておりますが、その以降、二、三年後には350人を割る人数になると思います。それと、25年以降の直近まではこの5年間大体50人から60人ぐらいの出生です。さらに、福祉部が先日発表している合計特殊出生率、0.90と発表されておりますが、当然人口の維持分岐点というのはご存じのように2.07です。この子どもの数ではとても人口がふえるとは思えません。この0.90というのは、道内だけでなく、全国で最下位だと私は認識しております。

2つ目の質問ですが、多目的教室、先日学校建設に当たっての11月下旬、プレゼンテーション、B案、それと先日の常任委員会の説明で一部修正があると思います。私は、多目的教室は学年ごとに1室を配置する、要は9室です。ふえるということですが、不要と認識しています。先ほどの児童生徒の推移等から、必要ならブロック別に1つ、また特別教室19室についても使用頻度から見直す必要があると思いますが、その辺のところをお伺いいたします。

3項目質問いたします。

○議長（後藤正洋君） ただいまの山崎君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。町長。

○町長（宮司正毅君） 山崎議員の一般質問にお答えをいたします。

まず初めに、次期総合計画策定に関するご質問についてであります。策定スケジュール

につきましては、先週代表質問で会派新風の山田議員にもお答えしたとおりであります。同じことをもう一回申し上げたほうがいいですか。繰り返し申し上げることになります。新年度早々から業務を開始し、人口減少の要因分析なども加味しながら、本年8月ごろまでに計画素案をまとめてまいります。そして、その後総合計画審議会へ諮問をし、またパブリックコメントを実施した上で審議会からの答申を受け、2020年3月までに策定することにしております。先週のことですから、全く変わっていません。

第6次総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の関係、それと計画の構成内容につきましても、これも山田議員のご質問に答弁したとおりであります。これももう一回申し上げますか。聞いてはいけないのだね。ごめんなさい。質問してはいけないのだ。基本構想編は、現行計画と同様としますけれども、現行の重点プラン編についてはまち・ひと・しごと創生総合戦略に置きかえて総合戦略編として位置づけをいたします。これが今後のまちづくりの実施方針そのものになるものであります。

ソサエティー5.0に関しましては、これは傍聴の方もおられるので、ご説明しますとAIを活用した、またビッグデータを活用した社会を構築していくという考え方です。この内容は、高齢化への対応、各産業の自動化、あるいは再生可能エネルギーの効率的な活用など、これからの社会を形成していく、いわゆる地域力強化のためのプランとして昨年12月に総務省から発表されたものです。ただ、このソサエティー5.0というのを地域にどう生かしていくかといった具体策、あるいは国からの支援のあり方などがまだ示されておりませんので、今後の総務省の考え方を見きわめた上での対応ということになります。ただ、当別町では既にGPSやドローンの活用をスマート農業のほうにも随分推進をしてきておりますし、あとこれも前に申し上げたかもしれませんが、コミュニティバスの位置情報がスマホなどで把握できるようなバスロケーションシステムを導入してまいりますので、一部もう先行した取り組みというのを進めていることをご紹介します。

人口減少対策と今後の取り組みや実施事業の選択についてですけれども、人口減少の要因分析を新年度これまで以上にきめ細かく行って対策を考えてまいります。特に子育て世代の呼び込みが重要である。このことは、たしか昨年12月にもこれ山崎議員が一般質問でご指摘をされたことだと思いますが、加えまして先般の山田議員の代表質問でも答弁しましたとおり、首都圏や札幌市の子育て世代を呼び込むためには、住宅、住環境整備をしっかりと進めていくとともに、子育て支援メニューや教育環境の充実を図っていくことが非常に重要だと。そういったことを首都圏や札幌市の子育て世代への情報発信にもつなげていきたいと考えております。さらに、ご質問にございます子育て支援のさらなる取り組みについてのご質問がありましたけれども、これは計画策定の中で整理をしっかりとしたいと思います。

それから、総合計画の策定に当たって、広く町民の声を聞くと、こういうご指摘だと思いますが、もちろん町政懇談会の開催や、あるいは高校生や若い世代の参画についてやるべきであるというご提案をいただきました。町民との意見交換のあり方については、どう

いった形がいいのかは今後検討してまいりますけれども、このことも山田議員の代表質問でお答えしたとおり将来を担う世代の意見をできる限り吸収するということは大変重要だというふうに考えております。これまでもまちづくりに関しましては、実は町内の中学生、高校生、大学生からの意見をタウンミーティングというような形で伺ってきておりますけれども、総合計画の策定におきましても同じような手法で皆さんの声を伺っていきたくと。さらに加えて、町内の子育て団体、あるいはPTA、これは小学校だけではなく、認定こども園も入れたPTA、あるいはコミュニティ・スクール、青年会議所、あるいは商工会、農協の青年部といった若い世代の意見もグループインタビューというような手法をすることによって聴取していくことを考えてまいりたいというふうに思っております。

以上、私からの山崎議員への一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 山崎議員の一般質問にお答えします。

30年度の全国学力・学習状況調査の話が出ましたので、少しつけ加えておきますが、確かにKPIで全国平均ちょっと上っておりますので、仕方のないことなのかもしれませんが、小学校においては確かに全教科で下回りました。理科入れて5科目ありますが、5科目の差の平均は1.9点、中学校に至っては0.7点ということの差でございます。0.1ポイントでも下回れば下回ったということになるので、それは仕方のないことだと思いますが、そういった状況です。また、これ全道、全国に公開していますが、下位層も大幅に減っております。小学校では大きいところでは12ポイント減っているところもあります。中学校では20ポイント減っているところもあります。その辺にも目を向けていただければありがたいかなというふうに思っております。

それでは、ご質問にお答えいたします。改善策についてのご質問であります。議員ご発議の4項目の改善策、これは当別町学力向上プランで掲げました12項目のうちの4項目ということだと理解をして説明させていただきます。まず、1つ目ですが、授業改善に向けた指導、助言ということですが、小中学校の授業につきましては従前からアクティブラーニングの視点を取り入れた授業を大変多く取り入れてきております。今回学習指導要領の改訂もありまして、各学校には校内研修等を通じてさらなる改善を進めるように教育委員会として指示をしてきているところであります。また、教育委員会といたしましては、教職員の研修会ですとか、あるいは学校教育指導員の学校への派遣ですとか、あるいは北海道教育委員会の指定事業を積極的に受けてなどしながら、授業改善に向けて取り組みを進めているところであります。

次、2項目めですが、コミュニティ・スクールの活用、支援についてということですが、代表質問でもお答えいたしました。学校運営協議会というものが中心になりますが、そこでは学力、体力の向上が喫緊の課題ということで情報共有されております。31年度は、その解決に向けて子どもたちの生活習慣の改善と、それから直接的な学習支援と両面から取り組みを進めるように教育委員会として指導をしているところであります。

それから、3項目めの研修機会の充実ということでございますが、教育委員会主催の研修を毎年ですが、夏冬の長期休業中に夏は2日間で4講座、冬は1日日程ですが、3講座実施しています。いずれの講座も国あるいは道の教育研究機関等から講師を招聘して、実践的な、なるべくすぐ使えるような内容の研修と心がけておりますので、そういった研修をして先生たちの資質向上に努めております。また、先生方の実質的な研究組織として当別町学校教育研究推進協議会というのがあります。これ大変活発な活動をしておりまして、そこに予算面での支援も行いまして、研修機会の充実を図っております。

それから、4項目め、校務支援システムの活用についてということですが、成果につきましてはこれからの分析になります。現場の声を聞いております。1つご紹介しますと、校務支援システムにより児童生徒の成績処理を初めとした各種個人情報の管理を一元化することで情報の共有と蓄積を図り、業務の効率化が図られた。それによって生み出された時間を授業準備や教材研究に充てることができて、大変に有効であったと、そういうふうな声が聞こえてきております。この校務支援システム導入の目的は、業務の効率化ということでございますので、それが進んでいるということが実証されているかなと評価しております。

続いて、児童生徒の生活習慣改善に向けての取り組みでございますが、教育委員会といたしましては昨年8月に各学校に調査結果の詳細な分析とそれに基づいた学校改善プランの作成を指示しております。そこで、昨年のお話ばかりでなく毎年のことではありますが、指示をしております。学校では、その指示に基づきまして改善プランを作成し、児童生徒の生活習慣改善に取り組んでいると、そういう流れになっております。また、31年度の教育行政執行方針に学校運営協議会による保護者、地域と連携した児童生徒の生活習慣改善を掲げておりますので、各学校には既に校長会を通じて取り組みを進めるよう指示をしております。

続きまして、調査当日の不参加生徒についてのご質問ですが、議員おっしゃるとおり生徒ですから、中3の欠席者は町全体で12名いました。内訳につきましては、インフルエンザ2名、風邪等の病欠6名、それから以前からの不登校生徒が4名という形になっております。

それから、最後ですが、全国体力・運動能力調査における改善策ということの質問ですが、教育委員会といたしましては教育委員会が作成した当別町体力向上プラン、これに基づきまして小中学校間での体育の乗り入れ授業や町のスポーツ推進委員の活用ですとか、児童生徒のスポーツ少年団活動あるいは部活動参加推奨など具体的な取り組みを進めております。また、これからのことになりますが、医療大学あるいは日本体育大学と連携した教職員研修あるいは児童生徒への指導、これ実施していく予定でございます。保護者との連携であります。先ほど申し上げましたが、学校運営協議会を通して生活習慣の改善に取り組めるよう既に準備を始めております。学力についても体力についてもやはり大きな課題の一つは、生活習慣の改善ということになるかと思っております。家庭としっかり連携し

ながら、協力を得ながら進めてまいりたいなと思っております。

それから、一体型義務教育学校についてのお答えになります。1つ目ですが、学級編制についての質問ですが、基本構想でも掲げて説明してございますが、少人数による丁寧な指導をしていくということは当別町の教育を進める上での根幹となるということだというふうに思っております。特に低学年は、社会性の基礎を養いつつ、きめ細かく目の行き届く指導が欠かせません。そのため1年生、2年生の学級が30人を上回らないという独自基準を設定しているところです。私としては、34年を待たずにすぐにでもやりたいことの一つであります。

それから、多目的教室、特別教室の設置数の見直しについてのご質問ですが、教室の数あるいは配置については学校など何回も意見調整を重ねてきております。それを受けまして議員先ほどおっしゃったとおり、教育委員会とも十分協議した上で現段階では多目的教室が当初の計画では9でしたけれども、5になっております。それから、特別教室は19から11ということになっております。今後まだまだ計画進めていきますので、十分現場の声も取り入れながら設置については考えていきたいというふうに思っております。

以上、山崎議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 山崎君。

○4番（山崎公司君） まず、町長にお話ししますが、先ほど策定に当たりましてスケジュール、基本的な方針を伺いました。今後人口減少対策と子育て世代を中心に環境整備をしていただいて、10年間の当別町の将来を担う魅力あるまちづくりを目指した総合戦略の策定に期待しております。私からはこれです。

次、教育長に質問させていただきます。続けてよろしいですか。学力テスト、体力の中で、最初の1つ目の質問の中で小学校、中学校の分析、それと対策としていろいろとお話しいただきました。小学校の分析で全ての教科が全国平均を下回っているという報告がありました。ただ、現在太美地区の小学校の学校だよりによりますと、全ての教科で全国平均正答率を上回る結果だとホームページ及び学校だよりで報告されております。小学校の分析から、当別地区の結果とかなり差があるという認識を私しております。また、町民にわかりやすく結果を報告してはどうかと思います。これもホームページに出ている教育委員会が発表している内容ですが、例えば当別小学校、国語A、Bとも全国平均より低いと。それに対して西当別小学校は全国平均より高い。算数A、Bについては、全国平均より低いという、当別小学校です。西当別小学校は全国平均よりやや高い。理科は、当別小学校はやや低い、西当別小学校はやや高い、こういう表現で発表されております。この辺を要するに説明の内容でどういうふうに違うのかは、ちょっとやっぱり町民が理解できないということですので、これについて説明願いたいと思います。

それと、当別地区の目標を3年以内にK P Iを達成することが今後の当別町一体型義務教育につながるのではないのでしょうか。移住希望している子育て世代もいろいろと判断材料として連絡をとったり、あるいは見ておられます。この件について今後どのように対応す



るのか、まずお伺いします。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時46分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

山崎君。

○4番（山崎公司君） 教育長に3番目の質問、不参加の件について質問いたします。

風邪、インフルエンザ、不登校が4名いたと、12名のうち。具体的に不登校ということ  
で4名いるという報告でしたが、この方たちに対して日ごろどのように指導しているのか、  
まずお伺いします。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 調査当日の不参加者のうちに不登校生徒が4名いるということ  
でお答えいたしました。不登校生徒の指導につきましては、担任がまず窓口になります。  
担任が面談を行ったり、あるいは家庭訪問をしたり、親御さんとお話をしたり、関係機関  
からの支援、指導を受けて対応したり、連絡を絶やさないように、特に安否が確認できな  
いと困りますので、そういうことにならないように一刻も早く登校できる状態にするよう  
にきめ細かく指導しているところであります。

なお、この調査等、不登校生徒が受けなかったということについての因果関係はないと  
いうふうに申し上げておきたいと思えます。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 山崎君。

○4番（山崎公司君） 一体型義務教育についての中で質問させていただきます。

1番目の学校像として文科省の35人から29人、説明わかりましたが、同時にこのオーバ  
ーした教員の期限つきの場合は、これはもう全部町費で確認するということですね。非常  
に今先生が不足しているという中で、このように教員の雇用の確保をするわけですが  
も、これが十分にできるのかどうか、それをお伺いしたいと思えます。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 議員おっしゃるとおり、確かに今教員の採用試験の倍率も1倍  
台になりまして、減ってきていると。大量退職者の補充も少しおぼつかないようなところ  
もあって、期限つきで採用している方たちの数も減ってきているという状況は確かにあり  
ますが、私どもとしては必要な数の教員というのは道教委とも話しながら確保していく  
ということでこれまでできておりますし、その辺は心配ないかなというふうに踏んでおります。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 山崎君。

○4番（山崎公司君） この件についてはわかりました。当別町がそういう形で当別町独自でやるというお話ですが、実際道内でこのように一貫校を実施しているところで、その地域独自基準を設けているところが実際にあるのかどうか。道内だけでなく、道外でも結構です。その辺のところはいかがですか。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 一体型義務教育学校を実施しているところでということによろしいのかなと思うのですけれども、一体型義務教育学校は現在5校道内であるというふうに認識しておりますが、その5校ではいずれも独自定数は設けていません。5校とも実は小中の併置校というのが出発点なのです。ですから、複式をやるようなタイプの小規模な学校なものですから、うちが考えているようなことは必要ないのです。ですので、ないということであります。北海道で定数を独自でやっている。ちょっと僕の認識の中ではないのですけれども、本州で九州だと思うのですけれども、そういうしているということを知ったことはありますが、まだ多くないというように思います。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 山崎君。

○4番（山崎公司君） 一貫校の2つ目の質問の中で、多目的教室及び特別教室のことにについては一部修正で、減らしたということで答弁いただいております。私としては、これは要望になりますけれども、できるだけ建設コストを削減するということを念頭に入れて今後やっていただきたいと思っています。当然今後いろんな庁舎あるいは町営住宅とか、かなりの予算が必要になってくるということで、学校一貫校についてもそのような考え方でやっていただきたいと思っています。私は、そういう最小コストで最大限の学校を建設すべきと考えておりますが、教育長はいかがですか。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） コストの件につきましては、コストをできるだけ減らしていくというのは当然のことですので、それはもう常に頭に置きながらやっていきますが、教育の質を落とすことなくということは必要ですので、あくまでも私たちが目指す教育を実現するというを最優先という言い方はあれですけれども、そんなことも考えながら、コストについてもあわせて考えながら進めていきたいというふうふうに思います。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 山崎君。

○4番（山崎公司君） 最後になりますけれども、この一貫校については私は基本的に賛成です。ただ、現在行政が行おうとしています立地適正計画との兼ね合いをきっちりと整理した上で、3年後になりますか、立派な小中一貫校ができることを期待しております。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 以上で山崎君の質問を打ち切りますが、私から山崎議員に申し上

げます。

今回通告をいただきましたけれども、例えばただいまの一体型義務教育学校についての（１）番の質問ですけれども、文科省の基準で14教室、それは18教室あるということで、文科省の基準という中では教員の配置という点でも議論の余地はあるのかというふうには思いますが、いわゆる学校の建設に向けて教育理念をどう学校に反映をするかという点で質問されていたと思いますので、最初の答弁でそういった答弁がない中で、今回許可はいたしましたけれども、質問の趣旨を十分に踏まえて提出をしていただきたいと思いますし、なおかつ２番目のただいま質問がありましたけれども、特別教室に絡めて、いわゆる建設コストのことについては、これは基本的に町長に対する質問だというふうに思いますので、その点は質問する際精査をして質問をしていただきたいと思います。

以上で打ち切ります。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 1時56分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

次に、通告２番、渋谷君の質問です。質問は、一問一答方式で行います。

渋谷君。

○６番（渋谷俊和君） 議長の許可がおりましたので、私の質問をさせていただきます。大きく分けて３点にわたって質問したいというぐあいに思います。

まず最初に、質問項目にある町長、副町長、教育長、三役の手当についてであります。私もこの間２回ないし３回ほど一般質問の中で期末手当の中で特別加算のことについて質問してまいりました。今回町長は、期末手当から町長20%、副町長、教育長10%削減してきたけれども、31年度からはこの削減を提案しないと、そういう報告がされました。その理由も一般職の給与の関係の法律に準拠したものであることや特別職、一般職も導入している制度で26年度から続けてきていると。特別職も同じだと。これも３級職以上の特別職に当たっていると。加算だと思いますが、さらに7割以上の自治体がこういった削減をしていないということその理由として、私の知っている範囲ではそんな感じで提案されたと思いますが、改めて削減の提案しない理由について正確にお聞かせ願いたいというぐあいに思います。

それから、２番目なのですが、特に私は議員に出たときもやっぱり弱者に優しい町政、こういうものを目指すということで活動してきましたが、削減を提案しないということについては、１つはやっぱり当別町の町民の置かれている状況、あるいは町の財政状況、本当に今町民のほうも10月から消費税の増税や毎年のように上がる国保税の問題、いろんな

問題含めて大変厳しい状況にあると。そういう状況の中で、また町長の給与は全道144町村の中でもトップクラスです。これも前に質問したときには、石狩管内では自治体で7番目だということをおっしゃっていましたが、こういった問題についてもやはり私は十分考慮すべきだと思いますし、一方、三役の場合に減額される金額は144万円というぐあいに報告受けていますが、しかし一般職3級以上の職員のものも含めると、前には1,500万円ほどの金額がそこに投入されているということも聞いておりましたが、こういった点、本当にそのお金が町民に対して有効に活用ができるということを改めてこの問題について町長として再考する気はないのかということをお聞きしたいというぐあいに思います。これが手当、特別加算の問題であります。

それから、2番目、町の職員の働き方改革についてであります。聞くところによれば、最近特に40代の役場職員が相次いで退職しているというぐあいに聞いております。理由もさまざまだと思いますが、どのような理由がその中にあるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、2つ目には、そういったちょうど働き盛りの40代の職員、また地域のためにと難しい試験も受け、面接も受けて、そして合格をして、これで町民のために役場に奉職して仕事を頑張っている、そういう大事な職員が相次いで退職するということは本当に残念きわまりないことでもあります。ましてや40代の方が多いと聞いておりますけれども、ベテラン職員としてそれぞれの部署で業務の牽引役、本当にそういう働き盛りの大事な年齢の中で、それだけにまた責任も重くなったり、プレッシャーもある、いろいろそういう負担も大きいというぐあいに思います。国のほうでも働き方改革が叫ばれて久しいのですけれども、パワハラやセクハラ、いろいろな問題、役場の中で起きていないと思いますけれども、こういった問題などについても職場環境改善の問題でどんな取り組みを考えておられるのか、どのようなことがなされているのか、ここをお聞きしたいというぐあいに思います。

3番目ですが、特に定年退職だとか、勸奨退職を使ってやめる方は別にしまして、やっぱり中途退職者の問題であります。この点については、他の自治体と比較して当別町の場合どうなのか、去年1年間の中途退職の方たち含めてどうなのか、私も一部聞いたところによればやはり役場に対し不信感なり孤立感なりを感じている職員の声も聞いておりますけれども、本当に風通しのよい明るい職場環境が求められています。今後このような問題についてどのような対策をとられるのかをお聞きしたいというぐあいに思います。

以上が町職員の働き方改革についてであります。

それから、3番目です。まちづくりの将来像、いろいろありますが、住宅を中心に質問したいと思います。もう来年度で第5次総合計画の最終年度になりますけれども、しかしその中でうたわれた中身は自然を身近に感じ活力に満ちた美しいまち当別、住宅の問題についても住みよいまちづくりとして、ゆとりある宅地の供給や公営住宅の管理、また住宅マスタープランにおいては自然を身近に感じ当別に暮らしたくなる安心快適な住まいづ

くり、こういうことを基本理念にしてセーフティーネットとしての町営住宅の整備、改善も設定されています。このような観点から、いよいよ具体化される第6次総合計画についてもそうですが、住宅の問題でいえば長寿命化計画のもとで具体化、なかなか発表されてこなかった町営住宅建設の新しい方針、具体的な建設年次、こういった問題についても示すべきだと思いますが、町の方針を伺いたいと、こういうぐあいに思います。

それから、住宅中心については2つ目ですが、町営住宅の問題であります。この町営住宅の改善や補修については、ここ数年間、この3年ほどの間に屋根塗装の問題を含めて補修、改善に一定の前進があり、入居者も大変喜んでいてということも私の耳に入っております。私も歓迎する次第です。

具体的に町営住宅問題について2点質問します。1つは、大変喜ばれている東町団地で始められたユニットバス、町長の答弁、肝いりでこれ設置しますということで昨年答弁ただいて、進められましたけれども、大変好評ということで、これを東町団地だけではなくて、特に石炭庫はほとんどの町営住宅がそういうスペースありますので、それを活用してほかの団地でもこういった問題について普及すべきと考えるが、いかがかということがあります。

それから、2つ目の具体的なことなのですが、町営住宅の中にはその環境整備の中で雨水や汚水などが中に入ってこないように有効にそれを取り除くというぐあいになっておりますけれども、私もついこの間北栄団地あるいは樺戸団地回ったときも呼びとめられて、そうならないことが要望として出されました。特に樺戸団地の中では、ぜひ役場の担当の方来ていただいて、要望を聞いてほしいということも伺いました。担当のほうにも連絡しましたけれども、そういった点でこの住宅の周りの水はけの問題、これを早急に手をつけてほしいという要望が出されていますが、こういった問題について具体的に何か対策を考えておられるか質問したいと思います。

以上で1回目の質問、発言を終わります。

○議長（後藤正洋君） ただいまの渋谷君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 渋谷議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、町の三役の手当に関するご質問です。期末手当の削減というのは、町が深刻な財政難となりました平成15年度から本年度までの16年間実施をしてまいりました。この間住民の皆様には、本年度から今までずっと負担をしていただいていた排雪費の一部をご負担いただいた時期がありました。それから、町営住宅のほうも2番目のご質問がありましたけれども、そういった施設、町営住宅を初めとする公営施設、こういった修繕だとか整備も十分な予算が配分できなかった時期が結構長くありました。また、この手当の削減は町の三役だけではなく、町職員、それから議員の皆様にもご理解とご協力をいただき、町職員には一般職の期末手当と管理職手当の削減を5年間にわたってお願いをしてきて、それを総額しますと4億6,400万円、町の財政からいえば節約ということになるので

すか、削減をした経緯があります。それから、議員の皆様にも期末手当の削減を10年間にわたってお願いをしまして、これも総額4,500万円余りを受け入れていただいた、そういった経緯がございます。まさにオール当別でこういった困難な時期を乗り越えてきたわけでありまして。住民の皆様、それから歴代の町の三役の、あるいは職員の皆様、議員の皆様、過去本当にこういったご協力をいただいたことに感謝以外の言葉もないぐらいに感謝をしているわけでありまして。

今回提案しましたのは、最後までその削減を続けてきた町の三役の手当を通常に戻したいという、この理由は、平成15年度、今から約15年ぐらい前になりますか、当時の地方債の残高196億円ありましたけれども、これがこの31年度には96億円にまで地方債の残高が下がる見込みになっております。100億円もの縮減が図られたと。したがって、今いろいろと町で事業計画を進めていますけれども、将来の事業のための投資も可能になってきた。皆さんのオール当別のご努力によって、財政状況は改善をしてきたということでありまして。それからあと、基金、これは町の貯金みたいなものですがけれども、平成15年度には6億4,000万円にしかこの基金がありませんでしたけれども、平成31年度は32億4,000万円にまで積み増しができる見込みが立っております。言ってみれば深刻な財政危機も乗り越え、財政健全化への道筋がほぼ見えてきたのかなと、そんなことが理由であります。

もう一つ、近隣市町村を見てみますと、ほとんどが既にそういった削減、いわゆる標準からの削減はやめて通常の状態に戻していること、これも含めて慎重に考慮した結果、削減停止のタイミングとしては今が適切なのかなと、こういうふうに判断したのであります。ですから、再考する必要はないかというご質問ですが、私はその必要性を感じておりません。

それから、働き方改革、町職員の働き方改革に関してでございますが、議員が今ご指摘されたとおり、近年は40代の職員の退職が続いている、このことは事実であります。その理由については、幾つか、たくさんありまして、たくさんというか、転職のためにやめていく方、あるいは病気のためにやめていかれる方、いろいろ個々人のさまざまな状況はあります。役場の中でパワハラ対策だとか、あるいは職場の環境の取り組みをどうしているのだというご質問なのですけれども、今まで管理職につく前の段階から、例えば係長クラスには指導能力研修というのがあって、これを受けさせていますし、主幹クラス、もうちょっと上の方、次のクラスの方には管理能力研修など、こういったものはまず必ず受験しろということで、職場環境への心構えは習得させているつもりであります。

もう一つ、自己申告制度、それからメンタルヘルス研修、ストレスチェック、こういったものを通じてパワハラや職場環境の悪化の兆候を早期に把握する、こういった努力はしているつもりでございます。

それから、もう一つ大事なことですけれども、事例を把握したとき、まず異動等、中での異動等も含めて人事部局にすぐにでも対応するようにということで指示をしております。

次のご質問で、中途退職者がほかの自治体に比べてはどうかというご質問ですが、なか

なか正確な比較がこれ困難でありまして、どの自治体でも中途退職者の数というのは近年大幅にふえている、これは間違いないようでございます。労働力不足もあるし、売り手市場というところもあるでしょうけれども、そういったところが中途退職者の数の減少、うちの町の役場も例外ではない、そんな感じに捉えております。

今度これどんな対策とるのかというご質問がありましたけれども、全ての職員を100%満足することができれば一番いいのですけれども、なかなかこれは至難のわざでして、当然個人の資質とも関連もしてきますけれども、どうしても一部の職員に不満があったり、あるいは孤立感を感じさせる、こういったケースがあります。組織で長く働いてきた私にとっては、私の経験ではこれはある意味ではゼロにすることは極めて難しいかなというふうに思っております。そのことを私は十分認識しておりますけれども、特に40代のベテラン職員、この責任は多分年々重くなっているのだらうと。今まで以上にずっと重くなり続けているのだらうというふうに思います。こういった役場職員の重責、プレッシャーを逆にこれがかてにして町を、地域をよくしようということで、今うちの職員は大半の方が、大半というよりももうほぼ皆さんが頑張ってやっていただいているように私は非常に高く職員の今の活動を評価しているところであります。ですから、今早急に何かこの対策をとらなければいけないのかなという、そういう必要性は私自身は感じておりません。ただ、渋谷議員もおっしゃいましたけれども、風通しよくする、明るい職場環境を形成する、このことはもう極めて重要だというふうに私も全く同感でありますので、こういった環境づくりに向けて努力をしていくつもりであります。

3つ目の町営住宅の建設についてのご質問ですけれども、まずは末広団地建てかえについての実施計画を新年度、平成31年度には改修をいたします。それから、具体的な場所だとか、建設戸数だとか、時期などについては立地適正化計画との整合性もありますので、これを図りながら決めてまいりたいと思っております。

もう一つの町営住宅の改善、改修についてのご質問で、特にユニットバスの設置、これについては渋谷議員おっしゃるとおり大変東町団地がこれが好評だというふうに私も聞いております。これは、今渋谷議員からご提案がございましたけれども、樺戸だとか北栄など他の団地への普及もこれから進めてまいりたいというふうに思っております。

もう一つ、団地内の水はけの改善についてでございますが、北栄団地と樺戸団地など、団地内の水はけの悪い箇所については、砂利による穴埋め、あるいは側溝の清掃など、これは都度してきているわけではあります。ご承知のとおり、建設後結構長いものですから、ここの当別の場合はどうしても地盤が下がっていくということで、こういう事態が起こります。それからまた、雪解け時期に、もうこれ繰り返しですけれども、水たまりの発生、これがありますけれども、これはやはり原因の調査をもう少ししっかり具体的にどういふあれなのかということを含めて調査して、具体的な対処方法をこれから研究をしていきたいというふうに思っております。

以上、渋谷議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） 答弁ありがとうございました。

再質問ですが、まず三役の手当の問題、この点について結論を言うと再考の必要なしという答えだったと思いますが、私は1つはやっぱり当別町の財政の指標の改善ということを町長言われておりました。確かに数字だけ見たら、そういうぐあいにして年々そういった状況になってきているということはわかります。しかし、そのことと町民の側から見た暮らしや切実な要望だとか、いろんなことについてどうかという問題とはまた別問題です。結局例えば町営住宅一つとってみても、本当にもう建てかえなければならぬものがそのままずっと平成8年からもう23年間になってきていると。そういうことも含めて両側面があると思いますので、したがって財政健全化の視点から見て、今本当にそういった意味でということをおっしゃってありますが、私は1つはその財政健全化の問題についても一歩そういったことで資金があったり、あるいは公共施設を建てたり、いろんなことやったりすると、国債の発行、地方債の発行や、その他起債が多くなって、またそれは当然債務がふえるということになりますので、そことの兼ね合い含めて、1つは本当に一方的にそうなのかということと、もう一つは町民、その影響を受ける町民の人たちが暮らしやいろんな問題をどなんぐあいに今の経済情勢の中で受けとめているのかということ、この2つのことをやっぱり町長は考えて判断しなければならない。本当に三役であれば144万円、あるいは3級職以上の職員も含めると1,500万円近くの金額がそこに充当されるという点でいえば、その資金がやはりどれだけ大事な、そういった切実な応えになれるかどうかとの兼ね合いも1つはあるのではないかと、そういうぐあいに思うのです。その点あたり改めて再考の必要なしという中で、その点はどうか、その前に聞いた答えでは石狩管内では7番目だという形も答えの中で正式に答弁されております。7番目といっても江別や石狩や北広島、あるいは千歳、そういった恵庭だとか、そういったところがほとんどで、新篠津がいわゆる8番目という状況ですから、それはもう当然そのことをやる特別加算を廃止しない理由にはならないので、その点あたりとあわせて今の点、再考の必要という点は改めてもう一回検討し直してはどうかと思います。

以上です。質問です。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 渋谷議員おっしゃるように、当然町民の立場、それから町民といってもいろんな町民おりますけれども、特に言葉がこれ正しいのかどうか知りませんが、低所得者層、この低所得者層の町民の暮らしがいかに改善するかということは我々行政としては何よりも大事な面だということは重々承知しております。ですから、これ特に渋谷さんの強いご依頼もあって、我々それにできるだけ応えて町営住宅の改善、今回もこれから新設もしていこう、そういったことは当然一つの政策の中に大きな位置を占めているわけです。ですけれども、これとまた職員あるいは議員、それから我々管理職、特別職ですか、これの給与の問題というのは確かにそれはお金ですから色がついているわけではない



ので、どこかで減らしたものはどこかで使えるだろうというのは全く否定はしませんが、それはそれぞれの項目で、例えば議員にも10年間もお願いをしてきたけれども、これはやめましょう、我々も職員のほうももうちょっと短かったですけれども、10年弱でやめて、一般のいわゆる常識的、あるいは標準的なものにやっぱり戻ってきているわけでありますから、その中の一つとして私たちのこれも戻してもいい時期が来たのかなということを申し上げているわけで、ここでこのお金浮いたもの、こっちに回したらどうだという、そういった形での比較ということにはならないのではないかなというふうに僕は思います。ですから、今回そういう提案というか、提案をしないことを皆さんにお諮りをしたわけでございます。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） 今のお答えわかりました。議員のほうも特別加算15%を前に、数年前までやっていたのですが、その点は廃止してやっていたということでつけ加えておきたいと思います。この点は、これでもって終わりたいと思います。

次、働き方改革の問題についてであります。町長が答えたように、100%満足というのは至難のわざだということは、特に人事管理上本当に難しい問題がたくさんあるかと思えます。しかし、世間全体で言えばパワハラ問題、その他の問題がいろいろ出てきているということもあります。そういった意味でそういう権利問題についての感覚も一般的には鋭くなってきているという面もあるかと思えます。事例の発覚がわかっただけですぐに対応するというのも含めて、私は非常に大事だと思いますが、具体的に前に委員会か何かで聞いたら人数的には中途退職者も出て、6名ほどというぐあいに聞いたのですが、その数字が当たっているか、当たっていないか、ちょっとまずはお聞きしたいというぐあいに思います。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 渋谷議員、今の中途採用の人数を細かい数字でちょっと私の頭には入っていないので、担当のほうから回答させていただくので、よろしいですか。

○議長（後藤正洋君） 総務課長。

○総務課長（長谷川 明君） ただいまの渋谷議員のご質問にお答えをいたします。

委員会などで折に触れて私がお説明を差し上げた数字の件だというふうに理解をしてご答弁をさせていただきますが、平成30年度、今年度におきまして退職をする者、中途退職をする者、これは定年退職者ではなくて自己都合退職者が6名いる状況であるということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（後藤正洋君） 渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） ありがとうございます。

それでは、3番目の住宅を中心としたまちづくりの将来像の問題であります。町長も言っていたように、東町団地で始められたユニットバス設置、本当に歓迎されております。

ほかの団地のほうからもぜひうちのほうでもそれを検討してもらえないかということも担当の部署のほうにも恐らく声が届いているかと思えますけれども、そういった点、それと産業建設常任委員会で資料を出されていた団地の改善、東町団地の改善で、図面もついておりましたけれども、大変あの図面を見て言葉で言うよりもこんなにきちっとした改善というか、改修になるのだなど。それだったら、そこに住みたいなという気持ちを持たれる適切な資料ではなかったかなと私は思います。そういった点、財政厳しいところですが、ぜひ引き続き、新しい町営住宅の建設結果が具体化が実現されればまたそれはそれで違いますけれども、今はもう古い住宅が、団地がほとんどですから、そういった点では一つでも団地の中で、末広団地がまず最初そういった点組み込まれると思えますけれども、そういった点ぜひ答弁のとおりやっていたきたいし、最後ですけれども、水はけの問題も別にこれは北栄と樺戸だけではなくて、ほかの団地も結局低いところに割と町営住宅が建たれているということで、床なんかでも畳でもぼあぼあになって湿気が出ていけないという状況はかなり広範囲にあるものですから、そういった点、この水はけの問題含めてぜひ雪解け後に早急に手をつけてほしいという要望をして、これは質問ではありませんけれども、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（後藤正洋君） 以上で渋谷君の質問を打ち切りますけれども、先般議員協議会を開きまして、質問についていろいろと皆さんでご協議をいただきました。ある特定の要望をするような質問についてはしないということで議員で確認をしておりますので、今後気をつけていただきたいと思います。



### ◎散会の宣告

○議長（後藤正洋君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

あすは午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はご苦勞さまでございました。

（午後 2時30分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和元年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成31年第1回当別町議会定例会 第4日

平成31年3月14日（木曜日） 午前10時00分開議

**議 事 日 程 （第4号）**

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
5番	秋場信一君	6番	渋谷俊和君
7番	山田明君	8番	古谷陽一君
9番	稲村勝俊君	10番	石川和栄君
11番	岡野喜代治君	12番	市川正君
13番	高谷茂君	14番	島田裕司君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	舘田博道君
総務課長	長谷川明君
企画部長	江口昇君
企画課長	長谷川道廣君
財政課長	山田雅俊君
住民環境部長	大畑裕貴君
住民課長	山本直樹君
保健福祉課長	山下勝也君
介護課長	辻野幸一君
経済部長	高松悟志君
農務課長	高田訓之君
建設水道部長	吉尾雅昭君
教育長	本庄幸賢君
教育部長	山崎一君
学校教育課長	北村和也君
学校教育課参事	山谷潤君
子ども未来課長	須藤政信君
代表監査委員	米口稔君

事務局職員出席者

事務局	長	野村	雅史	君
次	長	中出	徳昭	君
係	長	浦島	卓	君
主	査	瀬戸	貴裕	君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきにお配りいたしております日程表により議事に入ります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

10番 石川和栄君

11番 岡野喜代治君

を指名いたします。

---

◎一般質問

○議長（後藤正洋君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、お手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

通告3番、鈴木君の質問です。質問は、一問一答方式で行います。

鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。日本共産党の鈴木岩夫でございます。

私は、引き続き人口減少問題について町長と議論を交わしたいと考えています。3月1日の当別町の人口は、1万6,025人となりました。30年前、1990年の1万5,825人に迫ろうとしています。1988年に札幌大橋が完成して、1990年には一旦底になる人口も1991年から2000年にかけて10年間で太美地区への人口流入でピークの2万778人になります。一旦は2万人を超えた人口も19年かけて5,000人近くが減少しようとしています。政治、経済、社会や自然現象の影響など、さまざまな原因があったことでしょうか。町長は、執行方針で人口減少の要因分析の精度アップを図り、要因、課題の整理及び対策の検討をあわせて行っていくと表明しました。大いに期待したいと思います。その際、ぜひ地域の方々の声を

参考にさせていただきたいと思います。多くの答えは、そこにあると思うからです。今回私は、町を持続可能にする地域力、地域を持続可能にするコミュニティの視点から議論してみたいと考えています。

当別町のいいところ、優位性、価値についていま一度考えてみました。私は、大学を卒業して30年間、僻地の教員を務めてきました。そして、11年前縁あって当別町に移住してきました。どの地域でも子どもを中心に据えて、地域挙げて力を合わせ、学校行事が地域の行事として取り組まれていました。当別もそうだったのではないのでしょうか。冬のリンクづくりや遊具づくりも地域挙げての取り組みでした。農村では野菜を買ったことがありますませんでしたし、漁村では魚を買ったことはありませんでした。先生、きょうは大漁だったから物置に魚置いておいた。先生方で分けて食べてくれやという感じでした。浄水場の掃除もしました。正月地域対抗のかかるた大会もありました。自分たちの地域は、自分たちで守り、維持するという自治の力、そして皆で助け合うというお金にはかえられない価値があったのではないのでしょうか。そこがいいところであり、優位性だったのではないのでしょうか。当別は、札幌から近い、電車も走っているという優位性はあるけれども、やはり田園地帯で町内会組織がしっかりあり、自分たちの地域は自分たちで守り、維持するという自治の力、そして皆で助け合うというお金にはかえられない価値、優位性、いいところが残っているのではないのでしょうか。しかし、そこが人口減少で危うくなってきているのではないか、乗り越えようと町や町民も頑張っている。しかし、どうも町や町民の頑張りを励ますような政治になっていない。それで、町や町民の頑張りを励ますような政治になるよう国に対して強く求めてくださいということと、国がしないのであるならば町として独自に頑張るべきですということが今回の私の提起です。

初めに、農業人口減少に歯どめをかける、取り分けて農家の担い手確保について伺います。町民の生命と財産を守る消防団員の皆さんの多くは、農家の方々と自営業者の方々が担っています。高齢化と担い手不足が大きな課題だと聞いています。ですから、必死の思いで従事していることでしょう。災害が頻発する昨今ですから、さらに大変でしょう。町長は、昨年消防団員への報酬と出動手当を改善せよという私の質問に対して、3首長会議の話題になった。平成30年度中に作業を始めると回答し、回答どおり来年度予算に消防団員への報酬と出動手当の増額を計上しました。大いに評価したいと思います。除排雪についても多くを農家の方々が担っていると言っても過言ではないでしょう。これまた高齢化と人手不足で大変な状況だと聞いています。消防団員の確保にしても、除排雪の労働力を確保する上でも、農家の担い手をふやす課題は喫緊の課題と言えます。そういった意味で来年度予算に計上されたカボチャ専用施設整備、しかも道負担2分の1の事業ということが農協と力を合わせて採用されたということは高く評価したいと思います。また、道の駅における農産物直売所の通年営業ができるよう、町としても運営に必要な施設整備に必要な支援を行うことも評価したいと思います。さらには、交流を進めている中野区において移住の相談会を開催するよう準備を進めていることはとてもいいことだと思います。



しかし、それらの施策と同時に国の進める農政について、町長も言っているように十分注視することが必要です。農産物自由化、戸別所得補償の打ち切り、農協解体など官邸主導農政が当別農業に及ぼす影響について伺います。

日米FTAの中止、戸別所得補償の復活、農産物の価格保証など希望の持てる農政を実施してほしいと国に対してははっきり言うべきではないかと考えるが、伺います。

次に、医療体制の維持、拡充に向けて伺います。町内唯一の入院医療施設、堀江病院が閉院して1年がたとうとしています。町民の中では、ますます安心できる医療体制を求める願いが強くなっていますし、同時にもう当別には住み続けることができないのではないかと諦めの声も聞こえてきます。昨年3月議会では、議員提案の医療体制の確立を求める意見書が全員一致で採択され、6月議会では住民の会提出の医療体制維持、拡充を求める請願が、そして5団体提出の陳情が趣旨採択されています。これらを受けて町は、当別町の地域医療のあり方検討会議を設置、町内の医療、介護など関係機関の皆さんの真剣な討議によって病床の確保を速やかに、在宅医療体制の強化、人材確保、組織整備、町内医療機関を支えるとした報告書がまとまりました。そして、年が明け、新年度が始まろうとしています。救急医療の体制は、昨年夜間、休日診療が日曜診療に縮小し、残念なことにとし4月から冬期間のみの日曜診療と、さらに縮小される事態となっています。冬期間荒天による移動不可能の状況を考えた場合、町内で日曜診療が確保されることは救いです。しかし、夜間については江別、札幌の医療機関を頼らなくてはなりません。移動手段については、救急車やタクシーを使う場合もあります。対応が急がれます。

町長は、執行方針で在宅医療の役割を担う施設が必要であると判断しており、施設誘致に向けて現在適正な施設規模や機能といった具体的な検討作業を進めていると表明しました。在宅医療の役割を担う施設とは町民が望んでいる入院機能が整った施設なのかどうか、町民は高い関心を寄せています。当別町の地域医療のあり方検討会議の報告を受けての町の医療体制計画策定の進捗状況を伺います。

医療体制の維持、拡充に向けた町内医師会への支援では、どのようなものを考えているか伺います。

救急医療における町外医療機関への受診の際、交通弱者への通院費補助を実施すべきと考えるが、伺います。

最後に、国保税の負担軽減に向けて伺います。新年度予算では、当別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例が提案されています。歳出では、国民健康保険事業費納付金は昨年より減少していますが、保険給付費は増加の見込みです。歳入では、加入者減による道支出金の減少を国民健康保険税のアップと繰越金で賄うものとなっています。確かにこれまでも一般会計より法定内の繰り入れは行っているものの、それだけでは現状を維持することは無理で、被保険者、加入者が負担をふやすか、保険者、町が負担をふやすかが迫られます。そして、都道府県化により被保険者、加入者が負担をふやすベクトルが強まったと言わざるをえません。しかし、常任委員会で示された年収250万円、固定資産税約5

万円、介護該当者2名、4人家族というモデル世帯でこれまで約45万円だったものが約2万円の負担増は果たして納めることが可能な額なのか、甚だ疑問であります。そして、この先5年かけて全道の統一化を図るという中で、毎年2%ずつアップするのではないかとされています。根本的には、全国知事会、全国市長会、全国町村長会が要望する国の1兆円支援で、国保の構造的問題を解決することですが、政府が検討する、検討すると言って先延ばしするのであれば、そんなときこそ住民の命と暮らしを守るとりてとして町が頑張るときではないでしょうか。少子化にストップをかけ、人口増に転ずるということで、町長はまず産業力強化、町の稼ぐ力の向上を捉え、成果も見え始めています。ふるさと納税も好調です。結果、町債残高も100億円を下回り、基金は30億円を超えようとしています。次は、せめて子育て世代を初め生活弱者を応援するような施策が求められているのではないのでしょうか。

国保税のアップにならないよう他会計より繰り入れ、対処すべきと考えるが、伺います。協会けんぽ並みになるよう思い切った施策を実施すべきと考えるが、伺います。

せめて多子世帯に対する減免を実施すべきと考えるが、伺います。

最後になります。自治体国保に対する国の1兆円の支援を引き続き強力に国に対して要望すべきと考えるが、伺います。

○議長（後藤正洋君） ただいまの鈴木君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 鈴木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず初めに、現行農政による当別農業への影響についてのご質問であります。農産物総自由化、あるいは戸別所得補償の打ち切りなど頻繁に変わる日本の農政というのは、当別町の農業者に少なからず影響を及ぼしていると私も常々感じております。また、TPPやFTAによる日本の農業は、グローバルな産業への変革を迫られているということは確かでありまして、当別農業として生き残りを図るためには担い手対策、いわゆる農家の担い手をふやす施策、農地の集積あるいはスマート農業などの課題を克服して競争力をつけて持続可能な農業を進めていかなければならないと思っております。そのために、前にも申し上げたと思いますが、当別10年ビジョンの達成に向けて農業関係団体、それから町と、いわゆるトップ協議を今まで以上に回数をふやして新年度は行い、実は12月からも開始しているのですけれども、当別農業における地域課題全般にわたっての具体的対策を図っていくつもりであります。

次に、希望の持てる農政を実施するよう国に対して言うべきではないかというご提案がありますが、当別町という単独自治体だけで声を上げてもなかなか効果が薄いと思われるので、今までどおり同じように各農業関係機関と足並みをそろえて、もちろん町村会、そういったところとも含めて国に対して要望してまいります。

言うまでもなく地域農業を守るためには、もうかる農業、そして持続可能な農業ということにすることが大変重要であります。そういった観点から、今後も国の動きを十分に注

視しながら必要な対策について議論を重ね、農協さんを初めとする町内の農業関係機関、そして先ほども申し上げましたけれども、市町村会、こういったところともしっかり連携を進めて、国への要請ということをしていきたいというふうに私も思います。

次に、医療体制の維持、拡充についてのご質問でございますが、まず町の今後の医療体制推進の考え方につきましては、これまでも申し上げておりますけれども、医療と介護の連携強化のもとで在宅医療体制を推進していくことであります。その実現のために、現在在宅医療支援の核となって訪問診療もするぞと、できるぞと、可能になる民間の医療機関の誘致に向けて鋭意取り組んでいるところであります。

入院機能はその中に整っているのかというご質問ですけれども、入院病床の町内新設につきましては医療圏域の問題から極めて難しい状況になっております。それは、当別町が属します札幌医療圏域にあって定められた病床数を既に超えておりまして、新たな病床の域内設置は認められていない状況となっているからであります。こういった状況でありますので、町としては入院病床を代替できる介護施設を併設した医療機関も視野に入れて医療と介護の複合的施設についての研究を進めているところであります。

次に、町内の医師会への支援についてご質問ありましたけれども、これまで町内医師会と何度も話し合いでわかりましたことは、町内の先生方に対する何よりの支援は救急当番医の回数を減らして先生方の時間的負担を軽減することである、これがわかりました。その結果として、患者が非常にふえます休日の冬期間の4カ月のみ町内の当番医に実施していただくということで落ちついたのであります。また、ここに新たな今進めております民間医療機関の誘致がもし実現すれば先生方の負担の軽減につながっていくというふうに考えています。

それから、救急医療における町外医療機関への通院費の補助のご質問ですけれども、これは町外の医療機関へ救急ではなくて通常時間帯で通院している方、こういう方もおられますので、こういった方との公平性の観点から、容易には導入できないものというふうに考えています。町として考えていかなければいけないことは、いかにして町全体の交通弱者の活動範囲を広げること、狭めないで広げることができるかということでありまして、その考え方を進めることについては今まで進めている考え方は全く変わっておりません。ですから、前にも申し上げたと思いますが、町内の交通手段のうちコミュニティバスや、あるいはタクシーの乗車料金の割引、こういったことが考えられるのですけれども、この施策展開が果たして町民の満足度が高まるのかということを検証していきたいというふうに考えています。

国保税の負担軽減に向けてのご質問であります。国保税のアップにならないように協会けんぽ並みになるように、あるいは多子世帯に対する減免をいずれも町独自の繰り入れなどで国保税の負担軽減を行うべきであるというご提案と理解いたしますけれども、町独自に負担を行うことは今現在では考えておりません。それは、都道府県単位化を進めてきた理由そのものが市町村独自の追加繰り入れに頼らない国保運営というものを目指してい

るからであります。ただ、制度移行後個人負担が余りにも大きくなった場合、それから市町村がもう過渡的に繰り入れをしなければいけないというケースもありまして、やっている市町村もありますけれども、当別町におきましては道が示します標準保険料率とほぼ同水準になっておりますので、今追加で繰り入れる必要性はないというふうに考えております。

一方で、国保財政を圧迫している最大の原因というのは医療費の増大でありまして、これを抑制していくためのPRだとか健康事業などに我々も自助努力はしていく必要があるだろうと、注力していくことが重要だというふうにも考えています。

それから、議員おっしゃいました自治体国保に対する国の1兆円の支援を引き続き強力で要請すべきであるのご意見、これは国民健康保険制度というものが国民皆保険を支える重要な制度でありまして、加入者の年齢構成も高くなっていますし、また低所得者の割合も多く、加えて今後も医療費の増加が見込まれている、こういった現状から、やっぱり将来にわたってこの持続可能な財政基盤を確立するためには、国が責任を持って財源を確保することは極めて重要だと私も思っております。ですから、町としても引き続きこれも北海道町村会などを通じて国庫負担のさらなる拡充を強く求めてまいります。国保税がアップにならないよう注力をしながら、あらゆる手段を講じていきたいというふうに考えております。

以上で鈴木議員の一般質問に対する答弁といたしますが、議員が冒頭におっしゃられました自分たちの地域は自分たちで守り、維持する、皆で助け合うというお金にはかえられない価値、優位性、あるいはいいところ、こういったものは確かにこの町に残っていると私も思います。ですから、これがまさに議員がおっしゃる持続可能にする地域力と私も捉えています。もう一つおっしゃったのは、町や町民の頑張りを励ますような政治を国に対して求めるべしと、こういったご提起もありましたので、あらゆる機会を通じてこれは求めていくつもりであります。でも、詰まるころは、議員もおっしゃっていますけれども、人頼りではなく、お金にかえられない町の価値や優位性を生かして独自に戦略を立て、自立に向けた施策の展開をしていくしかないと私は考えています。そういう点では、町民、関係団体、議員の皆様、町行政、私たちが一体となったオール当別で頑張ることこそが何よりも重要だというふうに私は思料いたします。議員の我々の意識改革、提言に対しまして感謝を申し上げまして、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 以上で打ち切っていいですか。

鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 国保の問題ですけども、打ち切ってというのは……

〔発言する人あり〕

○3番（鈴木岩夫君） 申しわけない。それでは、再質問させていただきます。

まず、最初の農産物総自由化、戸別所得補償打ち切り、農協解体など官邸主導農政が当

別農業の及ぼす影響について伺いますということで、町長は少なからず影響はあるということで答弁なさいました。具体的にどの程度と。額で示せれるところがあったら、額で示していただきたいなというふうに思います。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

町長。

○町長（宮司正毅君） 全体にこういった日本の農政がある意味ではしょっちゅう変わっているわけですから、いつからいつの時点とかいろいろな形がありまして、なかなか捉えにくいのですけれども、1つ言えることは、例えば米の直接支払交付金が昨年度、29年度をもって廃止になりました。そのときに計算した数字は、それでそのことによる当別町のいわゆる影響というのは1億1,300万円ほどの影響が出ている、これは米だけです。という数字は出ています。その他のものは、減ったものがここで減ったからといってもそれをこちらで埋め合わせするとか、再生協議会のものだけではなく、いろんな観点で国の政策が出てきておりますので、トータルでどれだけというのはなかなか計算がしにくいというのが現状でございます。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 今米の直接払いの影響額が示されました。1億1,300万円、非常に大きな額だなというふうに僕は認識します。それだけでなく、さまざまな施策が打ち切りまたは額が切り下げられて継続になるというようなこともあります。そういった意味では、年々やっぱり厳しくなってきたということが現状ではないかなというふうに思います。そういった意味では、本当にこれから担い手となっていく方々を励ますというようなことではしっかり注視をして、政府に対してそういった政策を求めていくということが求められているのではないかなと思います。

それで、町長はこの自由貿易体制といいますか、これでTPPやFTAと、これはそういった世界の流れの中で仕方ないとは言いませんでしたけれども、そういう流れだという中で、そういった中で生き残るためにはしっかりした担い手対策が必要だということで答弁されました。それで、TPPからアメリカが離脱して、そして今アメリカはTPP11と日欧EPA、これによる発効でアメリカの農産物が非常に影響を受けているということで、それでFTA急がなければならないというようなこともきょうの農業新聞にも出ておりましたけれども、自由貿易、私たちは否定はしません。しかし、公平なルールということが

大事でないかなと思うわけです。これからTPP11、そして日欧EPAに続いて日米FTAということが迫ってくるわけですが、この影響は私は大変大きなものになるだろうというふうに考えているのですけれども、その影響についていま一度聞いてみたいと思うのですけれども、どうですか。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） これ世界の自由貿易に全般に関連することのご質問だと思いますので、そういう点でお答えしますが、もともとWTOという世界全体の貿易機構があるのを今やこれはある意味では先進国が横暴というのか、主導したというのか、なかなかそれを守らないで、むしろそこから離脱をしてFTAのほうにずっと変わってきているわけです。どうしても2国間のほうにという、一時はグローバルで、あるいは地域でということから今また2国間に展開をしてきております。ですから、おっしゃるように1対1でありますから、力の強いところがどうしても有利になる、これはもう貿易の原則であります。そういう点では、それこそ少なからずアメリカとの関係においては影響があるというふうには思います。ただ、全般的に考えたときに、やはり日本の食料というのは安全性という意味ではもうどの国にも負けない。遺伝子操作も含めた点では技術的にはもうトップにありますので、今の日本人の生活レベルが現状維持される限りにおいては、私はすごく大きな影響にはならないのではないかと期待をしています。だからといってしょうがないよねと言って見ているのではなくて、当然我々は政府の交渉結果をしっかりフォローしながら、言うべきところは言うていくということは必要だと思いますけれども、そんなに大きな心配をしなくても食料に関しては守っていけるのではないかと。むしろ我々がこれからやらなければいけないことは、やはり何よりも競争力をつけて、我々の食料を外に輸出していく。いわゆる輸出商品に育てていくことが全体のボリュームを上げ、そして競争力をつけていくということにつながっていくだろうと。そのための政府の支援を迫っていくことが私はこれからの農業のあり方かなというふうに、私の個人の意見はかなり大きいですが、考えております。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 今町長に影響について聞きました。町長は、強い者のほうがそれは有利に運ぶだろうと。それはもう私たちも同じ。しかし、そんなに大きな影響ではないのではないかとというふうに述べておりましたけれども、そこはちょっと違うところであります。引き続き議論していきたいなと思います。

それで、安全性の問題やもうかる農業ということで、この厳しい状況の中で乗り越えていかなければならないということで、本当に担い手、今頑張っている農家を励ますように、そういった意味で希望の持てる農政をしっかり国に言うていくということに答弁されておりました。そこで、ちょっと今1番目の答弁ともかかわってくるのですけれども、2番目の答弁に対して再質問ということになると思いますけれども、今輸出ということで競争力

ということではどうでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） そのとおりであります。自給率を上げることは、日本は食品に関してはもうとにかく何よりも重要なことだと私も思います。それは、先進国の中でこんなに多く外に頼っている国はないのでありまして、G7の中でも日本以外は全て農業大国でありまして、自給率が高い国ばかりであります。そういう点では、日本はその努力をしなければいけない。ただ、自給率を高めるにも、高めるためにはやはり競争力が一番重要なことです。外のもののほうが力、競争力があるから入ってきてしまうわけで、これはもちろん関税とも関連はしますけれども、競争力をつける。競争力をつけるために政府がいかに支援をするかということが私は一番大きなポイントだというふうに思っております。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 当別の基幹産業の農業ですから、大事な問題であります。大分認識の違うところもありますけれども、同じところもありますから、しっかり引き続き議論して、当別の農業が守り発展されるという方向で頑張っていきたいなと思います。

次の再質問に移ります。それで、医療体制の問題で、訪問診療も可能な施設ということで、ただ入院病床というのは非常に難しいのだということで、それはもう私も承知しております。ですから、医療機関を誘致するというので、持っているベッドを持ってきてもらうということと私は認識していたわけです。そういう意味で入院施設を代替できる介護施設ということで今進めているということで答弁があったのですが、それで今進めているということなのだけれども、これはつまり介護ベッドなのか。つまり介護療養ベッドのことを指しているのかどうかということでお伺いしたいなと。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

町長。

○町長（宮司正毅君） 介護療養ベッドと今おっしゃいましたけれども、今私たちが、その前に今まで堀江病院さんの持っておられたのは、いわゆる療養ベッドというか、なのです。緊急医療とか、そういうときに使うものではなく、療養のベッドだったのです。私たちが目指しているのは、介護ベッドと申しますか、いわゆる病床としてのベッドではなく

て介護用に使う、そういうものにも転用していくと。いろいろみとりにどういふものが必要かというようなことがあります、介護施設を持った病院といいますか、そうすると実際には病床ということではなくても、実質的には町民の皆さんがそこで、介護施設で滞在をし、病院の治療が受けられるということでもありますので、そういうほうがより現実的だろうということで今お話を進めていると。これまだ決まっているわけではありませんので、その病院がいやいや、自分のところの、例えば今札幌にある病院の病床を幾らか削ってこっちに持ってきますよといっても、これなかなかそれでも認められないケースが多いのです。例えば堀江病院もあれを札幌で展開しようとなさっている新しい病院、事業者はいまだに認められておりません。ですから、とにかく減らすということが政府の指導で進んでいますので、なかなか新たな病床、ベッドを設けるということは非常に難しくなっているということでもあります。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君に申し上げますけれども、医療体制の維持、拡充に向けてという質問に移ったということはわかりましたが、どの項目について再々質問をするのかということを確認していただいて、質問を続けてください。

鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 先ほどの再質問は、①の当別町の地域医療のあり方検討会議のほうを受けての町の医療体制、計画策定の進捗状況という中での答弁がありましたので、それにかかわって再質問させていただきました。

今るる説明がありました。それで、医療ベッドが持っている医療機関であっても誘致すると持ってくるのが難しいということも今答弁でわかりました。それで、ただ町民がやっぱり望んでいると。望んでいてもなかなか難しいということもあるのかもわからないですけれども、まだ決まっていないということもありました。それで、この段階で確かに訪問診療、また介護、介護施設を持っている病院というふうにも言いました。それで、ぜひこれまでの実態、それからこれからのことも含めて、またあり方検討会議で検討された中身など含めて、本当にここは引き続き町民の声を聞いて、どの方向がいいのか、どれが可能なのかということで、ぜひこれまでどおり最大限の努力をしていただきたいと思います。

2番目の私たちも町長の答弁のとおり、激務の本当に大変な仕事の軽減という点では誘致が実現すれば軽減すると私たちも考えております。ぜひとも1点目とあわせて、今いる先生方の仕事が軽減される、そしてしっかり町民の命、健康を守っていくぞというふうな希望の持てるような、そういう支援をお願いしたいなと思います。

最後になります。救急、3点目に移りますけれども、交通弱者への通院助成、容易には導入できないという答弁でありまして、そして全体としての公共交通体制の見直しの中でできるかどうか検討していくというようなことでもありました。それで、私どもとしては、やはりどんどん縮小されていくと。救急医療が縮小されていくという中で、やはりそれに対応したということでやっていただくということが一番の要望でありますけれども、しかし全体としての公共交通、この中でそことリンクして、うまくいくということであれば、



それは一番いいわけでありまして、それでタクシー乗車の施策の展開、検討とありました。これは、係の方ともお話をしまして、住民からもこの冬取り組まれた、道の事業だというふうに聞きましたけれども、登録すれば500円で町内、冬は通っていないところを乗車できるというような制度があって、非常に好評を博していました。また、デマンド、こういったものもあります。行きはいいのだけれども、なかなか帰りが待ち時間が多くて大変なのだという要望もあるわけです。そういったこれまで進めている公共交通、これもさらにこういった状況の中で進化、発展させていくということで検討したいという答弁がありました。が、ぜひ時間をかけずに早急にというふうに思うところでありますが、これの中、係とこの間話してきて、救急医療における町外医療機関への地震の際のことで、一時はかつて障がい者のタクシー券というものも発行していたというようなことで、それを導入できるかどうか検討しているという話も聞いたのですけれども、私ども障がい者だけでなく免許返上者というようなことで、そういったところまで拡大したらどうかということで要望したわけですが、容易には導入できないと。容易にはできないけれども、頑張ればできるかもわからないというような点ではどうですか。頑張るといふ気持ちがあるかどうかお聞きしたいなと思います。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 先ほども申し上げましたけれども、いわゆる広義の交通弱者、広い意味での交通弱者をどう我々としては支援するか、要は交通弱者が活動範囲を狭めないで、今までと同じように行動ができるかということについて、今幅広く検証をしているところであります。ですから、いつからどうしてやれよというのは現時点では申し上げられませんけれども、町内の公共交通が当別町においていえば決して満足できるものでないというのは重々わかっておりますので、特に障がい者なり、あるいは先ほどように交通弱者に対する対策は放っておいていいというふうには考えておりませんので、頑張るといふのはちょっとどう頑張るのかわかりませんが、とにかくその問題意識はしっかり持って、今どれがどうすればできるだけ皆さんへの満足度が高くなるかということを検証しておりますので、もう少しお時間をいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君に申し上げますけれども、先ほどの質問の中でもそうでありましたが、先般の議員協議会の中でも確認をさせていただいておりますが、一般質問につきましては要望、意見を言うという場所ではありませんので、冒頭鈴木議員が言われているように議論をしたいということであれば、その要望をかなえるためにどういう質問をするかという点で再質問、再々質問をしていただきたいというふうに思います。

それでは、残り1分5秒ですので、質問を認めます。

鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） この救急医療の問題で、最後になりますけれども、実際にインフルエンザにかかって、そして高熱が出て、でも救急車呼ぶまでもないなということで、それで札幌までタクシーということで6,000円ぐらいかかったかということで、やっぱり負

担増につながっているわけです。そういう意味では、本当に急いでこれをやっていただくということで、あわせて国保の負担軽減で、答弁2番目、3番目の答弁は1番目に含まれていたのだろうかと思うのですけれども、せめて多子世帯に対して減免を実施すべきでないかということで、だけれども都道府県化の中でというようなことでありましたけれども、やっぱり……

〔発言する人あり〕

○3番（鈴木岩夫君） 終わらせていただきます。引き続きします。

○議長（後藤正洋君） 以上で鈴木君の質問を打ち切ります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時59分

○副議長（島田裕司君） 再開いたします。

次に、通告4番、五十嵐君の質問であります。質問は、一問一答方式で行います。

五十嵐君。

○2番（五十嵐信子君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、安心して子どもを産み育てやすい環境についてお伺いいたします。厚生労働省の調査によりますと、18歳未満の子どもがいる母親のうち、仕事をしている人が一昨年7割を超えたとの調査結果が出ておりました。さらに、専業主婦世帯と共働き世帯の比率が2対1だった1980年と比べて、現在は1対2と逆転しており、少子高齢化が進む中、家事、育児、仕事、介護と幾つもの役割を果たす女性がふえてきているのだそうです。当別町におきましても共働き世帯は増加しております。子育て世帯、特に働く女性の中では家庭で妻として、母として、そして小さいお子様を抱え、悩みながらも一生懸命お仕事をされていらっしゃる方はたくさんおられます。当別町が子育て世代に移り住みやすいと広く認知されるためには、こうした悩みに寄り添い、子育て世帯の負担軽減や札幌のお隣で小さな町だからこそできる子育てしやすい環境の整備を最優先に行う必要があると考えます。

1つ目の質問ですが、当別町には平成18年より始まった330名以上の登録会員数を有するファミリーサポート事業があります。現在利用会員、協力会員をあわせて本町地区には206名、西当別地区には139名ほどの会員がおり、利用されるに当たってお互い不安を持たないように配慮されたり、交流会、研修会の開催などさまざまな取り組みをされ、その中でもファミサポお試し無料券の発行により初めて利用される方がふえてきていると聞き、今後の子育て応援に期待をしております。現在全体で交流会を設けられていると認識しておりますが、今後はもっと身近で顔の見える交流ができ、地域で支え合える取り組みも必

要ではないかと思いますが、そのようなお考えがあるかお伺いたします。

2つ目の質問ですが、子育てをしながら働くお母さんの悩みで大きい割合を占めるのは子どもの急病時であります。本心では、病気のときは子どもに寄り添ってあげたいと思うのは母心であります。しかし、職場によっては理解してもらえない場合もあり、近くで預けられる身内もおらず、職場との間で有休も使い果たしてしまったり、シングルマザーや低所得者、非課税世帯では急病で長時間や、特に感染症などでの数日間のお休みをファミサポに預けたくてもちゅうちょしてしまう傾向があるそうです。子育て世帯の要望でもある病児、病後児預かりの助成支援は必要かと思いますが、お考えがあるかお伺いたします。

また、ファミリーサポート事業では、平成24年より病児、病後預かりを開始されておりますが、昨年度の利用数は1名だったようです。先ほどの理由で利用されないのも一つの要因であることは事実でしょうが、もっと学校や町内会などの地域の力も通じて、周知拡大をしていくべきと考えますが、教育長のお考えをお伺いたします。

次に、高齢者世帯と除雪サービス事業についてお伺いたします。現在除雪サービスを受けられる該当者の規定があり、利用される方は限定されております。該当者の中に入っていない高齢者の自宅にお子様同居されているお宅でも、お子様が病気や何らかの理由で雪かきが困難な場合があります。ここに最後まで住み続けられていられるか、不安を抱えて過ごされている方もおられます。今後も同様な家庭がふえてくるのではないかと考えます。

そこで、質問ですが、同居家族がいる場合にも特別な事情がある方が書面を見て不安に思わず相談できることがわかるように周知すべきと考えます。そして、柔軟に対応する必要があると思いますが、お考えをお伺いたします。

次に、地域包括支援センターについてお伺いたします。昨年私たち公明党では、全議員が1対1の膝詰めで声を聞く100万人訪問調査運動を行い、アンケートを実施いたしました。当別での介護のアンケート結果でとても気になった項目は、地域包括支援センターは聞いたことはあると思うけれども、実は何をするとところなのかよくわからない。地域包括ケアシステムとは、言葉の意味がよくわからないとほとんどの方が答えており、まだお世話になりたくないわとか、広報で見たことあるねという方もおりました。高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点である地域包括支援センターですが、年数は経過していても認知度が低く、もっと身近な拠点であることを周知できるよう見ただけでわかるような名称をつけたらどうかと考えます。実際十和田市などでも名称をつけ足したことにより周知が進んでいるようです。当別町におきましても看板などの工夫をして、明るいイメージで介護相談ができる場所となるよう検討するべきではないかと考えます。町長のお考えをお伺いたします。

**○副議長（島田裕司君）** ただいまの五十嵐君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ご質問の順序とはちょっと入れかわりますけれども、私のほうからまず先に五十嵐議員の一般質問にお答えをいたします。

高齢者世帯等の除雪サービス事業についてのご質問でありますけれども、この事業の対象世帯の要件というのは住民税が非課税、もしくは課税が均等割のみの世帯ということであることが大前提になっているものとは議員ご存じのことだと思います。そういった中で65歳以上のひとり暮らし世帯だとか、いずれかが65歳以上の夫婦のみの世帯と、あるいは身障者手帳を1、2級持っている方、療養手帳Aの判定を受けておられる方、あるいは精神障がい者の保健福祉手帳1級を所持している方のみの世帯と、こういうふうなこれに該当する方が対象ということになっております。このサービスは、あくまでも課税状況というものがまず大前提になっているということでありまして、その中で今ちょっと申し上げた3つの該当条件には満たないけれども、でも特殊な事情があるのだよねという世帯については、今でももうフレキシブルに対応しているのが現状であります。この場合、周知も徹底しろというお話がありましたけれども、このサービスの実施につきましては現在民生委員だとか行政推進員の方々が持つ地域住民の家庭状況の把握によって制度が動いているというのが現状でありまして、したがって特殊な場合のフレキシブルな対応ということを町民全体に周知を行っていくというようなものではなくて、町と民生委員あるいは行政委員との連携強化のもとでこういった情報共有をさらに深めていく、このことが重要なのかなというふうにご存じしております。今議員の皆様もぜひ地域情報の行政への橋渡しですか、こういったことをしていただいて、そういったサポート、ご支援をこの際お願いをしておきたいと思っております。

次に、地域包括支援センターについてのご質問ですけれども、このセンターには保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が配置されておりまして、保健、福祉、介護などの相談に対応しておりますが、平成29年度には年間延べ904名、30年度には2月末までですけれども、1,154名という多くの皆様に非常に身近な拠点として利用されているのが現状であります。ただ、地域包括支援センターを初めてご利用される方へのセンターの存在というものを知らしめる工夫というものも必要だろうということをご存じおっしゃっていると思っておりますので、そういった工夫は今後もやっていくつもりではあります。

ファミリーサポートは教育長でしたよね。五十嵐議員へのご質問に対する私のほうからの回答は以上でございます。

○副議長（島田裕司君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 五十嵐議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、ファミリーサポート事業に係る会員の交流についてのご質問でございますが、まずファミリーサポート事業につきましてですが、この事業は子どもの預かりや送迎など子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人がお互いに会員となって助け合う地域における子育て相互援助活動事業ということでございます。教育委員会といたしましては、援

助を受けたい会員の方がより利用しやすくなるために援助を行いたい会員の顔が見える、そういった関係づくりが大切と考え、これまでにクリスマス会やお菓子づくりなどの交流事業、あるいはお試し券、そういったものをしてまいりました。これ議員のご指摘のとおりでございます。さらにですが、ゆとろ、それからふとみ保育所内で開設しております子育て支援センター事業と連携し、会員同士が触れ合う機会をさらにつくるなど、会員相互の交流機会の拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、病児、病後児預かりの助成や周知拡大についてのご質問ですが、議員ご指摘のとおり昨年度預かりの利用者は1名でございました。このことにつきましては、子どもが病気の際にはよほどのことがない限り親が看病をすると、そういうことが親の心理ではないかなということが考えられますので、必ずしも周知が足りないからということではないかなとも考えています。しかしながら、これまで行ってきた乳幼児健診時やホームページ、それに加えて次年度は入園児あるいは入学時の説明会、それからファミサポ通信というのがありますが、そういったものも活用してまいりたいなというふうに考えております。

また、利用料金につきましてですが、近隣他市町村と比べて安い料金設定とはなっております。しかしながら、非課税世帯の方たちへの特別な配慮について検討していくことも必要かというふうに考えているところでございます。

以上、五十嵐議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（島田裕司君） 五十嵐君。

○2番（五十嵐信子君） 再質問させていただきます。

今教育長のほうからファミリーサポートにつきまして近隣でも利用料が安いということは認識しております。しかしながら、働くお母さんの中の声からありまして、やはり長時間になりますと本当に預ける料金という部分が負担になっておりまして、一緒にいたいという気持ちとその部分とではさまに立たされているお母さんというのはたくさんいます。今料金について検討していくという答弁をいただきましたので、本当にこのところはしっかりと寄り添って考えていっていただけたらと期待しております。

続きまして、高齢者等除雪サービスのことになるのですけれども、先ほど町長のほうから民生委員と行政推進員が本当に連携、協力していくという答弁がありました。ここで民生委員さんにつきましてお尋ねしたいのですけれども、この高齢者等サービスの除雪サービスについてどのように民生委員さんが動かれているのかお尋ねいたします。

○副議長（島田裕司君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時16分

○副議長（島田裕司君） 再開いたします。

町長。

○町長（宮司正毅君） 民生委員の動きについてのご質問でございますので、担当のほうから説明をさせていただきます。

○副議長（島田裕司君） 介護課長。

○介護課長（辻野幸一君） ただいまの五十嵐議員のご質問にお答えいたします。

民生委員の方におかれましては、毎年10月に高齢者世帯の全数調査というか、実態調査を行っていただくようお願いしているところでございます。その中で高齢者世帯の中に除雪サービスが必要な方がいないか、どういう状況かということも含めまして調査をいただいているところでございます。

以上でございます。

○副議長（島田裕司君） 五十嵐君。

○2番（五十嵐信子君） 今民生委員さんの動きをお聞きしました。やはり民生委員さんというのは、地元に基づいて本当にいろいろ活動してくださっているのも承知しておりますが、一人一人に実態調査していて、状況も把握していると今お答えいただきましたので、サービスのチラシですか、それも一人一人に見せながら行かれているのではないかと思いますけれども、その3点書かれている要項を見まして、自分はもうここに当てはまらないのだと思って諦めて相談にも行かない方というのは実際にいらっしゃいます。そこで、やはり民生委員さんにもそういう特例といいますか、そういうので今町長の答弁でも相談を受けたらやられているということだったのですけれども、そこで諦めてしまって受けられないという方も実際いらっしゃいますので、3項目ではなく、もうちょっと優しくそういう4項目めに何かありましたら、こういう対応をしておりますという文言を1つ足していただくと、それを見たら相談できるのかなと思ってもらえる部分もあると思いますが、その点についてどうでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（島田裕司君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 五十嵐議員のおっしゃっていることを全面否定するつもりは全くありませんが、これ申し上げましたようにいわゆる税金を納められない非課税所得世帯、あるいは均等割だけの世帯という非常に限られた方々への支援というのがベースですよね。ですから、条件はこういう条件だよというのがまず1つあって、それを条件はまっていなくても相談してくれたら受けますよというのをいうようなものかどうかというのは、これやるのは全部税金でやるわけですから、納税者の立場からいったら本当にそれが納得されるものかと。最低限支援をしていこうということで決められている一つのルールでありますので、原則はやはりルールにのっとった方を対象とすると。でも、ここに先ほど申し上げましたように、民生委員さんとか行政推進員さんとのそういった連携の強化の中で、やはり民生委員さんがこれはどうしてもここにはまらない面があるけれども、何とかというような、そういうものを得て、そこをフレキシブルに対応するというのいいのではないかなと。余りどうぞ、どうぞというものではないようなふうに私は捉えております。

○副議長（島田裕司君） 五十嵐君。

○2番（五十嵐信子君） 最後の質問です。やはり民生委員さんも本当に……

〔発言する人あり〕

○2番（五十嵐信子君） 3回目終わりましたか。済みません。では、終わります。

○副議長（島田裕司君） 以上で五十嵐君の質問を打ち切らせていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時24分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

次に、通告5番、佐藤君の質問です。質問は、一問一答方式で行います。

佐藤君。

○1番（佐藤立君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

この4年間教育について多く取り上げてきました。それはなぜか。もちろん私が今私自身が子育て中であるということが関係をしているのは間違いがありません。しかし、本質的にはより大切なことがあると考えています。地方自治体の役割は何か、これは以前も質問でもお話をしたことがございますが、地方自治法では住民の福祉の増進を図ることと規定されています。私は、これを地域の共同体の公共的な課題を解決することだと考えています。地方自治体は、税金という原資をいただいて共同事業を行うことで地域の共同体の公共的な課題を解決をする、それが地方自治体の役割であります。では、地域の共同体の公共的な課題を解決するために最も大切なことは何か、それは子どもが一人一人個々人として尊重され、伸び伸びと育ち、主体的に学ぶ環境を整えることです。これは、一義的には町のためでも地域のためでも、また家のためでもありません。この町で生まれ育つ一人一人の子どもたち、彼ら自身のためです。しかし、教育の受益者は教育を受けた本人だけではありません。教育によって地域共同体に愛着を持ち、これからさまざまに変化するであろう社会で将来に夢を持ち、主体的に生き抜いていける子どもたちが育つ、そのことは必ず地域の共同体の持続可能な発展につながります。教育の真の受益者は地域共同体そのものなのです。だからこそ、地域共同体の公共的な課題を解決するために、最も重要なことが教育なのです。今この場にいる私たちは、当別という共同体のためにそれぞれに責任ある立場にいます。今この瞬間にもこの町の子どもたちのかけがえのない時間が流れています。たとえ小さなことからでも構いません。まずは、具体的な行動を起こすことが必要です。

そこで、今回は教育に関連して大きく3つの点について教育長にお尋ねをいたします。

初めに、平成31年度の教育行政執行方針で言及をされた幼児教育と義務教育の接続プログラムについてお尋ねいたします。この点については、代表質問でも取り上げられ、幼児教育における子どもたちの遊びを通した学びの重要性については既に教育長にご答弁をいただいています。代表質問の中でも指摘があったとおり、幼児教育と義務教育の接続プログラムの作成に当たっては、幼児教育が小学校教育の先取りではなく、小学校就学前までの乳幼児期にふさわしい主体的な遊びを行うことを確実に担保する必要があります。特に現行の幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示されている幼児期の終わりまでに育ってほしい姿、これは園児の到達すべき目標ではなく、また個別に取り出されて指導をされるものでもないということについての認識は不可欠です。

以上を踏まえて、接続プログラムについて1点お尋ねをいたします。これから策定される本町の接続プログラムにおいて、小学校入学時点での到達すべき目標を設けるのでしょうか。

次に、北海道当別高等学校の今後のあり方の検討体制について伺います。31年度教育行政執行方針において北海道当別高等学校の今後のあり方について高校とともに検討することが表明されました。また、代表質問に対する教育長のご答弁では、現在の応募状況が続けば将来的には募集停止、つまり閉校のおそれがあるという強い危機感のもと中学生や保護者から選ばれる高校であり続けるために、当別高校とともに具体的な方策について検討、協議を始めるとのお話でした。言うまでもなく地域の高校の閉校は、本町で育ち、学ぶ子どもたちの教育にとって極めて深刻な事態です。加えて今後定住人口の増加、自然減少対策に取り組む町全体にとっても重要な問題であり、全庁的な取り組みが必要な課題です。

そこで、まず1点目、教育委員会だけでなく財政や移住など関連する各部門を巻き込んだ検討体制を構築する必要があると考えますが、教育長の所見をお伺いいたします。

また、高校との検討を今後円滑に進めるために、高校の管理職経験者等を専門チームに採用することが望ましいと考えますが、教育長の所見をお伺いいたします。

最後に、子どもの通学かばんの重さについてお尋ねをいたします。この件については、これまでも五十嵐議員からも一般質問がございました。これまでのご答弁の中では、当別町では既に種々の取り組みが行われていて、学校及び教育委員会には保護者からの申し入れは届いていないとのことでした。しかし、現実には児童生徒や保護者から通学かばんが重いという声やクラスによって対応が違うという声が上がっています。今年度の町文化祭に展示された中学生の壁新聞3紙全てでかばんの重さが取り上げられていたことは、この問題の深刻さをあらわしています。通学かばんの重さは、単に重いからかわいそうというだけではなく、子どもの健全な発達に悪影響を及ぼすおそれがある問題です。

そこで、以下の4点お尋ねをいたします。まず、児童生徒の通学かばんの重さについて、これまで調査したことはありますか。

次に、学校及び教育委員会は現時点で児童生徒の通学かばんの重さは問題のない範囲であると認識しているのでしょうか。



3点目、31年度からいわゆる置き勉を認める方向で検討しているとも聞いていますが、今年度からの変更点があればお教えてください。

そして、4点目、児童生徒の健全な発達に悪影響を及ぼさないよう、通学かばんの重量について基準を設ける必要があると考えますが、教育長のお考えはいかがでしょうか。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤正洋君） ただいまの佐藤君の質問に対する教育長の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 佐藤議員の一般質問にお答えいたします。

まず、幼児教育と義務教育の接続プログラム作成に当たって小学校入学時点での到達すべき目標を設けるのかといったご質問でございますが、教育委員会といたしましては幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて認定こども園や小学校と協議の上で卒園時までに身につけておいてほしい力や態度を示します。例えば返事ですとか、挨拶ですとか、あるいは座って人の話が聞けるとか、そういったことでありますが、ただ子どもの発達や成長には個人差がありますので、小学校入学時点での到達すべき目標ということではないということでございます。あくまでもそういった姿に向かって子どもたちが育つように努力をしていくということでございます。

次に、当別高校の今後のあり方についてのご質問でございますが、一括でお答えしたいと思えます。先日の会派新風、山田議員の代表質問で高校側と具体的な協議を31年度から始めるというふうに申し上げました。協議を進める上で庁舎内の関係部局だけではなく、町内外の有識者あるいは議員のおっしゃる高校の管理職経験者などの参画についてもあわせて検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、子どもの通学かばんの重量、重さについてのご質問ですが、教育委員会は既に学校に対して児童生徒のかばんの重量について軽減を図るようという指導を行っております。学校のほうも適切に対応しているところです。学校からは、子どもの姿勢について問題点の報告も今のところありません。ですので、問題ない範囲であると捉えております。したがって、教室に置いていってもよい教材、あるいは道具、いわゆる置き勉についての変更点も今のところはありません。しかしながら、この問題については実態把握が必要であると考えております。その実態調査に基づいて、議員のおっしゃる重さの基準を設けるとか、そういったことの判断材料としていきたいというふうに考えております。今まで調査は特にしておりませんでしたけれども、31年度調査をして、実態をつかまえて、それからさらなる対策をというふうに考えております。

以上でございます。佐藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤 立君） それでは、何点が再質問をさせていただきたいと思えます。

初めに、幼児教育と小学校教育の接続プログラムの部分に関してまず再質問をさせていただきます。今教育長のご答弁の中でも保育要領、こういったところを参考にしながら、

到達すべき目標ではなくて、育ってほしい、身につけてほしい力や態度、そういったもの  
をある種努力していくための努力目標的に設定をしていくというふうにご説明をいただき  
ました。この点、幼児教育と小学校教育の接続プログラムというような、いわゆる小1プ  
ロblemと申しますか、小学校1年生入ったときの段差をどう埋めていくかというところ  
に対する課題で、子どもの問題、先生方同士の情報交換の問題、また保護者の方が持たれ  
ている不安に対してどう対応していくかと。そういったところに対する問題ですので、こ  
のプログラム自体私もぜひ進めていくべきだと思っております。ただ、その中で今到達  
すべき目標ということではないのだという形でのご説明をいただいたので、そこは少し安  
心はしておりますけれども、今教育、保育の要領の中で園児たちに身につけてほしい姿と  
いうのが10個の姿で示されていて、これの扱いについてなかなか先生方といいますか、  
業界の中でも非常に取り扱いに苦慮されているようなお話も聞きますけれども、解説の中  
でもこれというのは目的、そこにたどり着かなければいけないというふうにはしていけな  
いのだというふうに書いてありますし、やはり少し気をつけないと外から見たときにそこ  
に示されている姿というのになるようにしなければいけない、例えば先生方のほうも幼稚  
園終わったらこういう姿になるのだというふうに誤解を生むことになってはいけな  
いかなと思っております。その部分、先生方、保育園の先生方や学校の先生方との協議の中  
でしっかりと誤解のないように進めていただけたらと思っておりますけれども、教育委員会としてその  
点については、特に学校の先生方は幼児教育についてというのは専門外のところになりま  
すので、その理解についてしっかりサポートをしていただきたいと思っておりますけれども、  
その点についての教育長のお考えを改めて確認をさせていただきたいのが1点と、もう一  
点、ちょうど先日の総務の委員会の中でも参考資料として当別のこども園の全体的な計画  
と申しますか、保育の計画の資料が出されてまいりました。非常にしっかりとつくり込ま  
れた計画であるかなと思いましたがけれども、その中でゼロ歳児から5歳児まで子どもが育  
って行って、その先に子どもが育つ、目標としての10の姿というのが書かれていて、そこ  
が小学校との接続の中で一見するとあたかも到達すべき目標であるかのように見えかねな  
いところもあるかなという点が少し危惧をいたしました。もちろんそういう意図では書か  
れていないと思っておりますので、そのあたりの理解のところも間違いがないようにしっかり教  
育委員会として指導をしていただきたいと思っておりますので、あわせて教育長のお考えをお聞  
かせください。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

小学校から見て、ここまで育ってほしい姿というのは確かにあるのです。できればそう  
いったことを全員がクリアしてきてくれば、本当に小学校教育は幼児教育としっかり接  
続してスタートは切れるのだということなのですけれども、先ほどもお話ししましたけれ  
ども、一人一人当然生育のスピードも違いますし、環境も違うわけですから、全員にそれ  
を望むなんていうことは当然できないことではあります。幼稚園の先生たちのご努力ある

いは家庭における教育で、できるだけそういう形で近づけてくださいという、努力目標という言葉はさき使いましたけれども、そのような捉えですので、必ずしも100人いたら100人がそういう姿になれるということでは全くないというふうに考えています、ちょっと答えになっているかわからないですけれども。

2つ目は、確かに幼稚園、2つ、2枚あって、その中に10の姿というのがありますね。あれは、幼児期の終わりまで育てほしい姿という教育要領に書かれてあることなわけですけれども、あれについては幼稚園、つくった側も到達とか、そういうことではなくて、あくまでも我々の努力目標なのだということで設定したということで聞いております。教育課程については、学校であれば校長がつくり、幼稚園であれば園長さんが責任を持ってつくるということになっていまして、そういった意味ではつくることに対して設置している小学校、中学校については当然我々の意見を取り入れて、方針を取り入れてやるということですので、そういうことになってはいますが、あそこは私立幼稚園とか認定こども園についてはどこまで踏み込んでいけるかなという事はありますけれども、そうとはいいながら公私連携ということでやっていますので、我々の小中一貫教育につながる大事な部分ですので、そこは園長さんたちとの連携とりながら、こちらもいつもしっかり組んでいただいて、教育課程を組んでいただくというようなことは精力的にやっていかなければならないかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤立君） ちょっと私の質問も若干ポイントが聞きづらかったのか、誤解をされてしまったら申しわけないのですけれども、こども園が私立だというのは十分承知はしております、全体的な計画についてもあれは各園のご判断でつくられるものなのというのは十分承知をしております。むしろあれを前提としつつ、接続プログラムをつくっていく中で、本当に小学校の先生方のほうがそこがゴールなのだというふうに誤解をしないようにぜひプログラム策定の中で教育委員会としてしっかりとアドバイスをしていただければなという思いで質問をさせていただいております。

教育長の今のご答弁の前段のほうでまさにありましたとおり、やはり小学校に入る時点でこのラインになっていたら学校の教室運営を含めて非常にやりやすいのだというのがあるのは、それは当然だと思いますし、学校の先生方もできればそういうところを目指してスタートしてほしいという思いはあるかと思えます。そのところと一定の目的に向かって教育をしていくというものではないという、幼児教育の接続という、まさに一番難しい部分の接続について今回プログラムの中で取り組まれるということですので、教育委員会でも十分に認識はされていると思えますので、ぜひそのところはしっかりとリードをしていただければと思います。

こちらの点については以上でございまして、次に大きい2つ目の当別高校の今後のあり方の検討体制についてということで質問をさせていただきます。一応ご答弁したい質問は

1と2、まとめてお答えをいただいた形になっておりますけれども、質問の流れとして分けて質問をさせていただきたいと思います。まず、さまざまな部門を巻き込んだ形での検討体制を構築する必要性というのを教育委員会としてお考えでしょうかという点について、そこはもちろん連携をしながらというところ、さらに有識者というのは恐らく役場の外の方、教育委員会の外の方も含めてというようなことで想定をされているかと思います。当然道教委ですとか、そういったところとの協議というのも入ってくるのかと思いますけれども、その際、具体的な方策について協議をこれからされるということで、どのような内容の協議になっていくのかというのが現時点で考えている方向性といいますか、教育委員会としてどの方向に持っていく必要があるのかなというふうに考えている路線というものがもしあればぜひ教えていただきたいと思います。といいますのは、代表質問の中で教育長もお話しされていたとおり、やはりゴールとしては当別町に高校は何としても残さなければいけないというところがあるのだと思います。それに対して募集に対する、今生徒の数が減ってきているという中で、ではそれに対して当別町はどういう手当てをしていくことができるのか、どういう支援をしていくことができるのかというのが協議の中で重要なポイントになってくるかと思います。そうしますと、当然財政的な問題も絡んでまいりますので、町内であれば財政部局との関係とかも出てくるだろうということで、この質問をさせていただいております。

そこで、この検討体制を構築をしていくということでしたけれども、その中では例えば教育委員会としてこのまま道立高校のままでの支援というのをメインとして考えていくのか、道立高校のままであるけれども、コミュニティ・スクール化を目指していくのか、また町立化を目指していくのか、さまざまな方向性があるかと思いますが、現時点で教育委員会としてどのような方向を目指して協議をしていくおつもりなのか、方向性がありましたら教えてください。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） ご存じのとおり、高校は設置者が私たちではなくて北海道なのです。北海道にいろんな形で要請はしてきているのですが、当別高校をどうしようかというようなことについてのアプローチをまだしていないのです。そういった段階でいろんな臆測を生むようなことは今ここで言うべきではないと思いますので、具体的なことについては到達点等についてはお話ししません。ある程度のところでお話できる時が来ればお話をしたいというふうに思いますが、現段階ではお話しすることがないというふうに申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤 立君） 臆測を生むといいますか、これからどういう話になっていくのかももちろんわからないところというのは、それは十分承知をしておりますけれども、当然地域の中での高校のあり方というのであれば、全国的にも既にさまざまな事例がありまし

て、例えば道内ですと特に十勝のほうで多いのは振興会というような形をつくって、道立高校であるけれども、町のほうからの一定の例えば交通費の支援であったり、給食の支援であったりとかをしながら、道立高校のままで生徒の募集の数を確保していこうというような動きであったり、当然三笠のように一気に専門的な科目のほうに絞った高校の形をつくっていったりとか、恐らくそういったのというのは町として当別の地域の高校をこれからどういう方向にしていこうかという一定の方向性があるって、それで初めて高校とどういう具体的な協議をしていきたいと思いますか、道教委とどう協議をしていきたいと思いますかという話になるのかなというふうに思います。こういった場で、まだまだ余談を生むような方向についてのお話ができないという点は、その点はちょっと一定は理解はいたしますけれども、教育委員会としてはちゃんと方向性といいますか、当別高校を今後どうしていきたいという明確な方向性を持ってこれから協議に進まれていくのか、もしくはこれからどういう形にしていくのかということも含めて協議を始めていく段階ということになるのか、その現状のところを教えてください。内容でなくて結構なので。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 現段階で申し上げられるのは、生徒あるいは保護者から選ばれる学校になるためにどういう支援ができるのかとか、どういうあり方が望ましいのかとか、そのようなことについてはそんなことについてをお互いに考えていくということになると思いますので、募集停止になるような状況を変えていくためにどうすれば選ばれるのかということや石狩学区大変難しいのですけれども、高校とともに考えていきたいということでもあります。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君、次の質問に進んでください。

○1番（佐藤立君） それでは、（2）のほうの質問に入らせていただきます。

こちらもご答弁ではまとめた形でありまして、有識者のほか当然高校の管理職経験者と、そういった方々も含めて参画をしていただいて、検討していくということでもございました。この質問をさせていただきながら、教育長、実際に当別高校の校長の経験者でありますけれども、もしかしたら一番お詳しい方かもしれないなと思いつつ質問しておりましたけれども、当別高校の校長でいますと本庄教育長がいらっしゃって、その次の方もたしか校長を退官された後で教育委員会のほうにも入られて、当別の教育に尽力をしていただいたというふうに考えております。今回もまさに当別高校のあり方を今後考えるということであれば、そういった形で当別高校の管理職を経験された方というのにこの検討に参画をしていただくというのは、素直に今までの流れを考えると非常に素直な流れかなとも思っておりますけれども、ちょっと余り具体例になってしまうとまた人事の話になってしまいますけれども、協議の対象である当別高校の管理職の方々、OBの方々に今後こういった協議に加わっていただく、お力添えをいただくようなことというのは考えているのか、実際にそういった打診等をなさっているのか、特にそこはまだ現時点では考えられていないのか教えてください。

いただけますでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 現時点では考えておりません。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤立君） ありがとうございます。現時点で考えていらっしゃらないということは、そうすると今の時点で教育委員会のほうで持たれている体制といいますか、教育委員会にはたしか高校の管理職の経験者の方、社会教育にもいらっしゃったかと思えますけれども、そういった方々の今の体制で当別高校との協議というのをできる体制はしっかり組んでいるというふうに考えられているということなのか、それとも今後の協議の中では必要に応じてはまたさまざまな方にも協力をお願いする必要があるというふうに考えていらっしゃるのか、そこも教えてください。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 当別高校、どういう形で学校を変えていくかといいますか、についてはいろんな形がありますので、高校が主体になる場合もありますし、自治体が主体になる場合もありますし、いろんな形がありますので、そういったことも含めて高校とまず一步踏み出そうということで今いますので、それから先の具体的な、では誰が必要なのかということについてもそれからの話になるということでございます。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君、次の質問に移ってください。

○1番（佐藤立君） それでは、3番目の通学かばんの問題に質問を移らせていただきます。

こちらまとめてご回答をいただきましたので、少し切り分けて質問をさせていただきたいと思います。まず、現在今まで特段かばんの重さについての調査はされていないけれども、31年度に調査をなさるということで、これは非常に重要なポイントだと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それで、（1）はそれで結構なのですが、（2）番の現状の認識のところでは特別に問題のない範囲であると。その中で姿勢等についても特に悪い点の報告は受けていないというふうなお話がありました。このところ、実際何が問題なのかというのは非常に難しいところだと思います。例えば最後の質問でも基準のところのお話を申し上げましたけれども、実際にどれぐらいの重さのものをしょい続けたら子どもの発育にどういう影響があるのかというのが私の調べた限りで明確な実証的な研究があるかということ、多分まだないのだと思います。よくこの問題だと、アメリカの小児学会の話というので体重の10%、20%という話出てきますけれども、あれについてもよくよく見ていくと発育云々というよりはしょって、重いから転んだときに危ないではないかとか、そういった点も含めての基準になっておりましたので、恐らくこれからしっかりと調べていかなければいけない部分なのだと思います。ただ、1点申し上げるとすれば、今教育委員会から各学校のほうに指導をしていただいて、恐らく各学校では校長先生のリーダーシップのもとで各担任の

先生方が適切に対応されているのだとは思いますが、私が調べた範囲の中でもやはりかなりのばらつきが出ております。一例を申し上げれば小学5年生よりも小学3年生のかばんのほうが重いですとか、クラスによって持って帰っていい教科書の科目がこの科目はいいという先生もいれば、この科目はだめだという先生もいるですとか、そういったところで子ども同士の中でもこっちはこうだけれども、あちはこうなのだよというような状態が発生をしております。もちろんどの教科書のどの科目の教科書を持って帰るか云々というのはかなり指導の内容にも入ってくる場所ですので、その部分というのは先生方の本分の部分であるかとは思いますが、子どもの成長の中で重さのところをしっかりと発育に合わせて影響がないように安全を見ていくということであれば、やはりばらつきが発生するというのは決していいことではないのではないのかなと。言ってしまうほどのクラスに当たるかによってどういう対応をされるかが違うというのは、公平性の点からも決していい話ではないのかなと思っております。そういう意味で現時点で対応のばらつきが発生をしまっているというところ、ここは問題があるのではないかなと私は考えておりますけれども、その点については教育長はいかがお考えでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） お答えします。

ばらつきがあるというのは非常に好ましくないなというふうに当然思っておりまして、教育委員会の指導としては学校としてどう対応するかということの一つの方向性を持って決めなさいと。決めて、実際にやってくださいということでもありますので、学年内の2クラスあって、片方はこうで、片方はこうでということについては全くあり得ないことだというふうに思っていますので、もしそれが本当だとすればまた新たに指導をしなければいけないかなと思っておりますが、私のところにはそういったことについては、毎月校長会等で話をすることが多いのですけれども、そういう話は聞いておりませんが、もしそういったことが佐藤議員のほうに入っているというのであれば、議会という公の場で話されていることでもありますので、しっかりそれこそ調査をして対応したいというふうに思います。

それから、アメリカの小児学会の話がありましたけれども、たしか20%以内が望ましいというようなことで出されていますよね。日本でも赤十字の先生が15%が望ましいのではないかな、あるいはそれ以下がとかと学者によって見る観点が違うと思うのですけれども、いろんな出し方があるのですけれども、いずれにしても子どもに悪影響が及ぶような重さというのは知、徳、体の体の部分ですから大変重要なことですので、調査について触れましたけれども、しっかりその辺やりながら対応していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤 立君） 1点誤解があってはいけないので、申し上げます。

先ほど私申し上げた事例は、同じ学年の中での差が発生をしていますということではなくて学年間での話ですので、学年の中で隣のクラスとの違いが発生をしているということ

で申し上げているわけではありません。ただ、そのときに申し上げましたのは、発育に応じて調べて、子どもの発育に応じた基準というふうに考えていくのであれば、高学年より低学年のほうが重いかばんを持っている状況というのは、これは決して適正な状態ではないのではないかなど。あと、またこれ中学生になりますと学校だけでなく習い事のものが増えてきたりとか、あとよく夏場になると水筒を持ったりとか含めて、その時期に応じていろいろ持ち物が変わってまいりますので、恐らく学校の中だけで見れる以外のものも含めて子どもの発達をしっかり見守っていく教育委員会として、子どもにはどれぐらいの重さを持たせる、どれ以上持たせてはいけないのかというところを決めていく必要があるのかなというふうに考えています。

そこで、最後4番の再質問に入らせていただきます。ここについては、31年度にまず調査をした上で状況を見て考えていくというようなお話であったかと思えます。そこで、その上でこれちょっと確認で改めてお尋ねをいたしますけれども、調査を踏まえて一定の基準を設けるお考えがあるか、調査結果を見てみないとわかりませんということかもしれないですけれども、あるかないかというところを改めてお尋ねをしたいと思います。これなぜお尋ねをするかという、私が調べた範囲でも明確な基準を設けているところって恐らく日本の中でないのかなと思えます。そもそも教育委員会が子どものかばんの重さを主体的に調べるということ自体が海老名の教育委員会が昨年やられたようですけれども、非常に少ない取り組みで、基本的には各学校の先生方に指導をしてお任せをしているというところで、そこに対して今回当別町の教育委員会としては一步前に出て状況を調べるところは、これは本当に大きな第一歩だと思いますけれども、この先ここでもやっぱり問題にしているのは、当別で育つ子どもたちがどれだけいい環境を大人がつくってあげることができるのか、彼らの発育にどれだけ悪いものを除外をしていって、伸び伸びとまさに知、徳、体のバランスがとれた子どもが育つためにその環境をつくっていけるのかというところですので、たとえこれが全国初の取り組みであったとしても、当別町の教育委員会として当別の子どもにはこれ以上のものは持たせないのだというような基準をつくっていくというのは、これは非常に勇気のある第一歩になるのではないかなという思いが私ありますので、先ほどの重ねての確認になりますけれども、31年度調査を行った上で一定の基準を設けることを含めてお考えになっているのか、そこについてはまだ現時点では全くの未定であるということであればそれでも構いませんので、現時点のお考えを教えてください。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 実態把握については、設置者として当然必要なことなのというふうに考えますので、31年やるということなのですけれども、それをもとにして基準を設けるつもりはあるかないか、その辺も考えていかなければならないことなのですけれども、体重の何%とかとよく体重を基準にして言うのですけれども、例えば50キロの体重が同じ体重を持った子がいたとしても、骨の太さとか、骨の丈夫さとか、筋肉の量だとか、



筋肉の質だとか、いろいろ違うのです。だから、一律の基準ができるかどうかということについては全くわからないです、今私の段階では。例えば6年生の月から金までの調査をして大体何キロぐらいだというのが出たとしても、持ってくるものは同じですから出ると思うのですけれども、それをもとに6年生は10キロまでにしてくださいというような基準もなかなか設けづらいのだろうなというのは考えるのです。だから、基準、基準とは言うのだけれども、その基準の基準となるものがはっきりしないので、どういう形で設けられるかというのはちょっと今お答えする何物もないので、お答えできませんけれども、いずれにしても毎日先生たちは玄関に立って見えています、登校状況を。つぶさに見ています。それと、教室に行って様子を観察します。そういう観察眼というのは、これすごく大事なと思うのです。体重の何%というよりも、先生方の観察の目のほうが僕は信頼できるなと思っているのです。ですから、今当別町は問題ないと私が言ったのはそういうことなのです。そういうことで先生方はしっかりやってくれているので、ですから繰り返しになりますけれども、何キログラムまでとかなんとかという、そういう明確というか、数値目標みたいな、そういうものまで踏み込めるかな、どうかなというのは研究してみるとしかいいようがないかなと思います。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤立君） それでは、これで最後の質問になりますけれども、まさに教育長もともとご専門体育ということもあって、恐らくそのあたり骨格の問題ですとか、体型とか、一筋縄ではいかないというところは多分非常に深くご認識なさって今お話しいただいていると思います。多分これ基準をつくるといっても、では例えば10%が本当にいいのですかとか、今おっしゃったとおりに見た目は実はそんなに体重はないけれども、体もそんなに強くなって、その基準ではそれでも重い子ももしかしたらいるかもしれないとか含めて、これは非常に難しい問題だと思えますし、ですからどこでもまだまだ国内では基準がないところですし、つくるとしたら非常に勇気のある第一歩になるのだろうなというふうに思っています。ただ、まさに当別町は昨年日本体育大学とも提供いたしましたし、地元には北海道医療大学もごさいますし、そういった有識者とかアドバイスをいただくという関係では、恐らく全国的にも非常に今恵まれた環境にあるかと思えます。そういったところとも先ほど有識者というお話もありましたので、協議をしていただきながら、子どもの生育環境をしっかりとつくっていくというところ、そこはぜひしっかりとやっていただきたいと思えますので、最後の質問、1点目として日本体育大学の連携ですとか、そういったところも含めて今後検討をされていくというお考えはあるのかというところが1つ。もう一つが先生方の観察眼というのは、これは今教育長がおっしゃったとおりに先生方教育のプロですし、日々子どもたちに接していますので、そこは非常に敬意を払うべきものだと思いますし、そこに対して私も理解といいますか、尊敬はしております。ただ、その一方で、現実はどうなっているかという、お父さん方、お母さん方と話すとき重いとゆうし、子

どもも大変そうだよという声が聞こえてきます。もちろんそれは親から見からそういうふうに見えるだけで、実は全く何の問題もないのだということなのかもしれないですけども、今まで文科省からも昨年初めて重さについての通達が出たとおり、教育現場の中でかばんの重さが子どもの発育にどういうふうに影響を与えるかというのは決してメインのテーマではなかったのだと思っております。なので、これからまさにそこをつくっていかなければいけないところですので、先生方と一緒にその観察眼を磨いていくといえますか、そういう形で当別の基準の可能性というのをぜひ検討していただきたいなと思しますので、日体大とのお話のところ1つと先生方の観察眼も教育委員会と一緒に磨いていくといいのではないかなという点についての教育長のお考えと2点、最後にお願いいたします。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 日体大との連携については、代表質問でしたか、連携するということでお答えをしておきたいと思っております。特に子どもたちの体力向上ということでは、大変他とは違う取り組みができるのではないかなというふうに期待をしているところです。

それから、2点目、観察眼の話でしたですか、観察眼については日々先生たち磨いていると思っておりますので、それを信頼しているところですけども、質問の内容が少しわからなかったもので、済みません。

〔発言する人あり〕

○議長（後藤正洋君） 休憩します。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 零時10分

○議長（後藤正洋君） では、再開いたします。

教育長。

○教育長（本庄幸賢君） お時間いただきまして済みません。

日体大とのことですが、重さの基準をつくる上で日体大とアドバイス等受けるのかということというふうに理解をいたしました。それについては、今の段階でこうだということでは申し上げられませんが、結果を見てアドバイスをいただけるような事項が出てきましたら、せっかく協定を結びますので、そういう場面も出てくることは想定されると思っております。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 以上で佐藤君の質問を打ち切ります。



◎散会の宣告

○議長（後藤正洋君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

あすから19日まで休会とし、3月20日は午前10時から会議を開きます。

本日はご苦労さまでございました。

（午後 零時12分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和元年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成31年第1回当別町議会定例会 第5日

平成31年3月20日（水曜日） 午前10時30分開議

議事日程（第5号）

開 議

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 総務文教常任委員会報告  
（国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書）
- 第 3 産業厚生常任委員会報告  
（町独自で国保税の1万円引き下げと国保の抜本的改革を国に求める請願書）
- 第 4 産業厚生常任委員会報告  
（日米貿易協定交渉の中止を求める陳情書）
- 第 5 当別町公共施設に関するあり方検討特別委員会報告  
（地方創生 都市再開発事業による「コンパクトシティまちづくり」に関する陳情書）
- 第 6 当別町公共施設に関するあり方検討特別委員会報告
- 第 7 平成31年度当別町各会計予算審査特別委員会報告
- 第 8 議案第24号 当別町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第25号 当別町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第26号 当別町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第27号 当別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議員の派遣議決の件
- 第13 所管事務調査の件

閉 会

午前10時30分開議

出席議員（15名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
5番	秋場信一君	6番	渋谷俊和君
7番	山田明君	8番	古谷陽一君
9番	稲村勝俊君	10番	石川和栄君
11番	岡野喜代治君	12番	市川正君
13番	高谷茂君	14番	島田裕司君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	舘田博道君
総務課長	長谷川明君
企画部長	江口昇君
企画課長	長谷川道廣君
財政課長	山田雅俊君
住民環境部長	大畑裕貴君
住民課長	山本直樹君
福祉部長	高取真由美君
保健福祉課長	山下勝也君
介護課長	辻野幸一君
経済部長	高松悟志君
農務課長	高田訓之君
建設水道部長	吉尾雅昭君
建設課長	種田統君
上下水道課長	岩城正志君
教育長	本庄幸賢君
教育部長	山崎一君
学校教育課長	北村和也君

子ども未来課長	須藤政信君
代表監査委員	米口稔君

**事務局職員出席者**

事務局 長	野村雅史君
次 長	中出徳昭君
係 長	浦島卓君
主 任	瀬戸貴裕君

◎開議の宣告

(午前10時30分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきに配付いたしております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

10番 石川和栄君

11番 岡野喜代治君

を指名いたします。



◎総務文教常任委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第2、総務文教常任委員会に付託しておりました国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書について、委員長の報告を求めます。

山田委員長。

○総務文教常任委員会委員長（山田 明君） 総務文教常任委員会報告書。

本委員会に付託された請願について、平成31年3月6日、3月11日、3月14日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書。

現在の日本の状況は、少子高齢化による現役世代の減少と高齢者の増加という課題を抱えている。現役世代の減少により、税収、社会保険料が減少している一方で高齢者の増加により、医療費、年金などの社会保障費が増大している。

今回の消費税率引き上げにより、少なからず家計への圧迫も考えられ、毎日の生活に必要な食料品や新聞などを対象とした軽減税率の導入も進められている。

本請願の趣旨である本年10月の消費税率10%への引き上げ中止は、今後増大する社会保



障費の財源確保ができず、持続可能な社会保障制度としていくことに大きな支障を来すと考える。

よって、本件、不採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

平成31年3月20日、当別町議会議長、後藤正洋様。

総務文教常任委員会委員長、山田明。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔議長、討論〕という人あり〕

○議長（後藤正洋君） ただいま討論の声が上がりましたが、質疑を打ち切り討論に移ってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、これより質疑を打ち切り、討論を行います。

まず、本件に対する反対者の発言を認めます。

3番、鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書の不採択の報告に対する反対討論を行います。

反対理由を述べます。1点目、報告書では税収、社会保険料の減少を現役世代の減少に、医療費、年金など社会保障費の増大を高齢者の増加によるものと言及しています。しかし、立正大学客員教授で税理士の浦野広明氏によれば、税収の減少は大きくは所得税の税率構造の推移によるもので、1974年の累進税率を2016年に適用した場合の申告所得税額の概算では約10兆円の財源が生まれるとしています。医療費の増大の原因は、オプジーボ、ソバルディなど肝炎治療や抗がん剤など高額な新薬の登場や高度医療の発達、そして受診抑制による重症化などが挙げられます。

2点目、報告書では少なからず家計への圧迫も考えられ、軽減税率の導入も進められているとあります。しかし、軽減税率というけれども、据え置きと増税が内容です。昨年11月20日、日本商工会議所など6団体は、消費税の複数税率導入に反対する意見を上げています。8%増税の影響は想定以上で、消費が低迷しています。実質賃金も下がっています。今行うべきは、庶民の懐を暖める施策ではないでしょうか。

3点目、報告書では引き上げ中止は今後増大する社会保障費の財源確保ができず、持続可能な社会保障制度としていくことに大きな支障を来すとあります。しかし、導入と税率改定のたびに社会保障の充実がうたわれる一方、社会保障制度改革推進法は改定され、社会保障の基本が公助、共助、自助という順番だったものが自助、共助、公助と公助が一番後景に押しやられてしまったではありませんか。そして、2018年度予算で見れば消費税増収額8.4兆円のうち社会保障の安定化として基礎年金財源に3.2兆円、借金の軽減に3.4兆円が用いられ、社会保障の充実に回ったのは1.35兆円増収分の16%程度にとどまると鹿児島大学教授の伊藤周平さんは指摘しています。私は、低所得者や子育て家族、自営業者さ

んを苦しめ、当別町の地域と経済に多大な影響を及ぼす消費税増税は中止、もしくは今の経済状況では実施すべきではないと主張して反対討論といたします。

○議長（後藤正洋君） 次に、賛成討論はありますか。

4番、山崎君。

○4番（山崎公司君） ただいま報告されました報告書に賛成の立場で討論させていただきます。

現在の日本は、現役世代の減少と高齢化の増加という大きな課題を抱え、社会保障費を増大させております。この10月に8%から10%に引き上げる消費税増税が行われる目的は、増大する社会保障費の財源を確保するのが目的でございます。今回は、食品、新聞等が対象で軽減税率が導入されますが、さらに使い道におきましては社会保障あるいは借金の返済ということがございますが、今回約3割を幼稚園保育料の無償化、全世帯の3歳から5歳の保育料が無料になるということが発表されております。また、この消費税10%というのは、海外を見ますと北欧、ヨーロッパ諸国は既に20%を超えて、この10%というのは先進国の中でも最低の位置づけにございます。したがって、私は10月からの消費税10%は賛成で、先ほどの報告書にも賛成の立場で討論させていただきました。

○議長（後藤正洋君） 次に、反対討論はありますか。

6番、渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） 私は、不採択について反対の意見を述べます。

増税、年金カット、医療、介護など社会保障費の負担額、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとでこれ以上節約することができないという悲鳴が上がっているというのが請願書の趣旨であります。私も全く同感であります。また、多くの町民がこういった思いの中でこの請願書を不採択にするということは許されないというぐあいにも考えます。私は、その大きな理由としては、社会保障費が年々、年々上がっていると。したがって、これに充てるためにどうしても消費税が必要なのだということが導入時から言われておりました。しかし、皆さん、もう30年近くなりますけれども、あの導入時、日本の所得税の最高税率は何%だったのか。75%だったのです。3億円とか4億円以上所得がある人はそういう75%、それが消費税が5%になって、それが60%、そして8%になって50%、今現在最高税率は45%です。高額所得者に対する手厚い、そういったほうがその消費税が導入された以降どんどん、どんどん進められてきている。日本の所得税法あるいは国税通則法を見ても累進課税、収入に応じて税金を払う応能負担の原則、これが戦後の税法の民主主義の中でうたわれておりますけれども、戦前は賦課制度でしたけれども、この中でこの税金の問題とってみてもいかに消費税が導入された以降、逆に言えばむしろ金持ち優遇の税制にどんどん、どんどん変えられているという中身があると思います。したがって、社会保障費に回すのだという実質的に今までこの消費税が導入された以降、どれだけの金額が社会保障に回されているか。学者によっていろいろ違いますけれども、20%から30%社会保障に回っているというぐあいにも言われております。したがって、税収の減少が現役世代の減

少だという点では全般的を射ていない。私は、金持ち減税がどんどん消費税導入アップによって進んでいるということが言えると思います。したがって、今後増大が予想される社会保障費の財源確保ができていないという中身については、本来の応能負担の原則であれば本当に20兆円、30兆円の税収が確保できるということもはっきりしております。

最後になりますけれども、この請願書でもインボイス制度が導入されたら中小零細業者は大変だと。日本全体では大体1,000万以下の消費税対象外の中小零細業者、2,000万いると言われております。中小零細業者が圧倒的に多いわけですがけれども、この人たちが取引から排除されたらどうなるか、私は大変な問題がそこで発生してくると思います。したがって、そういうことも懸念される、この消費税の10%の導入、その請願書については何としても皆さんの理解もこれについて請願を採択するようにお願いしたい、このことを訴えて私の反対討論終わります。

○議長（後藤正洋君） 次に、賛成討論はありますか。

2番、五十嵐君。

○2番（五十嵐信子君） 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書に対して不採択の賛成討論をさせていただきます。

日本は、超少子高齢社会へと向かっております。少子高齢化が急速に進む中で、社会保障費の安定財源を何としても確保しなくてはならないとの国の決断を理解しております。高齢化に伴って年金、医療、介護などの費用が大きく増加しております。これ以上若い世代へ負担を抱えさせるわけにはいかないと考えます。しかし、消費税率の引き上げは逆進性もあり、少なからず家計を圧迫しますので、せめて毎日の生活に必要な食料品だけでも税率を軽くしてほしいとのお声で、公明党は軽減税率制度導入を粘り強く求めてまいりました。全世代型社会保障制度の構築という観点から、軽減税率の実施で所得の少ない方に配慮しつつ、消費税率を引き上げざるを得ないのではないかと考えます。

よって、この消費税増税中止を求める意見書に対しての不採択に賛成いたします。皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（後藤正洋君） そのほか討論はありますか。

反対討論ですか。

14番、島田君。

○14番（島田裕司君） ただいま委員会報告がありました国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書に、不採択としたことに反対する立場から反対討論を行います。

私は、将来の社会保障費の財源の確保をするという、そういう観点から、消費税を8%から10%にするということについては反対すべきものではありません。しかしながら、果たしてことしの10月にこの消費税を10%導入が果たして今の日本の経済状況からいって本当に大丈夫なのか、非常に危惧する一人であります。そういうことから、反対の理由を述べたいと思います。

今政府は、消費税8%から10%の導入することによって景気減速にはならないよう、それぞれプレミアム商品券の導入、あるいはカード払いによる増税分、ポイント還元などさまざまな対策を講じると説明しております。これらについて先ほど賛成討論の中でもありましたけれども、これらの効果が本当に有効にきいてくるのか、あるいはそもそも論からいけば消費税増税分は少子高齢化社会に備えて医療や年金の社会保障に回すべきものであります。それを景気対策のプレミアム商品券や増税分のポイント還元の財源に回すということは、全く本末転倒の考え方と言わざるを得ません。それと、いろいろ消費税のことにについて改めて勉強というか、確認させていただきました。この消費税は2012年8月に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税等の一部改正の法律が国会で可決されております。それ以降、8%、そして10%、2段階で引き上げることが国会で既に決まっております。しかし、この法律には景気条項というのがあります。消費税の引き上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施すると、このように国会で議論をされているわけです。そういう意味で先ほども申し上げましたけれども、この景気が本当に上向いているのか、国民がその景気が上向いている実感がないというのはこれまでもいろんな調査、アンケートでも報告されておりますけれども、なかなかアベノミクスを初めとする政策がトリクルダウンによる上から下、富から貧しい人に分配、経済の富の分配がうまくいっているかということ、必ずしもそうではないということが最近今いろいろ国会でも問題になっております統計の不正があったのでないか、不正というか、都合のいい統計を用いて景気がよくなっているのではないかという、そういう今まさに国会でも議論をされております。そういったことを鑑みても、私はこの秋、10月に消費税を導入することについては非常に懸念をし、反対する立場であります。

また、もう一点、反対の理由ですけれども、消費税10%の増税後4年を経て2023年からインボイス適格請求書が導入される予定となっております。インボイスとは、本体価格と税額が記入をされている領収証みたいなものなのですけれども、買い手の業者はインボイスによって仕入れにかかった消費税分を差し引いて消費税を税務署に納める、こういう仕組みなのですけれども、インボイス、このインボイスがないと買い手、問屋さんは仕入れにかかった税額を経費として引くことができなくなる、今そういうことが言われておまして、このインボイスを発行しない、いわゆる小中の小売店は例えば何か卸業者にこの商品を買ってほしいと思って納めようとしても、それを納入する業者は、問屋というか、問屋はインボイスの証明がないと消費税を負担することになりますので、そういう小売から商品を仕入れるということは非常に難しくなる。排除されるといって、先ほどそういう話もありましたけれども、そういう事態が起こるだろうということが今言われております。この問題がなかなか解決しないままこの導入が進むと非常に小売業者、特に零細企業、免税業者にとっては非常にこれから商いをやっていく上で非常に問題が生じるのではないかというふうに思っております。多額の苦勞と費用をかけて新たに課税業者になるのか、それとも店を閉めてしまうとか、そういうことにならないのか非常に危惧しております。こ

のインボイス導入に当たっては、財界団体の日本商工会議所など多くの業界団体も反対しております。

以上、これらを申し上げ、これらの問題を解決した後に、そして本当に日本の経済が上向いている状況になったと、そういう判断のときにこの消費税10%は導入すべきと考えまして、この報告書にあるように本年10月の消費税10%引き上げ中止は制度として当然であるという中身のことについてとして、不採択にしたということについては反対をいたしません。

以上を申し上げまして、私の反対討論といたします。

○議長（後藤正洋君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） なければ、以上で討論を終わってよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 以上で討論を終わります。

それでは、本件につきましては採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本件について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤正洋君） 起立多数です。

よって、本件はただいまの委員長報告のとおり決定いたしました。



### ◎産業厚生常任委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第3、産業厚生常任委員会に付託しておりました町独自で国保税の1万円引き下げと国保の抜本的改革を国に求める請願書について、委員長の報告を求めます。

石川委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（石川和栄君） 産業厚生常任委員会報告書。

本委員会に付託された請願について、平成31年3月7日、3月12日、3月18日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、町独自で国保税の1万円引き下げと国保の抜本的改革を国に求める請願書。

本請願書の趣旨は、町独自で国保税を引き下げること及び国保の抜本的な改革を国に要望することである。

国民健康保険は、年齢構成や高齢化の進展による医療費の増大など構造的な問題があり、長期的に安定した医療保険制度とするため、継続的な見直し等が必要であることは認識している。

しかしながら町独自の国民健康保険の被保険者のみの保険税負担を軽減することや国に対し、国民健康保険をほかの健康保険と同様に措置することを要望することは、それぞれの保険における制度上の相違がある以上公平性からも困難である。

よって、本件、不採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

平成31年3月20日、当別町議会議長、後藤正洋様。

産業厚生常任委員会委員長、石川和栄。

以上。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「議長、討論」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 討論の声がありましたので、質疑を打ち切り、討論に移ってよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、質疑を打ち切って討論に移ります。

まず、本件に対する反対者の発言を認めます。

3番、鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 町独自で国保税の1万円引き下げと国保の抜本的改革を国に求める請願書の不採択の報告に対する反対討論を行います。

反対理由を述べます。1点目、報告書では長期的に安定した医療保険制度とするため、継続的な見直しなどが必要であることは認識しているところにもかかわらず、不採択とした理由が理解できません。

2点目、報告書では国民健康保険を他の健康保険と同様に措置することを要望することはそれぞれの保険における制度上の相違がある以上公平性からも困難であるとありますが、この指摘は当たりません。なぜなら、昨年11月16日に地方六団体などが開催した国保制度改善強化全国大会での決議では、1番目に医療保険制度の一本化を早期に実現することを求めているのです。そして、全国知事会は既に2016年には国保基盤強化と負担の公平へということで、公費1兆円の投入を求めているのです。これは、協会けんぽ並みの保険料負担率まで引き下げるには約1兆円が必要との試算に基づいたもので、被用者保険との格差是正につながる財政基盤強化の必要性を訴えたものです。また、これは医療保険制度の全国レベルの一元化を見据えての発言です。私は、地方六団体の決議や全国知事会などの要望を全面的に支持して反対討論とします。

○議長（後藤正洋君） 次に、賛成討論はありますか。

13番、高谷君。

○13番（高谷 茂君） 私は、委員会報告に賛成の立場で討論させていただきます。

この請願書の内容では、国に対して今ほど鈴木議員から述べられたような国と私ども当別町に対して2つの内容で請願されております。この中で国に対する中では、協会けんぽ

並みに引き下げることということが述べられているわけですがけれども、本当に協会けんぽの負担が低いのかなというのは私は大変疑問に思います。事業者と被保険者が対等な割合で保険料を払っているわけですがけれども、私が聞く中でも国保よりも安いというような感覚で聞いたことはあります。そういう意味で目指す方向は今述べられたような方向を目指していくということはあるかもしれませんが、実際当別町ではここで保険税を1万円引き下げることになっておりますけれども、要望することになっておりますけれども、当別町の国保の加入率というのは2月現在で25.89%だそうです。つまり4人に1人しか国保には加入していない。その中の54%が2割、5割、7割という保険税の減免措置を受けているのです。25%の、さらに54%が保険料の軽減を受けていると。こういう中で4分の3の人たちの血税を使って、この当別町の中で1万円引き下げることが税の公平性から考えて妥当かということを見ると、私はこの請願を不採択とした委員会報告に賛成をすべきだというふうに考えます。

以上です。

○議長（後藤正洋君） そのほか討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 以上で討論を終わります。

それでは、本件については採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本件について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤正洋君） 起立多数です。

よって、本件はただいまの委員長報告のとおり決定いたします。



### ◎産業厚生常任委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第4、産業厚生常任委員会に付託しておりました日米貿易協定交渉の中止を求める陳情書について、委員長の報告を求めます。

石川委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（石川和栄君） 産業厚生常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、平成31年3月7日、3月12日、3月18日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、日米貿易協定交渉の中止を求める陳情書。

本陳情書の趣旨は、日米FTAに向けた貿易協定交渉を中止することである。

また、この交渉による影響は、国内の問題として対処すべきであり、農業においても食料の安全確保を……

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時09分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

○産業厚生常任委員会委員長（石川和栄君） 記、日米貿易協定交渉の中止を求める陳情書。

本陳情書の趣旨は、日米F T Aに向けた貿易協定交渉を中止することである。

日本において、円滑に自由な貿易ができることは大変重要である。

また、この交渉による影響は、国内の問題として対処すべきであり、農業においても食料の安全確保を前提に、国内の自給率を下げない取り組みが進められている。

さらには、日米の関係をしっかりと保ち、言うべきことはしっかりと言う姿勢で交渉に臨むべきであり、交渉を中止するという後ろ向きな立場をとるべきではないと考える。

したがって、日米貿易協定交渉の中止を求めることは、不適當と考える。

よって、本件、不採択とすることが適當と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

平成31年3月20日、当別町議会議長、後藤正洋様。

産業厚生常任委員会委員長、石川和栄。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「議長、討論」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 討論の声がありましたけれども、質疑を打ち切って討論に移ってよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、質疑を打ち切り、これより討論を行います。

まず、本件に対する反対者の発言を認めます。

3番、鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 日米貿易協定交渉の中止を求める陳情書の不採択の報告に対する反対討論を行います。

反対理由を述べます。1点目、報告書ではこの交渉による影響は国内の問題として対処すべきでありとありますが、これまで政府はT P P 11、日欧E P A対策として各種事業を進めています。しかし、多くは規模拡大、コスト削減目標が大前提で、当別にとって使い勝手の悪いものとなっていて、現場から改善の声が強くなっていきます。対策というならば、戸別所得補償の復活など家族農業を支援する対策が必要です。

2点目、報告書では国内の自給率を下げない取り組みが進められているとありますが、



自給率は下がり続け、生産基盤は弱体化していているのが現実の姿です。また、食料の安全確保という点でも食品添加物や残留農薬基準、遺伝子組みかえ作物の表示義務の緩和などで健康被害が心配されます。

3点目、報告書では言うべきことはしっかり言う姿勢で交渉に臨むべきでありとありますが、皆さんは本当に言うべきことはしっかり言えると考えているのでしょうか。町長いわく、交渉は強いほうの言い分が通ると、アメリカのほうが圧倒的に強いのではないのでしょうか。既に発効しているTPP11、日欧EPAの影響が出てきています。もし日米貿易協定交渉が強行されたなら、当別の基幹産業である農業に多大な影響を及ぼすのは火を見るより明らかだと述べて、反対討論といたします。

○議長（後藤正洋君） 次に、賛成討論はありますか。

1番、佐藤君。

○1番（佐藤立君） 私は、日米貿易協定交渉の中止を求める陳情書に対する不採択との委員会報告に対して賛成の立場から討論をさせていただきます。

我が国は、国民の平和で幸せな暮らしを守る、そのために国際社会の中で自由貿易、そして国際協調を基調とする、こういう大きな選択をしてこの国を運営をしてまいりました。私は、その選択は全く間違っていないと思っております。その上で2点賛成の理由を申し上げます。

TPP初め我が国の自由貿易の中で、特に農業において国内の農業にさまざまな影響が出ていることは、これは一つの事実ではあるかと思えます。ただ、そこに対して先ほど反対討論の中でもさまざまご意見ございましたけれども、まさにどのような対策をとるか、それこそが国内的な問題であり、国内の英知を集めて解消すべき問題であります。よって、それをもって国際協定に背を向けるという理由には全くなり得ません。

また、日米、特に日米FTAに関しては日本とアメリカが対等に交渉することができるのだろうかという懸念があります。この懸念は、私も全く当然のものだと思いますし、日本とアメリカの国力、例えば経済力、軍事力、人口その他を含めても大きな差があるのは事実だと思います。しかし、そこに差があり、考え方に違いがあるからこそ、対話の道を閉ざしてはいけないのだと思います。日常生活においても意見が違ふ、考え方が違ふ、そういった方々と対話をしなくていいというのでしょうか。決して背を向けることなく、対話を続けること、それが全ての基本であります。対話に背を向けたとき、そこに残るのは相互不信であり、そこから何が生み出されるのか。

先日ニュージーランドのクライストチャーチで大変悲惨な事件がありました。宗教観の対話の不足、移民に対する対話の不足、こういったところが最終的に被害を受けるのは一人一人の市民であります。この問題は、単に農業の問題でも経済の問題でもなく、国際社会の中で人々がいかに幸せな暮らしをしていくのか、その根源にかかわる、価値にかかわる非常に重要な問題であります。ですからこそ、立場の違いがあつたとしても、国際交渉から背を向けることなく、しっかりと交渉に向かつて、その中で国民の幸せを守るために

努力をしていく、その姿勢を忘れてはならないと思っております。

よって、私は本委員会報告に賛成をいたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（後藤正洋君） そのほか討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 以上で討論を終わります。

それでは、本件については採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本件について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤正洋君） 起立多数です。

よって、本件はただいまの委員長報告のとおり決定いたしました。



#### ◎当別町公共施設に関するあり方検討特別委員会報告

○議長（後藤正洋君） 次に、日程第5、当別町公共施設に関するあり方検討特別委員会に付託しておりました地方創生 都市再開発事業による「コンパクトシティまちづくり」に関する陳情書について委員長の報告を求めます。

岡野特別委員長。

○当別町公共施設に関するあり方検討特別委員会委員長（岡野喜代治君） 当別町公共施設に関するあり方検討特別委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、平成29年12月8日、12月27日、平成30年1月23日、6月13日、7月30日、8月21日、10月2日、11月30日、平成31年3月8日、3月18日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、「地方創生 都市再開発事業による「コンパクトシティまちづくり」」に関する陳情書。

本陳情書は、都市再開発事業への参加及び町営住宅の新築建て直しの組み合わせにより当別町都市再開発事業「コンパクトシティ」の実現を目指す趣旨である。

具体的な陳情内容において、当別町の現状を踏まえると採択できない部分も多くあるが、趣旨については、理解できる。

よって、本件、趣旨採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

平成31年3月20日、当別町議会議長、後藤正洋様。

当別町公共施設に関するあり方検討特別委員会委員長、岡野喜代治。

以上であります。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、討論もないようですので、ただいまの委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。



### ◎当別町公共施設に関するあり方検討特別委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第6、当別町公共施設に関するあり方検討特別委員会を行います。

当別町公共施設に関するあり方検討特別委員長から報告をしたいとの申し出がありましたので、これを許します。

岡野特別委員長。

○当別町公共施設に関するあり方検討特別委員会委員長（岡野喜代治君） 当別町公共施設に関するあり方検討特別委員会中間報告書。

本委員会は、平成29年12月5日、12月8日、12月27日、平成30年1月23日、6月13日、7月30日、8月21日、10月2日、11月30日、平成31年3月8日、3月18日に委員会を開催し、町部局の出席を求め説明を聴取し、慎重審議の結果、次のとおり中間報告する。

記、本委員会は、平成29年12月5日に設置以来、当別町の公共施設の老朽化とともに人口構造の変化等による利用需要の変化を踏まえ、長期的な視点のもと、財政負担の軽減と平準化を推し進め、公共施設等の適切な配置、管理について、将来のまちづくりを見据えた重要な課題として慎重に審議を重ねているところである。

これまで、当別町公共施設等総合管理計画及び今後の当別町公共施設（建築物）に関するあり方について、当別町一体型義務教育学校基本構想並びに立地適正化計画それぞれの現状及び策定状況について、所管事務調査を行っている。

現在、当別町公共施設等総合管理計画及び今後の当別町公共施設（建築物）に関するあり方については、今後の取り組みについて具体化されていくものと思われる。一体型義務教育学校は、事業費を示されていないため、財政負担について、審議を行っていない。立地適正化計画は策定途中であり、委員会としての実質的な審議を行っていない。

以上のことから今後においても本委員会の目的である当別町公共施設のあり方を検討し、将来のまちづくりを見据えた重要な課題として、当別町公共施設等総合管理計画及び今後の当別町公共施設（建築物）に関するあり方について、並びに立地適正化計画について審議を進めていくべきものとする。

以上、本委員会の報告とする。

平成31年3月20日、当別町議会議長、後藤正洋様。

当別町公共施設に関するあり方検討特別委員会委員長、岡野喜代治。

○議長（後藤正洋君） 以上で報告を終わります。



### ◎平成31年度当別町各会計予算審査特別委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第7、平成31年度当別町各会計予算審査特別委員会の報告を求めます。

古谷委員長。

○平成31年度当別町各会計予算審査特別委員会委員長（古谷陽一君） 平成31年度当別町各会計予算審査特別委員会報告書。

本定例会において付託された案件について、平成31年3月15日、18日、20日の3日間にわたり慎重審査の結果、次のとおり決定したので報告する。

1、審査の結果、（1）、議案第7号から議案第23号。

本各案件は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

平成31年3月20日、当別町議会議長、後藤正洋様。

平成31年度当別町各会計予算審査特別委員会委員長、古谷陽一。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

3番、鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 本会議始まる前の予算審査特別委員会で、委員長より報告があった、それに対して質疑を行いました。その答弁として、慎重審議の結果、こういう報告になったというふうにありましたが、しかしやはり取り分けて国保会計における加入者の負担が増大するという点について、載っていないのは疑問をまた感じるわけです。あえてもう一度聞きたいと思います。なぜ少数意見ではあったけれども、町民負担を強いる国保の増大分、そういったところに対する意見が出ていないのかお聞きしたいなと思います。

○議長（後藤正洋君） ただいまの質問に対する委員長の答弁を求めます。

古谷委員長。

○平成31年度当別町各会計予算審査特別委員会委員長（古谷陽一君） ただいまの鈴木議員の質問に対しまして答弁をいたします。

本予算委員会におきましては、慎重に審議をいたしました。さまざまな意見が出ております。これは、いつの委員会でも意見なしということはないわけでございます。そんな中、慎重に審議をした結果、この結果を出さなければ、報告をしなければなりません。そういう中におきまして慎重に審議をいたしまして、どのように報告するかということも十分協議をいたしました結果、原案のとおり可決すべきものと決定したという結果になったとこ

ろでございます。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、討論を省略したいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、討論を省略し、ただいまの委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第7号から第23号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時35分

○議長（後藤正洋君） 再開します。



#### ◎議案第24号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 次に、日程第8、議案第24号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第24号 当別町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略し、議案第24号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第24号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。



### ◎議案第25号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第9、議案第25号を上程いたします。  
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第25号 当別町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

土地改良法の一部改正に伴い、所定の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、本案は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第25号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。



### ◎議案第26号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第10、議案第26号を上程いたします。  
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第26号 当別町水道事業布設工事

監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

学校教育法等の一部改正に伴い、水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略し、本案は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第26号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



#### ◎議案第27号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第11、議案第27号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第27号 当別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略し、本案は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第27号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

◇

**◎議員の派遣議決の件**

○議長（後藤正洋君） 日程第12、議員の派遣についてお諮りいたします。

本年4月1日から4月30日までの間、本町の重要懸案事項促進のため、道内外の関係機関に本議会を代表して必要がある場合に議員を派遣するものとして、派遣議員は案件を勘案し、その都度議長が指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定をいたします。

---

◇

**◎所管事務調査の件**

○議長（後藤正洋君） 日程第13、所管事務調査についてお諮りいたします。

本年4月1日から4月30日までの間、議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、議会広報特別委員会、当別町公共施設に関するあり方検討特別委員会より、閉会中の所管事務調査を実施したい旨の申し出がありましたので、これを許可することにしてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定をいたします。

---

◇

**◎閉会の宣告**

○議長（後藤正洋君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

平成31年第1回当別町議会定例会を閉会いたします。

（午前11時52分）



地方自治法第123条の規定により署名する。

令和元年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員